

令和 4 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 4 (2022) 年 6 月
甲南女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	71
基準 6. 内部質保証	88
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	93
基準 A. 地域連携・社会貢献活動	93
V. 特記事項	97
VI. 法令等の遵守状況一覧	98
VII. エビデンス集一覧	110
エビデンス集（データ編）一覧	110
エビデンス集（資料編）一覧	110

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1) 建学の精神

学校法人甲南女子学園（以下「本学園」という。）は、以下の「建学の精神」「校訓」「教育方針」による建学の理念を掲げている。

建学の精神

まことの人間をつくる

校訓

清く 正しく 優しく 強く

教育方針

全人教育 個性尊重 自学創造

本学園の歴史は、実業家であった安宅彌吉により、大正 9(1920)年に「甲南高等女学校」として創立されたことに始まる。その後、昭和 30(1955)年に開学した「甲南女子短期大学」等の変遷を経て、昭和 39(1964)年に「甲南女子大学」が開学し、中学校・高等学校・大学・大学院で構成される総合学園に発展し、現在の姿に至る。

甲南高等女学校の創立に当たり掲げられた理想、「官立にない自由な校風の女学校」の実現を目指し、初代専任校長の表甚六が、校訓「清く 正しく 優しく 強く」を置き、教育方針「全人教育 個性尊重 自学創造」の基礎を築いた。表校長の目指した教育方針については、以下のとおりである。（『甲南女子学園 100 周年記念誌』より）

- (一) 自学創造教育の目標：主観的には、個人の全人格価値を実現せしめ、客観的には人類文化の向上発展に貢献し得る人物の養成を教育の目標とする。
- (二) 教育原理：自発自展の内部的努力を予想し、自由意思を重んじ、自己の力によりて価値創造への進展に努力せしむることを教育方法の第一原理とする。教育活動の目的とするところは、生徒の内面に価値創造の意識を揺り動かし、自覚し、助長するにある。
- (三) 生徒本位の教育：教師本位の規範を強要せず、生徒の時代年齢に応ずる生活欲求を理解し、其の価値化を助成し補導することを力める。
- (四) 個性尊重の教育：画一的・形式的教育の弊に鑑み、個人的指導を盛にし、個性を中心として天賦の才能を発揮せしめんことを期する。
- (五) 全人格主義の教育：生活組織の要素を総合的に取扱い、教科目の独自性を割拠することを避けて、常に全我活動をなさしめんことを期する。各教科は各々共の専門的分野があるけれども、之に捉われては人格は偏る。人間諸能力の調和的発達が教育の理想である限り、各教科は常に全人格の陶冶ということを忘れてはならぬ。
- (六) 生活本位の教育：実際生活に即して価値を体験せしめ、之を基として価値進展の欲求を促し、生活をして価値創造の無限の過程たらしめんことを力める。

これらの背景を踏まえ、昭和 33(1958)年、建学の精神を「まことの人間をつくる」と明文化し、創立以来、誠実で品位ある女性の育成に努めている。

2) 使命・目的

甲南女子大学及び甲南女子大学大学院の使命・目的は、「建学の精神」「校訓」「教育方針」からなる建学の理念を基盤として、「甲南女子大学学則」第1条及び「甲南女子大学大学院学則」第1条に以下のとおり定め、具体的に明文化している。

■大学の使命・目的

本学は、個性尊重・全人教育の伝統を基調として広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、誠実にして品位ある人格を養うとともに、教養高き女性を育成し国家社会の進運に寄与することを目的とする。

■大学院の使命・目的

甲南女子大学大学院（以下「本大学院」という。）は、甲南女子大学の教育精神に則り、専門の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

このように、建学の理念は、本学園創立当初より現在に至るまで引き継がれている。

一方で、社会の変化とともに、使命・目的をより分かりやすく学内外に示し、社会に対する説明責任を果たす必要も生じてきた。そこで、平成19(2007)年には、使命・目的の基盤となる建学の理念について、学生が理解できる平易で簡潔な文章とするため、「教育方針」を基に「大学の使命」、「校訓」を基に「学生がめざす姿」を、新たに定めている。

■大学の使命

建学の理念を基盤に、品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性を育成する

- 人としての教養と常識を基本に確かな専門知識を養い、社会で活躍できる基礎力を育てる
- 内から輝く個性を磨き、人間愛を持って他に尽くす、思いやりの心を育てる
- 自ら学び考えることで主体性と創造性を育み、実践的な知識・技能・判断力および学術的探究心を育てる

■学生がめざす姿

- 自分自身に誠実であり、他者に対しても誠実なコミュニケーションができる
- マナーを身につけ、正しいことを貫く意志を持ち、しなやかに対応することができる
- 広い視野を持ち、自分と異なるものを理解・受容し、他のために努力することができる
- 失敗を恐れず、チャレンジする勇気とパワーを発揮することができる

3) 大学の個性・特色

甲南女子大学（以下「本学」という。）の主たる個性・特色は、以下の点にある。

第一に、甲南高等女学校の創立以来約100年にわたり、高い理想を掲げこれを実践し女子教育の実績を積み上げてきた点が挙げられる。これまで、建学の理念に基づいた教育の実践により、品格ある高い教養を備えた女性を社会に多数送り出してきた。そして、その継続のうちに良き伝統が形成され、現在の社会的評価にもつながっている。

第二に、阪神間、特に神戸を代表する女子教育の拠点としての社会的役割を担ってきた点が挙げられる。本学の前身である甲南高等女学校は、大正時代、当時の神戸住吉村（現在の神戸市東灘区）に在住した関西財界人の「官製の画一的な教育の弊害」に対する憂いから、安宅彌吉を中心に創立された。創立には、当時の関西財界の中核を担う多くの財界人からの支持があり、その経緯から、本学園の歴代理事長は、関西経済連合会の会長経験者も含め財界出身者が務めている。芦屋や西宮といった阪神間の近代モダニズム文化及び多様な異文化が共生共存する、神戸という開放的でリベラルな都市文化を背景に、地域に根ざした堅実な家庭教育と連携した教育を実践している。

第三に、学生一人一人に向き合うきめこまかな教育を実践してきた点が挙げられる。

「全人教育 個性尊重 自学創造」を教育方針とする本学では、学生に寄り添った教育を重視し実践してきた。現在でも、少人数によるゼミ、コモンルーム、オフィスアワー、アドバイザー教員制度等による学生と教員の密接な交流を実践し、学習面や生活面の指導をきめこまかに行っている。

第四に、社会貢献及び国際化に力を入れている点が挙げられる。「品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性を育成する」という大学の使命に基づき、本学では対外協力センターを設置している。対外協力センターでは、海外留学等の国際交流やボランティア活動をはじめとする社会貢献活動等の実績を積んでおり、地域社会から国際社会まで様々なフィールドで活躍できる女性を育成している。

以上が本学の主たる個性・特色である。開学時には1学部2学科の規模であったが、現在では、大学院2研究科4専攻、大学5学部11学科の構成となり、全入学定員1,028人、全収容定員4,028人を擁する総合女子大学へと発展している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	内 容
大正 9(1920)年	甲南高等女学校設立認可
大正 10(1921)年	財団法人甲南学園高等女学校設立認可
昭和 17(1942)年	旧制専攻科設置発足
昭和 22(1947)年	甲南女子中学校併設認可
昭和 23(1948)年	新制女子高等学校設立認可 財団法人の名称を財団法人甲南女子学園と改称
昭和 25(1950)年	新制専攻科設置発足
昭和 26(1951)年	財団法人を学校法人甲南女子学園に組織変更認可
昭和 30(1955)年	甲南女子短期大学設置認可、甲南女子短期大学開学
昭和 39(1964)年	甲南女子大学開学、大学を東灘区本山町田中より現在地に移転 甲南女子大学文学部を開設
昭和 43(1968)年	甲南女子高等学校・中学校を東灘区本山町田中より現在地に移転
昭和 49(1974)年	短期大学を短期大学部へ名称変更
昭和 50(1975)年	大学院文学研究科修士課程を開設 文学部に人間関係学科を開設
昭和 52(1977)年	大学院文学研究科博士後期課程を開設
平成 13(2001)年	甲南女子大学人間科学部を開設
平成 14(2002)年	甲南女子短期大学部を廃止
平成 16(2004)年	文学部人間関係学科を廃止
平成 17(2005)年	大学院人文科学総合研究科を3専攻9コースに再編
平成 18(2006)年	文学部にメディア表現学科、人間科学部に総合子ども学科を開設
平成 19(2007)年	甲南女子大学看護リハビリテーション学部を開設
平成 22(2010)年	文学部フランス語フランス文学科を廃止
平成 23(2011)年	人間科学部人間教育学科を廃止
平成 24(2012)年	大学院看護学研究科修士課程看護学専攻を開設
平成 30(2018)年	甲南女子大学医療栄養学部を開設 大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻を開設
令和 2(2020)年	甲南女子大学国際学部を開設

2. 本学の現況

・ **大学名** 甲南女子大学

・ **所在地** 兵庫県神戸市東灘区森北町6丁目2番23号

・ 学部構成

文学部	日本語日本文学科 メディア表現学科
国際学部	国際英語学科 多文化コミュニケーション学科
人間科学部	心理学科 総合子ども学科 文化社会学科 生活環境学科
看護リハビリテーション学部	看護学科 理学療法学科
医療栄養学部	医療栄養学科

・ 研究科の構成

人文科学総合研究科 博士前期課程	言語・文学専攻 心理・教育学専攻 社会・文化環境学専攻
人文科学総合研究科 博士後期課程	言語・文学専攻 心理・教育学専攻 社会・文化環境学専攻
看護学研究科博士前期課程	看護学専攻
看護学研究科博士後期課程	看護学専攻

甲南女子大学

・ 学生数（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

学校	研究科・学部	専攻・学科	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
大学院	人文科学総合研究科 博士後期課程	言語・文学専攻	3	0	9	0
		心理・教育学専攻	3	0	9	0
		社会・文化環境学専攻	3	2	9	3
	人文科学総合研究科 博士前期課程	言語・文学専攻	9	1	18	2
		心理・教育学専攻	13	5	26	16
		社会・文化環境学専攻	9	4	18	5
	看護学研究科博士後期課程	看護学専攻	3	0	9	11
	看護学研究科博士前期課程	看護学専攻	5	3	10	5
大学院合計		48	15	108	42	
文学部	日本語日本文化学科	80	80	320	357	
	英語文化学科※募集停止	—	—	120	155	
	多文化コミュニケーション学科※募集停止	—	—	70	91	
	メディア表現学科	70	79	280	330	
	合計	150	159	790	933	
国際学部	国際英語学科	110	75	330	299	
	多文化コミュニケーション学科	80	86	240	272	
	合計	190	161	570	571	
大学	人間科学部	心理学科	90	80	360	390
		総合子ども学科	150	138	600	620
		文化社会学科	80	53	320	330
		生活環境学科	80	83	320	379
		合計	400	354	1600	1719
	看護リハビリテーション学部	看護学科	100	107	400	428
		理学療法学科	60	51	240	224
		合計	160	158	640	652
	医療栄養学部	医療栄養学科	80	90	320	303
		合計	80	90	320	303
	大学合計		980	922	3920	4178
	総合計		1028	937	4028	4220

・ 教員数（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

教授	准教授	講師	助教	助手	合計
78 人	41 人	34 人	20 人	3 人	176 人
44.3%	23.3%	19.3%	11.4%	1.7%	100.0%

・ 職員数（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
82 人	0 人	24 人	40 人	146 人
56.2%	0.0%	16.4%	27.4%	100.0%

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、建学の精神「まことの人間をつくる」、校訓「清く 正しく 優しく 強く」、教育方針「全人教育 個性尊重 自学創造」という建学の理念を有している。これらを基盤に、大学及び大学院の使命・目的を、「甲南女子大学学則」（以下「大学学則」という。）第 1 条及び「甲南女子大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 1 条に以下のとおり定め、具体的に明文化している。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

■大学の使命・目的

本学は、個性尊重・全人教育の伝統を基調として広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、誠実にして品位ある人格を養うとともに、教養高き女性を育成し国家社会の進運に寄与することを目的とする。

■大学院の使命・目的

甲南女子大学大学院（以下「本大学院」という。）は、甲南女子大学の教育精神に則り、専門の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、使命・目的に基づいた学位プログラムごとの人材育成に関する目的を、「大学学則」第 2 条の 2、「大学院学則」第 5 条及び第 5 条の 2 に以下のとおり定め、具体的に明文化している。

■学部及び学科における人材育成に関する目的

【文学部】

人間が作り上げ育ててきた文化・言語および文学・芸術に対する深い関心と幅広い教養を身につける。加えて、言語ならびにメディアの運用力を修得し、円滑な人間関係を築くためのコミュニケーション能力と個性の発現である自己表現力を備えた人材を育成する。

<日本語日本文化学科>

日本語および日本文化についての豊かな教養を身につけ、多角的に社会を捉え、高度で実践的なコミュニケーションスキルを活用しつつ問題の解決にあたる、社会に貢献できる人材を育成する。

<メディア表現学科> メディアを活用した表現行為を、発信と受信の双方向的関係のもとに捉え直し、その作用と影響を考察できる能力を身につけた人材を育成する。
【国際学部】 現代のグローバル社会における社会的・文化的諸課題を理解し、実践的な外国語運用能力と高いコミュニケーション能力によってさまざまな領域で中核的・支援的な役割を果たすことのできる人材を育成する。
<国際英語学科> 世界で仕事をし、貢献する視野とそれを支える知識と能力（世界と自らの文化に対する理解、批判的思考力、論理的表現力）、英語による国際的なコミュニケーションスキル、活動経験を有し、行動的で個としての強さをもった人材を育成する。
<多文化コミュニケーション学科> 実践的な語学力（英語とアジア言語）を習得し、国際的教養及び行動力を身につけ、多様な社会的・文化的背景をもつ人々と協働してグローバル社会における課題解決に努め、国際・地域社会で活躍できる人材を育成する。
【人間科学部】 現代社会に生きる人間を理解し、よりよく生きるために、人間とその環境の多様性・複雑性を科学的・総合的に探求し、社会に生きる人間に関わる現実的な諸課題・諸問題に実践的に関わり、解決していく人材を育成する。
<心理学科> 基礎領域から応用領域まで幅広い心理学教育を行うことで、客観的な観察力、論理的な思考、数量的なデータ処理能力、コミュニケーション力を身につけ、社会で活躍できる人材を育成する。
<総合子ども学科> 人間に対する深い洞察と尊敬をもちながら、子ども学の幅広い視野に立って、子どもを取り巻く問題を他者との協働の中で解決し、学んだ知識や技能を活かして様々な分野で社会に貢献する人材を育成する。
<文化社会学科> 身近な現代文化に関する興味や関心を起点として、社会現象や社会問題を、幅広い視野で物事を多面的にとらえる社会学の技法を用いて分析し、自分の考えとして社会に向けて示すことができる人材を育成する。
<生活環境学科> 衣食住を中心に、環境に対する人のあり方、健康的な暮らしのあり方等について必要な知識・教養・技術を習得し、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動する能力および態度を身につけた人材を育成する。
【看護リハビリテーション学部】 豊かな人間性を培い、高いヒューマンケアの視点で看護及びリハビリテーション領域の専門職者としての実践力を備え、医療及び保健福祉の分野で看護学科は看護師、保健師、助産師及び養護教諭として、理学療法学科は理学療法士として、地域社会及

び国際社会において活躍できる人材を育成する。
＜看護学科＞ 豊かな人間性と高い倫理観を培い、生命の尊厳を基盤に、対象者とその家族・コミュニティを中心にした看護が実践でき、地域・国際社会で活躍できる人材を育成する。
＜理学療法学＞ 生命に対する深い畏敬の念と倫理観を身につけ、科学的根拠に基づいた理学療法 of 専門的知識と技術を習得し、地域社会及び国際社会でチーム医療の一員として活躍できる人材を育成する。
【医療栄養学部】 ＜医療栄養学科＞ 知性と品格を磨き、他者を思いやる豊かな人間性と倫理性を養うとともに栄養学の知識と実践力を修得する「全人栄養教育」を理念に掲げて、医療をはじめとする幅広い栄養学関連分野で管理栄養士として地域社会において活躍する人材を育成する。

■研究科及び専攻における人材育成に関する目的
【人文科学総合研究科】 人文科学総合研究科は、言語学・文学、心理学・教育学、社会学・地域文化研究・人間環境学を基礎に、相互に連携を図り、それぞれの特定領域において優秀かつ学際性を備えた研究者の養成、高度の専門職業人及び高度の教養人の養成を目的とする。
＜言語・文学専攻＞ 主として日本・イギリス・アメリカの言語・文学・文化に関する研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。
＜心理・教育学専攻＞ 心理学・教育学・哲学を中心とする研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。
＜社会・文化環境学専攻＞ 社会学及びその隣接領域・地域文化・生活環境に関する研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。
【看護学研究科】 看護学研究科は、生命の尊厳や人権の尊重について深く理解し、地域住民の生活の質を探究する豊かな人間性と高邁な倫理観を兼ね備えた質の高い、自立（自律）した教育・研究者ならびに高度な看護実践職者を養成し、社会における保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。
＜看護学専攻＞ 看護教育管理学、成育看護学、臨床応用看護学、コミュニティヘルス看護学を中

心とする研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】甲南女子大学学則

【資料 1-1-2】甲南女子大学大学院学則

1-1-② 簡潔な文章化

基準 1-1-①で示したとおり、本学の使命・目的及び学位プログラムごとの人材育成に関する目的は、「大学学則」「大学院学則」に簡潔に文章化している。

なお、これらの基盤となる建学の理念については、「建学の精神」「校訓」「教育方針」を一体的に示し、学生に向けて『学生要覧』『学生手帳』に掲載し広く周知している。さらに、大学 Web サイトにも掲載し、社会に対して広く周知を図っている。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-3】2022(令和 4)年度 学生要覧（建学の理念・教育理念）

【資料 1-1-4】2022 年度 学生手帳

【資料 1-1-5】大学 Web サイト（教育理念・建学の理念）

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の主たる個性・特色は、以下の 4 点にある。

- ①創立以来 100 年にわたり、品格ある高い教養を備えた女性の育成という高い理想を掲げ、これを実践し女子教育の実績を積み上げてきた点
- ②阪神間、特に神戸を代表する女子教育の拠点としての社会的役割を担ってきた点
- ③学生一人一人に寄り添ったきめこまかな教育を実践してきた点
- ④社会貢献及び国際化に力を入れている点

これらの個性・特色は、建学の理念である「建学の精神」「校訓」「教育方針」に明記されており、基準 1-1-②のとおり『学生要覧』や大学 Web サイト等により学内外に明示している。また、学則上においても、個性尊重・全人教育の伝統を基調とすることや、誠実にして品位ある人格を養うこと、教養高き女性を育成することを、使命・目的として定めており、本学の個性・特色を反映している。

1-1-④ 変化への対応

本学では、時代の変化や要請に応えるため、社会情勢に対応して、使命・目的及び学位プログラムごとの人材育成に関する目的を見直している。

平成 19(2007)年には、使命・目的の基盤となる建学の理念について、学生が理解できる平易で簡潔な文章とするため、「教育方針」を基に「大学の使命」、「校訓」を基に「学生がめざす姿」を、新たに定めている。

■大学の使命

建学の理念を基盤に、品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性を育成する

- 人としての教養と常識を基本に確かな専門知識を養い、社会で活躍できる基礎力を育てる
- 内から輝く個性を磨き、人間愛を持って他に尽くす、思いやりの心を育てる
- 自ら学び考えることで主体性と創造性を育み、実践的な知識・技能・判断力および学術的探究心を育てる

■学生がめざす姿

- 自分自身に誠実であり、他者に対しても誠実なコミュニケーションができる
- マナーを身につけ、正しいことを貫く意志を持ち、しなやかに対応することができる
- 広い視野を持ち、自分と異なるものを理解・受容し、他のために努力することができる
- 失敗を恐れず、チャレンジする勇気とパワーを発揮することができる

「大学の使命」「学生がめざす姿」は、建学の理念と併せて、『学生要覧』、『学生手帳』、大学 Web サイト等に明示している。【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

また、令和 3(2021)年度には、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいた教育の展開と教育の質保証を推進するため、学科ごとの人材育成に関する目的を「大学学則」第 2 条の 2 に定めた。従前は、学部ごとに人材育成に関する目的を定めていたが、本学では学科ごとに授与する学位が異なるため、学位プログラムを中心とした教育の質保証を更に推進するため、学科ごとの内容を新たに策定し変更したものである。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-6】2022(令和 4)年度 学生要覧（建学の理念・教育理念）

【資料 1-1-7】大学 Web サイト（教育理念・建学の理念）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は建学の理念に基づき、「大学学則」等に使命・目的及び人材育成に関する目的を明確に文章化し定めている。また、『学生要覧』や大学 Web サイト等、様々な媒体に掲載し広く社会に公表している。今後も建学の理念を受け継ぎながら、変化する社会情勢に対応しつつ教育の質保証を更に推進するため、内部質保証委員会及び大学評価委員会を中心として、組織的に教育目的の見直しを継続する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び人材育成に関する目的は、「大学学則」及び「大学院学則」に定めている。学則を改正する場合は、学部教授会、研究科委員会、大学評議会、理事会に諮り、教職員や役員の声を反映し、理解を得た上で進めている。令和 3(2021)年、学科の人材育成に関する目的を策定する過程においては、学科長を中心に各学科の教員が策定に関与し、全学科の人材育成に関する目的を内部質保証委員会で精査した。最終案は教学経営会議でも報告し、教職員への周知を図っている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】

以上のように、本学では使命・目的及び人材育成に関する目的の策定に、役員、教職員が参画しており、理解と支持を得ている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-1】内部質保証委員会記録及び資料（2021 年 10 月 11 日）

【資料 1-2-2】教学経営会議議事録及び資料（2021 年 11 月 8 日報告事項 4）

【資料 1-2-3】理事会議事録及び資料（2022 年 3 月 16 日議案 4）

1-2-② 学内外への周知

まず、学内への周知として、学生及び教職員に向けては、建学の理念、本学の使命・目的を記載した『学生要覧』『学生手帳』を配布し、周知を図っている。特に、新入生に向けては、入学前の注意事項をまとめた『入学のしおり』に記載し、保証人にも見ていただくよう、配布している。加えて、入学式で配布する『式次第』にも記載し、学長及び理事長が式辞の中で説明する時間を設けている。また、新任教職員に向けても、新任教員研修及び新任職員研修の場で、本学の使命・目的について、建学の理念や歴史等と併せて説明し、理解を深めるよう努めている。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

さらに、平成 27(2015)年には、本学の歴史、教育理念を記した『甲南女子大学読本』を作成した。使命・目的に対する共通理解の確保と帰属意識向上のため、教職員及び新入生（平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度）に配布した。【資料 1-2-7】

次に、学外への周知としては、大学 Web サイトや『Campus Guide』（以下『大学案内』という。）を活用し、広く社会に向けて公表している。平成 29(2017)年度からは、学園創立 100 周年記念 Web サイトにて本学の歴史をたどり、使命・目的等を掲載している。特に、受験生や保証人に向けては、『学生募集要項』にも記載し、本学の理念をご理解いただくよう努めている。【資料 1-2-8】

学園創立 100 周年を迎えた令和 2(2020)年には、創立者である安宅彌吉の想いや教育理念を再確認し、学園の伝統ある歴史を次の 100 年へとつなげるため、安宅彌吉について記した冊子や『甲南女子学園 100 周年記念誌』を制作し、学内教職員、学園理事、評議員、本学の卒業生を対象に配布した。【資料 1-2-9】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-4】 2022 年度 入学のしおり

【資料 1-2-5】 2022(令和 4)年度 入学宣誓式 式次第

【資料 1-2-6】 2022 年度 新任教職員研修「甲南女子学園の歴史と理念」

【資料 1-2-7】 甲南女子大学読本

【資料 1-2-8】 甲南女子学園創立 100 周年記念 Web サイト

【資料 1-2-9】 甲南女子学園創立者安宅彌吉（冊子）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成 21(2009)年度より 3 年ごとに中期計画を策定しており、令和 3(2021)年度に第 5 次中期計画が開始した。全ての中期計画において、中期計画策定の根幹に「建学の理念」を置いており、本学の目指すべき根本的な姿勢を掲げた上で具体的な計画を策定している。

【資料 1-2-10】 【資料 1-2-11】

第 5 次中期計画では、本学の使命・目的を果たすため、『未来への実践力』の育成を人材育成の柱としている。「未来への実践力」とは、「学生が自律的に判断し、責任ある発言と行動をする力」を意味し、本学の全学ディプロマ・ポリシーとして位置づけている。

また、使命・目的を基盤にしながら社会情勢の変化に対応すべく、単年度の事業計画と事業報告により、毎年度中期計画を見直すローリングプラン方式を採用している。【資料 1-2-12】

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 1-2-10】 第 1 次中期計画

【資料 1-2-11】 第 5 次中期計画

【資料 1-2-12】 2022 年度 事業計画書

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、大学及び大学院の使命・目的、人材育成に関する目的を基に、学位プログラムごと（学科・専攻）のディプロマ・ポリシーを定めている。また、大学においては、全学ディプロマ・ポリシーとして「未来への実践力」を掲げており、各学科のディプロマ・ポリシーの中で学生が身につけるべき力を具体化している。これらのディプロマ・ポリシーに掲げた学生の学修成果の目標を実現するため、教育課程編成・実施の方針としてカリキュラム・ポリシーを定め、さらに、本学が求める学生像を明確にするため、アドミッション・ポリシーを定めている。

3 つのポリシーは、建学の理念、本学の使命・目的と同様に、『学生要覧』に掲載し、学生及び教職員に配布している。また、大学 Web サイトに掲載し、学外にも広く周知を図っている。【資料 1-2-13】 【資料 1-2-14】

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 1-2-13】 2022(令和 4)年度 学生要覧（教育理念・目的など）

【資料 1-2-14】 大学 Web サイト（3 つのポリシー）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は使命・目的及び人材育成に関する目的を踏まえ、大学に 5 学部 11 学科、大学院

には2研究科4専攻の教育研究組織を設置している。各学科・専攻には設置基準を上回る専任教員を配置しており、各学部には事務職員で構成される「学部事務課」を組織し、教育目的達成のため教員と職員が協働している。【資料 1-2-15】

加えて、大学には「学部教授会」「合同教授会」、研究科には「研究科委員会」を設置することを規程に定め運営しており、教育研究に関する事項を適切に審議する体制を整備している。【資料 1-2-16】【資料 1-2-17】【資料 1-2-18】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-15】甲南女子学園事務組織規程

【資料 1-2-16】甲南女子大学学部教授会規程

【資料 1-2-17】甲南女子大学合同教授会規程

【資料 1-2-18】大学院研究科委員会規程

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的等の学内における理解と支持、学内外への公表については、必要な取組みができています。また、使命・目的等の達成に必要な教育研究組織も十分に整備されている。

一方、3つのポリシーや教育研究組織については、社会情勢に応じて使命・目的と共に見直されるものであるため、今後も審議を継続する。第5次中期計画では、「最適な学部学科構成及び新分野教育の検討」が重点テーマの一つであるため、学長のリーダーシップの下で検討を進めていく。

【基準1の自己評価】

本学は、建学の精神「まことの人間をつくる」、校訓「清く 正しく 優しく 強く」、教育方針「全人教育 個性尊重 自学創造」という建学の理念を有している。これらを基盤に、大学及び大学院の使命・目的、学位プログラムごとの人材育成に関する目的を、「大学学則」及び「大学院学則」に定め、具体的に明文化している。加えて、使命・目的等を明確に反映した3つのポリシーを定め、中期計画にも反映している。

また、使命・目的等については、社会情勢の変化に応じて見直している。改正の都度、学部教授会、研究科委員会、大学評議会、理事会に諮り、教職員や役員の声を反映しており、学内外へも広く公表している。さらに、これらの使命・目的等の達成に必要な教育研究組織も十分に整備している。以上のことから、基準1を満たしていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の理念を踏まえた大学及び大学院の使命・目的、人材育成に関する目的に基づき、アドミッション・ポリシーを含む 3 つのポリシーを一体的に策定している。

大学においては、アドミッション・ポリシーを学科ごとに定めており、学力の 3 要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を柱として、以下の 4 項目を設定し、求める学生像を明確にしている。

- 知識・教養
- 思考力・判断力・表現力
- 協働性・主体性
- 関心・意欲・態度

大学院においては、各専攻の人材育成に関する目的に基づき、高度な専門的研究を遂行できる人材や、自身の倫理観を高め研鑽する人を求めることを明記している。

なお、これらのアドミッション・ポリシーは、大学 Web サイト、『大学案内』、『学生募集要項』、『総合型選抜ガイド』等の各種媒体に掲載する他、入試相談会、オープンキャンパス、高校訪問等の実施を通じて多くの接触機会を設け、受験生や保証人に対する周知に努めている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】2022 年度 学生募集要項（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-2】KONAN WOMEN'S UNIVERSITY Campus Guide 2022（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-3】2022 年度 総合型選抜ガイド（学科の求める学生像）

【資料 2-1-4】2022 年度 大学院学生募集要項（アドミッション・ポリシー）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜として、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「特別選抜（外国人留学生、社会人等）」「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」等の入試区分を設けており、選抜ごとに出願資格や選抜方法を定め、学生募集要項に明記している。【資料 2-1-5】

入学者選抜の実施に当たっては、「甲南女子大学入学試験委員会規程」「入学試験実施委員会内規」に基づき入学試験実施委員会を組織している。また、入試区分ごとに入学者選抜実施要項を作成し、公正かつ適切な体制で運営している。実施体制は、学長が入試本部

長、入試部長が入試実施委員長を担っており、試験実施の責任体制を明確にした上で、円滑な試験実施を実現している。なお、大学院の入学選抜では、研究科委員長が入試部長を務めている。【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】

入試問題の作成は、「甲南女子大学入学試験問題作成委員会規程」に従い、ミスのない入試問題の作成に努めている。入学試験問題作成委員長は、学長補佐（入試問題担当）が担当し、委員会の運営及び入試問題作成の方途を定めている。さらに、出題教科ごとに問題作成責任者、問題作成委員、校閲委員で構成される問題作成部会を設置し、問題の作成及びその質的向上を図っている。入試問題の点検は、問題作成部会の校閲委員による校閲作業に加え、第三者機関による事前検証を実施しており、異なる視点から複数回点検を行い出題ミスの防止に努めている。【資料 2-1-9】

アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施に関する検証については、次年度の学生募集要項案を策定する際、入学試験委員会で、アドミッション・ポリシー、選抜方法、出願書類等の見直しを行っており、合同教授会、研究科委員会及び大学評議会の議を経ている。

令和 2(2020)年度入試から導入した「総合型選抜」は、アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れをより一層重視した選抜制度で、アドミッション・ポリシーに加え、当該選抜における受入れ方針及び評価のポイントを明示し、各学科が求める学生像に沿った独自の選抜方法を採用している。令和 3(2021)年度入試からは、「一般選抜」において記述式問題（一般選抜Ⅲ・Ⅳ日程で一部導入）や調査書を活用した選抜制度を導入した。調査書を評価する際には、アドミッション・ポリシーに沿った評価基準を学科ごとに定め点数化し、合否判定に活用している。

また、入試問題の検証に当たっては、当該年度の入試が全て終了した時点で各入試及び各設問の回答率や平均点等を分析し、次年度以降の適正な入試問題作成に活用している。

なお、令和 2(2020)年度から、入学受入れに最も重要である学びへの理解を深めるため、高等学校に向けて高大連携講座を提供している。本講座では探究的な学習の支援を中心に学びへの理解とともに学ぶ力の醸成を目指しており、受講生にとって進路選択の判断材料の一つとして役立つものと考えている。【資料 2-1-10】

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-1-5】 2022 年度 学生募集要項（入試区分ごとの出願資格及び選抜方法等）

【資料 2-1-6】 甲南女子大学入学試験委員会規程

【資料 2-1-7】 入学試験実施委員会内規

【資料 2-1-8】 2022 年度 入学選抜実施要項

【資料 2-1-9】 甲南女子大学入学試験問題作成委員会規程

【資料 2-1-10】 教学経営会議議事録及び資料（2021 年 5 月 17 日議題 3）

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

定員管理においては、毎年、教学経営会議にて当該年度の入学獲得目標数を決定している。決定に際しては、4 年間の平均入学定員充足率を示した上で、厳格な定員管理を行い適切な学生受入れ数の維持に努めている。【資料 2-1-11】

定員管理の方針としては、学部単位で 4 年間の平均入学定員充足率を設定し、実習を伴

う学科においては、教育環境の維持の観点から特に厳密に管理している。

大学の入学定員充足率の推移は、図表 2-1-1 のとおりである。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度入試では一部の学科で定員未充足となったが、大学全体の入学定員充足率は 1.05 倍であり、適切な学生受入れ数を維持してきた。令和 4(2022)年度入試では、11 学科中 5 学科が定員未充足となり、学生確保に向けた取組みが重要課題となっている。また、大学院では人文科学総合研究科の定員未充足状態が続いており、改善に向けた取組みが必要である。

図表 2-1-1 大学における入学定員充足率の推移（小数点第 3 位以下四捨五入）

学部・学科	令和 2(2020)年度			令和 3(2021)年度			令和 4(2022)年度		
	入学定員	入学者数	入学定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率
日本語日本文化学科	80	81	1.01	80	94	1.18	80	80	1.00
メディア表現学科	70	81	1.16	70	81	1.16	70	79	1.13
文学部 計	150	162	1.08	150	175	1.17	150	159	1.06
国際英語学科	110	116	1.05	110	114	1.04	110	75	0.68
多文化コミュニケーション学科	80	88	1.10	80	97	1.21	80	86	1.08
国際学部 計	190	204	1.07	190	211	1.11	190	161	0.85
心理学科	90	94	1.04	90	102	1.13	90	80	0.89
総合子ども学科	150	154	1.03	150	152	1.01	150	138	0.92
文化社会学科	80	88	1.10	80	82	1.03	80	53	0.66
生活環境学科	80	87	1.09	80	90	1.13	80	83	1.04
人間科学部 計	400	423	1.06	400	426	1.07	400	354	0.89
看護学科	100	105	1.05	100	103	1.03	100	107	1.07
理学療法学科	60	65	1.08	60	53	0.88	60	51	0.85
看護リハビリテーション学部 計	160	170	1.06	160	156	0.98	160	158	0.99
医療栄養学科	80	76	0.95	80	63	0.79	80	90	1.13
医療栄養学部 計	80	76	0.95	80	63	0.79	80	90	1.13
大学合計	980	1,035	1.06	980	1,031	1.05	980	922	0.94

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-11】 教学経営会議議事録及び資料（2021 年 9 月 27 日議題 3）

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れをより実質化するため、総合型選抜の導入による多面的・総合的評価の実施や、一般選抜における記述式問題の導入等、全ての選抜制度において、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法への転換を積極的に推進してきた。現在は、入学試験委員会を中心に、令和 4(2022)年度から施行される新学習指導要領及び本学が目指す次世代型教育に対応した入試制度改革と、

アドミッション・ポリシーの見直しを進めている。

一方、18歳人口の減少に伴う志願者数の減少及び受験環境の急変により、入学者の確保が喫緊の課題となっている。今後は、第5次中期計画の重点テーマ「学生募集力の強化」を事業計画上の最重点課題に掲げ、より志望度の高い、本学が求める学生の獲得に向けた施策を推進する。具体的には、高等学校との連携強化のため「高大連携講座」の拡充や、外国人留学生の獲得に向けグローバル化に対応した学生募集活動（海外におけるプロモーション活動等）を展開し、安定した入学定員の確保を目指す。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制については、以下のとおり適切に整備し運営している。

1) 学修支援に関する方針

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけて取り組む第5次中期計画では、下記のとおりスローガンを掲げ、学修支援に関する方針を明確にしている。

■第5次中期計画における大学のスローガン

社会に貢献する女性を育成するための次世代型教育モデルの創造による「教育で選ばれる大学」を目指す。

今まで以上に学生第一の支援体制に力を入れるため、学生が成長を実感できる新たな教育環境を構築するための改革を推進している。基準1-2-③のとおり、本学の使命・目的を果たすため、「『未来への実践力』の育成」を人材育成の柱として、重点テーマの一つに「『未来への実践力』の実質化」を挙げている。全学科及び全部署が、単年度の事業計画、事業報告によりPDCAサイクルを回しながら、教職員が一体となって中期計画を推進し、教育力の強化に取り組んでいる。【資料 2-2-1】

2) 学修支援に関する計画

第5次中期計画は、5つの骨子と13の重点テーマで構成され、重点テーマに基づき全学科及び全部署が具体的な行動計画に落とし込んでいる。特に、教育の質保証につながる学修支援に注力するため、「1) 学修支援に関する方針」に記載した「『未来への実践力』の実質化」の他、「次世代型教育モデルの創造」、「学生第一の実践による学生満足度の向上」等を重点テーマに挙げている。【資料 2-2-2】

これらの課題については、教職協働かつ各部署が横断的に取り組んでおり、重要指標と目標値を定め、年度ごとに達成度を計測し成果を可視化している。

「次世代型教育モデルの創造」の重要指標として、オンラインを活用した授業比率 25%

以上、「学生第一の実践による学生満足度の向上」の重要指標として、学生満足度 90%以上、退学・除籍率（4年間）の目標値は 3.5%以下を設定し達成に向けて改善を図っている。

また、第 5 次中期計画では、単年度の事業計画と事業報告により、毎年度中期計画を見直すローリングプラン方式を採用しており、年度ごとに全学で事業計画書及び事業報告書を作成し、各取組みの結果を検証した上で課題を洗い出し、次年度の計画に反映させている。

3) 学修支援に関する実施体制

全学的な学修支援に関わる実施体制は、以下のとおり組織し教職協働で運営している。

①IR(Institutional Research)活動委員会

学生の学修活動に係る情報収集及び学修支援の取組みを組織的に行うことを目的として、甲南女子大学 IR 活動委員会を設置しており、学修活動に係る調査、分析、学長への報告等を行っている。【資料 2-2-3】

平成 30(2018)年度より、全学科 1 年生と 3 年生を対象にアセスメント・テストとして PROG を実施し学修成果の把握に努めている。さらに、その結果を学科の教育に生かすよう、学生向け、教職員向けにそれぞれ説明会を実施し、教育の質保証を図っている。【資料 2-2-4】

②オンライン教育推進タスクフォース

第 5 次中期計画の重点テーマである「次世代型教育モデルの創造」を推進するため、令和 3(2021)年 4 月、学長の命により設置された。令和 4(2022)年度は、教員 3 人（教務部長、FD(Faculty Development)委員長、IR 活動委員長）及び職員 3 人（教務課長、教務課員及び IT・管財課員）で構成され、ICT を活用した教育基盤の整備に取り組んでいる。タスクフォースでは、中期計画の「対面授業を基盤にオンライン授業を取り入れて教育の質向上につなげ、IT スキルの修得と実践力を養う」ことを実現するため、主に 4 点の施策に取り組んでいる。【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】

●ハイフレックス型授業の推進

令和 3(2021)年 9 月より、ハイフレックス型授業（対面授業とオンライン授業同時受講が可能）に対応した教室を 5 教室整備し、授業を開始した。学生や教職員のフィードバックを受け、継続的な教室整備と、ハイフレックス型授業の増加を目指す。

●学生の PC 必携化

IT スキルの修得と実践力を養うことを目的に、令和 4(2022)年度入学生より PC 必携化を実施した。推奨する PC は、①4 年間を通して使用可能であること、②Microsoft Office のダウンロード版が利用できること、③軽量であること、の 3 点を重視し決定している。

●LMS(Learning Management System)の利用支援

本学では Moodle を導入しており、全学共通の 1 年次必修科目「情報とコンピュータ I・II」で操作方法を指導し、課題提出やグループ発表の際の情報共有に利用している。令和 2(2020)年度より、オンライン授業で Moodle や Teams 等の LMS を利用する教員や学生が急激に増えたため、FD 委員会と連携しながら利用支援を実施している。

●オンライン活用事例の記録及び情報共有

各学科のオンライン授業実践例を集約し、教務委員会で共有している。従来の教育手

法にとらわれない新たな教育手法の実践を目的としており、第5次中期計画の重要指標「オンラインを活用した授業比率25%以上」達成に向けた取組みの一つでもある。

③教務委員会

教務の実施上審議を要すべき事項を扱う委員会で、各学科から選出された教員各1人、教務部長及び教務課長が構成員となっている。

教務委員会で扱う案件は、カリキュラムや時間割、シラバス等、授業に関すること、学年暦・オリエンテーションに関すること、試験や単位認定に関すること、教職課程・保育士課程以外の資格に関すること等、学生の教育に直結するものである。教務委員会の審議事項については、教授会で審議及び報告されるとともに、学長に進言される。【資料2-2-9】

④教職課程委員会

教職課程及び保育士課程を運営するに当たって必要な事項の中で、審議を要すべき事項を扱う委員会で、文部科学省に届けている教職専任から選出された教員2人、教職課程を設置する学科から選出された教員各1人、指定保育士養成施設として指定されている学科から選出された教員1人、教務部長及び教職支援課長が構成員となっている。

教職課程委員会では、法令に則った課程設置の確認、各種実習先や訪問指導教員の検討、課程運営上の問題点の共有と解決等、学生が資格を取得する上で必須の事項について審議し、必要に応じて教授会への提案又は学長への進言を行っている。【資料2-2-10】

⑤教務部（教務課、教職支援課、教育・研究支援課）

本学では、教務に関わる事項を主幹する組織として、教務部を設置している。教務部長による統括の下、教務課、教職支援課、教育・研究支援課が組織され、以下のとおり、職員が学生の学修支援及び教員の授業支援等を実施している。

●教務課における主な支援体制

教務課では、オリエンテーションをはじめ授業や教育に関すること、学籍、学内試験、学業成績、教務関係の各種委員会、人文科学総合研究科委員会に関すること等を扱っている。オリエンテーションでは、教務課や教職支援課が履修方法や教職・保育士資格等の取得に関する要点を周知するとともに、教学面に関する学生からの質問や相談は、カウンター窓口にて随時対応している。【資料2-2-11】

なお、教務課で取り扱う事項は多岐にわたるが、基準3-3-①に記載する学修成果可視化システム「みらいパス」の運用に加えて、学修成果の可視化に向けたカリキュラム・マップの整備や、より効果的な履修の道筋を示すカリキュラム・ツリーの提示に向けたナンバリング整備等、カリキュラムマネジメントを通じた教育の質保証の取組みについても推進している。ナンバリング整備については、科目ごとに番号を付番しており、学生が授業の内容やレベルを勘案した上で履修できるよう、シラバス検索に反映している。

【資料2-2-12】【資料2-2-13】【資料2-2-14】

●教職支援課における主な支援体制

教職支援課では、教育実習や保育実習、介護等体験等の依頼や配当の通知、教職課程履修カルテの管理、資格課程に関する履修相談、各種資格関係証明書の作成等、資格取得に係る支援を行っている。また、教員採用試験受験を目指す学生の自主学習サークル“Teacher's Café”の企画や運営を通して、教員を目指す学生の仲間づくりと中高教員採用試験合格を支援している。【資料2-2-15】

教職支援課の特記事項として、特に課程履修者の多い総合子ども学科の教員 2 人が常駐し、学生の履修状況や実習に関する事項等の情報を職員とも共有しながら指導を行っていることが挙げられる。また、教職課程委員長及び中高教職課程担当の専任教員も、相談時間を設けて学生の対応に当たっている。教職支援課内には学生が自由に閲覧できる教職・保育士関連書籍や、採用試験実施要項、学生ボランティア募集要項等も設置しており、学生は各自の興味に応じてその場で教員に相談することができる。

●教育・研究支援課における主な支援体制

教育・研究支援課では、授業評価アンケートやアセスメント・テストをはじめとした学生の学修活動に係る情報収集により、学修及び教育支援を行っている。IR 活動委員会及び FD 委員会の主幹部署として、委員会の構成員である教員との協働により、教育の質向上に向けた取組みを実施している。

⑥コモンルーム

学生への日常的な学修支援の一つとして、学科ごとに「コモンルーム」を設置している。

コモンルームは、各学科の教育内容の特色を生かしつつ、教員・職員が協働して学生の学習や生活指導の援助を行う公共スペースとしての機能を有している。コモンルームの役割としては、少人数授業、相互学習、学生の帰属意識向上、学生動向の確認、学生サポート、情報発信等を挙げることができ、より学科に近接した教務事務指導や、学生一人一人に寄り添った生活指導・相談業務を行っている。

看護リハビリテーション学部及び医療栄養学部では、コモンルームの職員配置はないが、看護リハビリテーション学部では、各学科教員で構成されるコモンルーム委員会が学生と共に運営に当たっている。医療栄養学部では、教員研究室が隣接しているため、常に教員とコミュニケーションをとれる体制となっている。両学部においては、国家資格取得等のための自己学習やグループワーク、教員と学生の交流の場として広く活用されている。

また、国際学部国際英語学科では、コモンルームを e-space として活用し、学科を問わず楽しみながら英語を学ぶ場所としている。専任教員が常駐して、授業と連携したサポートを行っており、日々の予習・復習から留学生との交流や英語力を高めるイベント等、自分のスタイルで自由に英語が学べる環境を提供している。国際学部多文化コミュニケーション学科では、コモンルームを Diversity (多様性) の頭文字をとって、D-commons とし、GCP(Global Citizenship Program)を支援する専門スタッフ (GCP コーディネーター) が常駐する。学生の GCP の学びに関する相談に対応し、アクティブで多文化な学びをサポートしている。

学生に対しては、コモンルームが公共の場であることを認識させ、お互いを気遣い利用する等、マナーの向上を求めている。コモンルーム設置から 20 年以上が経過した現在では、社会人としてのマナー向上の場、つまり「社会化」を促す場所としても定着している。

今後も引き続き、学生と教職員との距離感が近いコモンルームの利点を生かし、より細やかな対応や支援により、学生の大学生活の満足度を高めていく。【資料 2-2-16】

⑦アドバイザー教員制度

ゼミ担当の教員がアドバイザーとなり、学生の修学、課外活動、健康、人間関係等学生生活全般にわたって相談を受け、多様な助言を行っている。学修に関する相談では、必要に応じて、教務委員、授業担当教員等が連携し対応している。また、年に 2 回、学生の成

績を保証人へ通知しているため、保証人から学生の学修状況について問い合わせがあった場合も、アドバイザー教員を中心に対応している。学修支援に当たっては、アドバイザー教員、教務課員、コモンルーム職員が密に連携し、情報を共有しながら適切な支援体制を構築するとともに、退学者の削減に努めている。【資料 2-2-17】

以上のとおり、本学では教職員間で教職協働を実現した上で、学科及び部署間で問題点等の情報共有と課題解決に向けた有機的な連携が可能な体制を整えている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-2-1】 第 5 次中期計画（第 5 次中期計画の全体図）

【資料 2-2-2】 第 5 次中期計画（第 5 次中期計画の重点テーマと最重要 KPI）

【資料 2-2-3】 甲南女子大学 IR 活動委員会規程

【資料 2-2-4】 2021 年度 PROG 全体傾向報告書

【資料 2-2-5】 教学経営会議議事録及び資料（2021 年 4 月 5 日議題 2、2022 年 2 月 14 日議題 1）

【資料 2-2-6】 教学経営会議議事録及び資料（2021 年 6 月 7 日報告事項 1）

【資料 2-2-7】 教学経営会議議事録及び資料（2021 年 7 月 5 日議題 2）

【資料 2-2-8】 教学経営会議議事録及び資料（2022 年 3 月 14 日報告事項 1）

【資料 2-2-9】 甲南女子大学教務委員会規程

【資料 2-2-10】 甲南女子大学教職課程委員会規程

【資料 2-2-11】 2022 年度 教務部オリエンテーション資料

【資料 2-2-12】 2022 年度 カリキュラム・マップ

【資料 2-2-13】 CampusSquare（シラバスナンバリング検索画面）

【資料 2-2-14】 2022 年度 授業時間割表（授業科目ナンバリングについて）

【資料 2-2-15】 2020(令和 2)年度 甲南女子大学教職課程年報

【資料 2-2-16】 大学 Web サイト（コモンルーム）

【資料 2-2-17】 甲南女子大学アドバイザー制度に関する申合せ

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制は基準 2-2-①のとおりであるが、一層学修支援を充実させるため、以下の取組みを行っている。

1) 障がいのある学生への配慮

平成 28(2016)年度より、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を設けている。学生の要請に応えるため、保健センターの「からだの支援室」又は「こころの支援室」が要望等を聞き取った上で、必要に応じて保健センター・学生生活課・教務課・支援対象学生による学生支援連絡会議を開催し、障がいのある学生への支援内容を決定している。【資料 2-2-18】 【資料 2-2-19】

決定した内容については、学生生活部より履修科目の担当教員に対し、合理的配慮に基づいた修学支援の依頼を文書にて行っている。また、座席の配慮については、教務課と授業担当教員が連携して支援を行っている。【資料 2-2-20】

2) オフィスアワー制度

学生と教員との交流促進を目的としてオフィスアワー制度を全学的に採用し、全専任教

員が学生の勉学や大学生活全般にわたる相談・助言を行っている。学生がクラス担任、ゼミ担当、受講科目等に関係なく研究室を訪問することができるよう、各教員は少なくとも週1回オフィスアワーを設定し、シラバスに「連絡先(E-Mail)」「質問場所」「質問時間」を掲載している。【資料 2-2-21】

3) TA の活用

TA に関しては、教員の教育活動を支援するため、「甲南女子大学ティーチング・アシスタント規程」を定め、本学の大学院生を対象に適切に運用している。TA である大学院生は、教員の補助者として教育業務に従事することにより、教育指導に関する実務の機会を得ることができる。また、教育的補助業務の一環として、TA によるオフィスアワーも実施されている。【資料 2-2-22】【資料 2-2-23】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2(2020)年度の対面授業は原則 50 人以下に制限され、一部の資格取得に関わる演習や実習以外の科目は、オンライン授業に変更された。オンライン授業では、教員の補助者として教育業務に従事しても、十分に教育指導に関する実務の機会を得ることが難しく、オンライン授業となった科目は TA を中止したため、前年度よりも大幅に TA の数が減少した。令和 3(2021)年度は、TA を必要とする科目を募る段階から対面授業のみを対象として案内したが、大学院生の在籍者数は例年と変わらないにもかかわらず、図表 2-2-1 のとおり募集人数に対して応募数が少なく、TA の活用が十分にできていない状況が続いている。令和元(2019)年度以前は、募集期間中に上位年次の大学院生から新入生へ TA の役割を説明する機会があり、大学院生同士が調整し、募集科目に対して十分な TA を確保することができていた。また、TA を必要とする教員も自ら大学院生に声をかけ、応募につなげていた。コロナ禍により、大学院生、教員間におけるコミュニケーションをとる機会が減少し、TA の必要性を知る機会が減ったことが、TA 応募数減少の原因の一つではないかと考えられる。

図表 2-2-1 TA 募集結果の推移

		令和元(2019)年度		令和2(2020)年度※		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度	
		科目数	人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数	人数
募集	前期	14 科目	22 人	18 科目	26 人	6 科目	11 人	10 科目	19 人
	後期	7 科目	16 人	10 科目	17 人	5 科目	13 人	5 科目	9 人
	計	21 科目	38 人	28 科目	43 人	11 科目	24 人	15 科目	28 人
実績	前期	14 科目	20 人	2 科目	2 人	5 科目	6 人	6 科目	10 人
	後期	5 科目	12 人	5 科目	7 人	1 科目	1 人	3 科目	3 人
	計	19 科目	32 人	7 科目	9 人	6 科目	7 人	9 科目	13 人

※令和 2(2020)年度において、TA を必要とする科目を募集した時期がオンライン授業実施の決定前であったため、募集科目数は前年度と同程度となっている。

4) 中途退学者等への対応策

第 5 次中期計画重点テーマ「学生第一の実践と学生満足度の向上」に掲げる重要指標「退学・除籍率 3.5%以下」を目標として、学生の状況をきめこまかく把握し、早期に適切な対応を行うよう、全学科の教員に協力を求めている。

具体的には、取得単位が少ない学生や GPA 値の低い学生、欠席回数の多い学生を教務

課で抽出し、前期と後期の年 2 回、アドバイザー教員による学生指導をお願いしている。

本学では、学生生活支援システム（以下「CampusSquare」という。）での出欠管理を行っており、学生ごとに出欠状況を確認することで、欠席が続く学生を早期に把握することができる。さらに、「CampusSquare」では単位修得状況も確認できるため、アドバイザー教員の面談に活用されている。アドバイザー教員、教務委員及び教務課員は、常に「CampusSquare」で成績や出欠状況を閲覧できるため、指導を受けた学生のその後を注視するとともに、学科において学生個別の指導状況の情報共有を行う等、教職協働による手厚い学生支援の体制を構築している。【資料 2-2-24】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-18】障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

【資料 2-2-19】甲南女子大学学生支援連絡会議規程

【資料 2-2-20】学生支援についてのお願い

【資料 2-2-21】2022 年度 シラバス例（オフィスアワー等）

【資料 2-2-22】甲南女子大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-23】2022(令和 4)年度 ティーチング・アシスタント(TA)応募書類

【資料 2-2-24】CampusSquare（出欠状況参照画面）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学の学修支援を個別の部署で議論することは難しいため、課題については教務委員会時に全学科の教務委員に相談し、フィードバックを得るようにしている。

TA の活用に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響によるコミュニケーション不足を補う必要があると考え、今後は TA の必要性を院生に伝える工夫と TA を必要とする科目の募集方法を見直し、TA 活用の拡充につなげていく。

中途退学者等への対応策については、学科教員との連絡を密にし、学生の状況把握を継続する。さらに、アドバイザー教員制度を活用して学科教員から学生への働きかけを行い、学生本人、場合によっては学生保証人との面談の機会を設ける等、修学継続のために必要なコミュニケーションをとることで退学防止に努める。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学生のキャリア形成及び支援を主管する部署としてキャリアセンターを設置し、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。キャリアセンターは、キャリアセンター長統括の下、キャリアセンター副部長等の職員で構成され、状況に応じてキャリアカウンセラー、受付人員等を別途配置している。また、大学

の使命に基づき、センターミッションとして「産業界等から学生に求められる力（社会人基礎力）の向上、卒業後、実際の社会現場で評価される学生の輩出」を掲げている。学生支援に当たっては、就職、進学のみを目標とするのではなく、就職（進学）活動を社会人としてのスタートライン及び実践の場とし、人生における一つの通過点と捉え、自立して幸福な人生を送る力を身につけることを目標としている。【資料 2-3-1】

キャリアセンターの主な支援体制は、次のとおりである。

1) 個別相談支援

就職、進路等に関する学生との個別相談は、原則、予約制で実施している。本学の就職支援は、「自立」を目的としたものであるが、相談内容は就職相談以外にも、就職活動に付随する悩み及びトラブルに関すること、公務員、留学、ワーキングホリデー、自己のキャリアや人生に関すること等、極めて多様であり、その後の自立及び就職を見据えた「進路の目的」を意識させる支援に努めている。相談時には、学生の意思・希望・特性を踏まえて寄り添い、社会の実態も伝えながら、学生の社会的・職業的自立に寄与できるよう支援を行っている。専門的職業分野である人間科学部総合子ども学科、看護リハビリテーション学部看護学科、同学部理学療法学科及び医療栄養学部医療栄養学科の資格専門領域における具体的支援については、当該学科のアドバイザー教員が主に担当し、キャリアセンターは求人票の管理、病院等施設の来訪者対応及び採用試験時の模擬面接等を行う等、担当を区分している。【資料 2-3-2】

2) インターンシップに関する支援

近年、インターンシップはその内容が多様化し、将来のキャリア及び就職を考える上で非常に重要になっている。キャリアセンターでは、インターンシップに特化した講座を複数回開催しており、令和 3(2021)年 7 月には、企業インターンシップへの理解を深めるため、多くの企業を招いた学内セミナーを開催した。【資料 2-3-3】

令和 3(2021)年度に、キャリアセンターで募集した企業インターンシップについては、図表 2-3-1 のとおりとなっている。

図表 2-3-1 インターンシップ受入れ先企業等（キャリアセンター募集分）

受入れ先企業等	形式	日数	参加人数
㈱大林組	オンライン	5	1
東灘区役所	対面	3	5
三菱 UFJ・モルガンスタンレー証券㈱	オンライン	1	1
中山福㈱	オンライン	0.5	25

3) 教育課程内におけるキャリア支援科目の設置

本学では、低学年時から将来の進路及びキャリアについて意識づけることを目的に、全学共通科目において、主に次のキャリア支援科目を設置している。

「キャリアデザインⅠ」（主に 1・2 年生対象）では、社会人基礎力を養いながら、将来の進路設計に必要な自己理解や社会理解を深めることを到達目標としている。チームプレゼンテーション等を通じたグループでの課題解決や、社会人ゲストとの対話等を通じて、低学年時でのキャリアデザインに対する理解の促進を目的としている。

「キャリアデザインⅡ」（主に 2・3 年生対象）では、就職活動全般に関する知識と、実

実践的な技能の習得を目的としている。一般的な業界・企業・職種に関する情報収集、自身自身の強みについて考える自己分析、グループディスカッション・面接対策等を通じて、就職活動及び社会人に必要なコミュニケーションスキルも習得することができる。

その他、ビジネスに必要な論理的・数学的思考の基礎となる数的処理を学ぶ科目「キャリアのための数学」では、基礎学習の「ベーシック」、応用問題のための「スタンダード」の2科目（共に1～3年生対象）を設置している。【資料 2-3-4】

4) キャリアに関する各種ガイダンス、講座等の実施

キャリアガイダンスは、経済動向及び企業等の採用に関する最新情報等を提供し、学生が「今、何をすべきか」理解することを目的としている。また、学科の特性に合わせた学科単位でのガイダンスも一部実施している。これらのガイダンスに連動させる形で、各種の講座等を展開している。講座内容としては、就職活動に必要な履歴書等の提出書類、筆記試験、就職活動におけるマナー対策等に関する知識教養のインプットに加えて、習得したそれらをアウトプットする面接対策及びグループディスカッションの実践講座等、幅広い内容を実施している。さらに、1年生から3年生を対象に、就職・キャリアに関する相談や質問等について、既に就職活動を経験し卒業後の進路が決定している4年生（ピアサポーター）が応対するピアサポート活動「ミライサポート（通称ミラサポ）」を開催している。ピアサポーターは、卒業後もOGサポーターとして本学のキャリア支援をサポートしている。【資料 2-3-5】

令和元(2019)年度からは、学生にとって1段階レベルが高い企業への就職を目指すサポートプログラム「マイスタ☆1UP」を開催している。就職活動が本格化する直前の10月～1月に開催しており、業界・企業研究、自己分析、各種選考対策等、就職活動に必要な要素について単に座学講座ではなく、グループワーク、ワークショップ等、より実践的なプログラムとして行っている。

また、毎年2月には業界・職種・企業理解を深めるために、学内で企業セミナーを開催し、延べ5,000人近くの学生が参加している。【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】

5) 教員及び保証人との連携

就職協働で学生の自立をサポートするため、キャリア委員会を設置している。同委員会では、社会の採用動向及び企業等が求める人材像、学生の進路状況等について、各学科教員と定期的に情報共有及び意見交換を行っている。【資料 2-3-8】

また、学生が低学年時から大学生活を充実させ、主体的に動く力を身につけていくため、家庭内でのサポートも必要不可欠となる。本学では、保証人を対象とした「教育懇談会」及び「保証人ガイダンス」を毎年開催しており、家庭内でのサポートにつなげている。加えて、1年生及び3年生の保証人に向けた就職活動のサポートガイドも刊行し、保証人の理解促進を図っている。【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】

6) キャリアコモンズの設置

学生が予約不要で気軽に相談ができる場として、課員1人が常駐する「キャリアコモンズ」をキャリアセンターに併設している。学生にとっての敷居を低くすることで、学生とキャリアセンターとの距離感を縮め、信頼関係を深めることを主目的としている。また、キャリアコモンズでは、求人情報及びセミナー情報の掲示、筆記試験及び面接対策に関する資料の設置等を通じて、就職活動に役立つツールや情報を提供しており、学生の情報収

集の場としても機能している。【資料 2-3-11】

7) 資格サポートセンターの設置

本学では4年間のキャリア支援体制の一環として、学生の各種資格の取得支援、公務員試験の合格等を目指す資格サポートセンターを併設している。同センターでは専門的知識を持ったスタッフが、学生個々のキャリアプランに合わせたアドバイスを行っている。資格取得だけではなく、将来の不安及び悩みを解決しながら、学生の自己実現を支援している。さらに、各資格取得プログラムを低価格で設定することで、学生が支援サービスを受けやすい環境を整備している。【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】

8) 就職活動支援システム（求人検索 NAVI）の導入

本学では、学生による PC 及びスマートフォンから求人票、卒業生の就職情報等の確認、キャリアセンターが主催する講座、個人相談の予約等を行うことができる就職支援システム「求人検索 NAVI」を導入している。このシステムでは、学生との相談記録、求人情報の受付・管理・配信状況等、各種情報を一元的に管理することが可能となり、より効果的な支援を行っている。【資料 2-3-14】

これらの取組みによる就職率等の状況は、エビデンス集（データ編）【表 2-5】【表 2-6】のとおりであるが、支援体制の強化を目的に、卒業時に進路満足度を測定している。令和3(2021)年度卒業生においては、「満足」及び「非常に満足」と回答した割合が 97.1%と高い数値となっている。【資料 2-3-15】

以上のとおり、本学ではインターンシップ等を含めキャリア教育等のコンテンツ及び就職・進学に関する相談・助言について、様々な関係者と連携を図ることにより、教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立に関する支援体制を十分に整備している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-1】2021 年度 キャリアセンター基本スケジュール

【資料 2-3-2】2021 年度 月別学生面談等数（予約制）

【資料 2-3-3】2021 年 7 月開催 学内企業セミナー日程表（インターンシップ関係）

【資料 2-3-4】2022 年度 キャリア支援科目シラバス

【資料 2-3-5】2021 年度 キャリアガイダンス資料

【資料 2-3-6】2022 年 2 月開催 学内企業セミナー日程表

【資料 2-3-7】CAREER SUPPORT GUIDE 2023

【資料 2-3-8】甲南女子大学キャリア委員会規程

【資料 2-3-9】1 年生保証人対象 就職活動準備ガイド 2022

【資料 2-3-10】3 年生保証人対象 就職活動サポートガイド 2021

【資料 2-3-11】2021 年度 月別学生面談等数（キャリアコモンズ）

【資料 2-3-12】資格サポートセンター「資格取得・就職支援講座」パンフレット

【資料 2-3-13】2021 年度 資格サポートセンター講座実績

【資料 2-3-14】求人検索 NAVI（ログイン画面）

【資料 2-3-15】2021 年度 卒業生学科別進路満足度

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援は、学生のキャリア意識、景気・採用動向、産業構造、社会ニーズ等、様々

な変化に柔軟に対応できるよう、支援体制を常に変化させる必要がある。現在も、社会情勢の変化や学生のニーズに応じて支援内容を見直しているが、令和 4(2022)年度以降も最新の社会・経済に関する情報収集と分析を継続し、新たな政策を展開する。また、新たに展開した政策については、PDCA サイクルによる改善を実践し、学生の社会的・職業的自立をより一層高度化する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の安定を支援する主な組織として、学生生活部及び保健センターを設置している。学生生活部は学生サービス、厚生補導を所管し、保健センターは学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等を所管する。また、学生生活のための食堂・書籍購買・下宿あっせん等の福利厚生については、学生生活課と連携をとりながら、甲南女子大学生生活協同組合が担当している。

学生生活部を中心とした学生生活支援の取組みは、次のとおりである。

1) 学生生活課による支援体制

学生生活課は、学生生活部長、学生生活課長等職員、保健センターは保健センター長（医師）、看護師、臨床心理士及び保健センター事務課長（学生生活課長兼任）で構成される。

学生生活課は、大学キャンパスの中心に位置する、学生にとって利便性の高い 4 号館 1 階に配置している。さらに、フリースペースとして利用度の高い 10 号館 2 階にも学生生活課員を配置しており、これらの窓口で学生生活等の相談に対応している。

窓口のカウンターには、受付内容と担当職員名を記載することにより、学生の利用促進を図っている。学生に対しての挨拶や、どの窓口に相談すべきか迷っている場合は声をかける等、学生が相談しやすい雰囲気を醸成している。また、職員がすぐに対応できるよう 5 つの窓口を設け、学生の待ち時間短縮につなげている。内容によっては、電話及びメールによる対応、書類上の印鑑省略等、効率化を図っている。

学生に対しては、学生サービス及び厚生補導の詳細を掲載した『学生要覧』『学生手帳』を配布し、オリエンテーションでも説明している。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】

さらに、社会人、編入生、転入生に対しても、入学時に実施するオリエンテーション時に、教務課及び教務委員を中心に、既修得科目の確認、履修指導を行っている。特に、現役の看護師が就業しながら学ぶケースが多い看護学研究科においては、長期履修制度を設け、柔軟な学びを支援している。【資料 2-4-3】

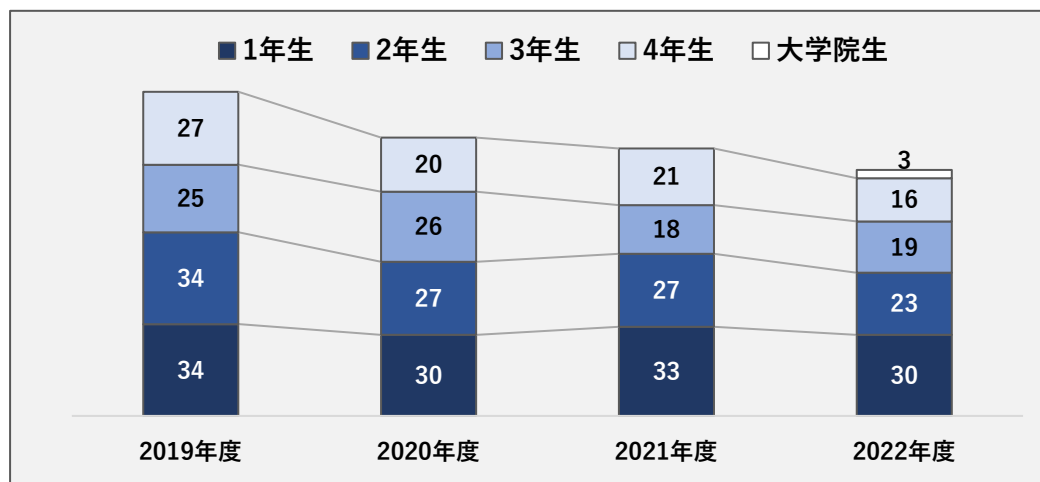
また、本学では学生寮を設置しており、寮の運営は学生生活課が所管している。寮専用の「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」を設け、毎朝の健康調査票の提出、食事のルール徹底等、独自の感染症対策を行っている。寮自治会代表の総寮長とは、寮生活に

おける問題点及び提案等を定期的に話し合い、学生に寄り添った運営を行っている。

令和 3(2021)年度においては、学生からの強い要望に応え、対面での懇親会を学生寮自治運営組織主催で開催した。感染防止のため、飲食を伴わない学年ごとの小規模開催であったが、アンケートでは参加者全員から「交流を深められて楽しかった」と回答があった。

同様に、寮内での Wi-Fi 利用、インターネット環境の強化及び共有 PC の Web カメラ設置等、オンライン授業への対応も実施しており、学生の要望を取り入れながら適切な環境整備にも努めている。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

図表 2-4-1 学生寮入居者数の推移



2) 奨学金制度による経済的な支援

学生に対する経済的な支援及び勉学意欲向上のため、奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金、同窓会（清友会）奨学金、日本学生支援機構による奨学金だけでなく、各自治体や民間団体が主催する奨学金についても手続きを行っている。令和 2(2020)年度に募集した、国の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』では、学部・大学院生 383 人を推薦した。また、令和 3(2021)年度に募集した、国の学生等の学びを継続するための緊急給付金では、学部・大学院生 362 人を推薦した。なお、高等教育の修学支援新制度を利用する学部生 384 人は推薦及び審査なく採用された。

本学独自の奨学金及び同窓会（清友会）奨学金は、授業料等減免又は給付制としており、例年 9 月に募集を行っている。主な奨学金制度は、次のとおりである。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

- ①「甲南女子大学奨学金」：家計の困窮度が高く就学が極めて困難な成績優秀者に対して、年間の授業料及び教育施設充実費から最大 20 万円を減免する奨学金制度である。令和 2(2020)年度より採用枠を 40 人から 60 人に増やし、一層の充実を図った。
- ②「甲南女子学園清友会（同窓会）奨学金」：甲南女子大学奨学金と同様の出願基準とし、給付額は年間 30 万円で 5 人の採用を予定している。
- ③「甲南女子大学遠隔地出身学生援助奨学金」：遠隔地出身学生で経済状況から就学が困難な成績優秀者に対して、30 人以内に年間 24 万円を給付する奨学金である。
- ④「甲南女子大学緊急特別奨学金」：経済状況や災害の影響を受け就学が困難となった者に対して、年間の授業料及び教育施設充実費から最大 30 万円を減免する奨学金である。新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、令和 2(2020)・令和 3(2021)年度の採

用枠を 10 人から 200 人に拡大した。

- ⑤「甲南女子大学大学院奨学金」：大学院生を対象に研究援助を行うことを目的とした奨学金である。令和 3(2021)年度より経済的に修学が極めて困難な者への修学支援を目的に加え、月額 3 万円（博士前期課程）又は 4 万円（博士後期課程）を給付している。

日本学生支援機構奨学金は、本学学生の約 5 人に 2 人の割合で受給しており、非常に大きな比重を占めている。貸与型と給付型いずれも大学を通じて申し込み、日本学生支援機構が定める家計状況、成績等の資格要件に基づき選考が行われる。なお、給付奨学金の採用者は、高等教育の修学支援新制度に基づき、授業料等減免の対象となる。

他にも、外国人留学生の修学支援を目的とした授業料減免制度や大学院看護学研究科在籍学生を対象とした研究奨励金も設けている。外国人留学生に係る授業料減免制度は、私費留学生を対象とし、学部生は授業料の半額、大学院生は授業料の全額を免除している。また、大学院看護学研究科在籍学生を対象とした「甲南女子大学大学院看護学研究科研究奨励金」は、学業、人物共に優秀な学生に対して、研究奨励金として前期 10 万円、後期 10 万円を最大 2 年間給付している。【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】

その他、全学科 2 年生以上を対象に、学科学年ごとに 1 人、成績が極めて優秀かつ人物も優良な学生を選出し、教育後援会学習奨励賞の表彰を毎年行っている。受賞者に対しては表彰状と学習奨励金として 10 万円を授与している。【資料 2-4-13】

入学者選抜内での奨学金としては、成績順位学科別 1 位の学生を対象とした入学後 2 年間学費の 100%を免除するスカラシップ 100、同 5 位以内の学生を対象とした入学後 2 年間学費の 50%を免除するスカラシップ 50、同 15 位以内の学生を対象とした入学後 2 年間学費の 25%を免除するスカラシップ 25 を設けている。2 年次終了時点で、在籍学科での累積 GPA が上位 10%以内であれば、更に 2 年間卒業までの学費免除が継続される。この制度とは別に、スポーツ推薦型選抜により入学する学生には、入学金全額を免除している。【資料 2-4-14】【資料 2-4-15】

また、令和 2(2020)年から開始された高等教育修学支援新制度では、対象校として認定を受けた後、更新確認申請の結果、現在も継続して認定されている。【資料 2-4-16】

これらの奨学金制度に関する学生への案内については、『学生要覧』及び大学 Web サイトに掲載するとともに、年度初めに説明会を実施している。奨学金全体に関する説明会や、日本学生支援機構奨学金の採用、返還、継続に関する説明会は、学生の利便性や理解度を考慮し、字幕・資料を含めた動画によるオンデマンド形式での配信も行っている。前期は日本学生支援機構奨学金を中心に、後期は大学独自奨学金を中心に募集を受け付けている。【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】

3) 課外活動に対する支援

本学では、学生の課外活動を学生生活の充実に不可欠なものであると認識し、学生生活課を中心に支援体制を整備している。【資料 2-4-19】

学生生活課が担当する課外活動には、学生自治会である「清光会」の活動、大学祭実行委員会による大学祭の企画運営、クラブ・同好会等団体（以下「クラブ等団体」という。）による活動があり、社会貢献課で担当するものとして、学生プロジェクト団体による活動がある。

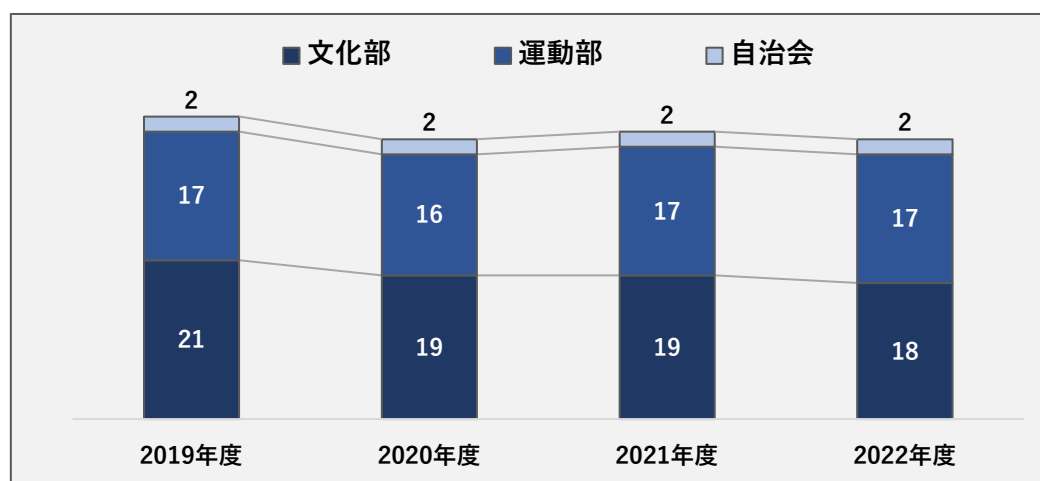
学生自治会は、年 2 回、啓発活動として「マナーアップ！キャンペーン」を実施してい

る。令和 3(2021)年度より、昼休憩中のマナー啓発を目的として、学生生活課員や有志の学生及び職員合同で食堂内を巡回し、黙食や会話時のマスク着用の案内を行っている。

さらに、大学祭実行委員会及びクラブ等団体を統括する役割も兼ねているため、週 1 回程度清光会役員と学生生活課員がミーティングを行い、学生の課外活動を支援している。

大学祭実行委員会についても、必要に応じて委員会のメンバーと学生生活課員がミーティングを行い、実施可能なイベントや契約書の確認等、安心安全な大学祭実施に向けたサポートを行っている。これらの学生自治会等を含む、学生生活課が担当する課外活動の団体数は、図表 2-4-2 のとおり推移しており、安定的に活動が実施されている。

図表 2-4-2 課外活動団体数の推移



また、令和 2(2020)年度より、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、クラブ等団体に所属する学生には、感染状況に応じた安全対策について、学生主体で計画書を作成した上で活動を許可している。活動状況の確認のため、クラブ等団体役員と学生生活課員が、年 1 回以上オンラインを中心に面談を行っている。面談では、活動内容だけでなく問題点や要望の聴取を通じて、学生が必要とする支援の把握に努めており、大学と学生の信頼関係を構築する貴重な機会となっている。施設面の要望があった場合は、施設整備を主幹する IT・管財課とも連携し、要望の実現に向けた対応を行っている。

なお、クラブ等団体の活動費は、学生自治会がクラブ等団体からの申請に基づき割り振っている。物品購入時には大学が申請内容を確認し、適切と思われる場合は教育後援会予算を用いて補助している。また、全国大会出場団体については、遠征費が学生の金銭的な負担となるため、教育後援会予算により一部補助している。

さらに、平成 29(2017)年度より実施しているリーダーズミーティングでは、学生自治会、大学祭実行委員会、クラブ等団体の役員が自団体で抱える課題を確認し、翌年の目標設定及び活動計画を策定し、予算申請に結びつけるよう指導している。令和元(2019)年度は、本学 OG をゲストに招いた対面での講演、令和 2(2020)年度以降はオンラインで実施した。

社会貢献課が所管する学生プロジェクト団体に関しても、学生からの団体申請に対し、学内コンペを実施し、その結果採択された団体に対して教育後援会予算による活動補助を行っている。【資料 2-4-20】

また、学生保証人を対象とした教育懇談会実施時に、これらの団体の活動結果を舞台発表、パネル展示を行うことで学生活動成果の可視化に努めている。

4) 学生の心身に関する健康相談、心的相談、生活相談への対応

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等に対応するため、本学では保健センターに「からだの支援室」及び「こころの支援室」を設置し、適切に運営している。【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】【資料 2-4-23】

からだの支援室は、看護師が常駐する診療所として設置しており、主に健康診断、健康相談、各種検査、救急対応及び体調不良時の看護を行っている。

学生の健康診断の受検については、各学科教員にも情報を共有し受検勧奨につなげている。なお、学生の受検率は、過去 4 年間で平均 96.6%、令和 3(2021)年度は 97.7%と、近年で最も高い数値であった。

健康相談については、校医による相談日を設け、健診有所見者による個別指導や、留学前の健康チェックをした後、希望者には個別指導を行っている。抗体検査や細菌検査は、学生の実習先で要求される内容に合わせて、学内で受け付けている。救急対応では、学内からの通報に対し看護師が駆け付け、救急車の手配が必要か判断し適切な対応を行い、一時的な体調不良者に対しては休養場所を提供している。

こころの支援室は、臨床心理士が常駐し、心的相談や生活相談に対応している。学生の潜在的なニーズを探る機会として、年 2 回ワークショップを開催しており、自己を知りたい学生を対象に心理テスト等を実施し、その結果を本人に伝えるといった働きかけを行っている。加えて、教職員への啓蒙として、冊子『気になる学生に出会ったときに』を作成し、全教職員に配布している。【資料 2-4-24】【資料 2-4-25】

両支援室の連携を図るため、保健センターでは月 1 回ミーティングを行っており、学生支援に係る情報の共有を図っている。必要に応じて、学生生活課や教務課に対しても、学生の了解を得た上で情報を共有し、連携した学生支援を行っている。

また、障害者差別解消法により、私立学校においては合理的配慮が努力義務とされているが、本学で策定している「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき引き続き対応する。【資料 2-4-26】

実際の配慮については、学生本人又は保証人、教員からの申し出を受けた後、状況に応じて、からだの支援室又はこころの支援室において学生からの要望を確認している。その後、必要に応じて学生支援連絡会議を開催し、学生生活部長をはじめとした関係者及び学生本人が面談を行い、必要な支援内容について合意した上で、授業担当教員へ配慮要請を行っている。これらの配慮事例については、「甲南女子大学障害学生対応事例集」を作成し、学内イントラネット上で教職員に公開している。【資料 2-4-27】【資料 2-4-28】

学生に対しても、学生同士でサポートできるよう、手話やノートテイク等の学生支援協力者を募っている。また、教育課程内の全学共通科目に「手話コミュニケーション」「ノートテイクの方法」を設置し、学生支援に必要なスキルを学ぶ機会を広く提供している。また、令和 2(2020)年度には、助成を受けられない聴覚障がい学生を支援するため、特例として「デジタルワイヤレス補聴援助システム」を導入した。学生を取り巻く環境に応じて、多様な支援策を検討し実行している。【資料 2-4-29】【資料 2-4-30】【資料 2-4-31】

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-4-1】2022(令和 4)年度 学生要覧（学生生活に関する事項）

【資料 2-4-2】2022 年度 学生手帳

- 【資料 2-4-3】 甲南女子大学大学院看護学研究科長期履修制度規程
- 【資料 2-4-4】 甲南女子大学学生寮パンフレット
- 【資料 2-4-5】 Konan Clover House 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン
- 【資料 2-4-6】 甲南女子大学奨学金規程
- 【資料 2-4-7】 甲南女子大学遠隔地出身学生援助奨学金規程
- 【資料 2-4-8】 甲南女子大学緊急特別奨学金規程
- 【資料 2-4-9】 甲南女子大学大学院奨学金規程
- 【資料 2-4-10】 甲南女子大学外国人留学生授業料減免規程
- 【資料 2-4-11】 甲南女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程
- 【資料 2-4-12】 甲南女子大学大学院看護学研究科研究奨励金規程
- 【資料 2-4-13】 甲南女子大学教育後援会学習奨励金給付規程
- 【資料 2-4-14】 甲南女子大学スカラシップ入学者学費免除規程
- 【資料 2-4-15】 甲南女子大学スポーツ推薦型選抜入学者入学金免除規程
- 【資料 2-4-16】 甲南女子大学高等教育修学支援新制度にかかる学費減免規程
- 【資料 2-4-17】 2022(令和 4)年度 学生要覧（福祉・厚生「奨学金」）
- 【資料 2-4-18】 大学 Web サイト（奨学金）
- 【資料 2-4-19】 大学 Web サイト（課外活動・学生自治会）
- 【資料 2-4-20】 2022 年度 学生プロジェクト応援基金募集要項
- 【資料 2-4-21】 大学 Web サイト（保健センター）
- 【資料 2-4-22】 2020 年度 保健センター報告書
- 【資料 2-4-23】 2021 年度 保健管理運営委員会議事録及び資料
- 【資料 2-4-24】 こころのグループワーク
- 【資料 2-4-25】 気になる学生に出会ったときに
- 【資料 2-4-26】 障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
- 【資料 2-4-27】 甲南女子大学学生支援連絡会議規程
- 【資料 2-4-28】 甲南女子大学障害学生対応事例集
- 【資料 2-4-29】 ノートテイクサポーター募集
- 【資料 2-4-30】 2022 年度 シラバス「手話コミュニケーション」
- 【資料 2-4-31】 2022 年度 シラバス「ノートテイクの方法」

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な交流会や説明会の中止等が生じた。今後は、学生にとってより適切な内容及び実施方法を精査した上で、学生支援策を検討する必要がある。窓口業務においても、多様化する学生ニーズや複雑化する制度に対応できるよう、オンラインでの対応も必要に応じて検討していく。令和 4(2022)年度は、前年度に引き続き、奨学金説明会のオンデマンド配信を継続した。加えて、学科別に行われる入学説明会についても、従来は職員による個別説明を行っていたが、新たに説明動画を作成しオンデマンドで提供する形式に変更した。これらは繰り返しの閲覧や欠席者にも対応でき、学生の認知や利便性が向上すると考える。

また、学生対応（窓口・電話・メール等）においては、課員全員が各種問い合わせに広

く対応できるよう情報共有をこまめに行い、職員の対応レベル均一化を図る。担当業務においては、各自が専門知識を深めることで、より細やかな学生サービスの提供を目指す。

さらに、授業受講等での特別な支援を希望する学生は一定数存在するが、その支援が学生ボランティアに頼っている状況である。学生ボランティアが不足した場合、同じ授業を履修している学生等の助けを得て支援しているが、全てのニーズを満たせているとはいえない。増える学生支援のニーズへの対応策について、今後も検討を進める。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地、校舎等の施設・設備については、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 1】のとおり、大学設置基準上必要とされる面積を満たし、かつ教育目的を達成するために必要な内容を整備し、有効に活用している。

これらの施設・設備の整備は、「学校法人甲南女子学園固定資産・物品管理規程」及び「甲南女子学園固定資産・物品調達規程」等に基づき、主に IT・管財課が担当している。安全を重視したリスク・コンプライアンス面からの対応と、学生の学習意欲向上を目的とした対応の 2 つの側面から、中長期的な視点で整備している。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

実現に当たって、重視している内容は次の 3 点である。

1) 学修環境の適温管理

快適な学修環境を保つため、温度管理は最も重要な課題である。これに加え、昨年度より新型コロナウイルス感染症の対策として、換気機能の向上が求められている。本学では、空調機による冷暖房を行いつつ、窓や入り口のドアを開放し換気を促進している。

同時に、かねてより進めていた網戸の設置を加速し、令和 3(2021)年度には設置可能な窓全てに網戸を取り付け、換気にも配慮した環境を整備した。今後は、中長期的な空調のあり方についても計画的な取組みが必要であり、カーボンニュートラルを目指しつつ、熱源のあり方も含め、合理的で効率の良い空調管理を検討中である。

2) 整備ニーズの把握

施設・設備の改善に当たっては、修繕履歴や建物診断等により必要箇所を判断した上で、設備改善中期計画を策定し計画的に整備している。また、基準 2-6-②に記載する学生生活課が実施している「ゼミ懇談会及びクラブ懇談会実施時のアンケート」等において、学生からの要望を把握しており、優先順位をつけて計画に反映している。【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】

3) 年度ごとの計画見直し

施設・設備の整備等を適切に運用するため、計画性と採算性を考えた PDCA サイクルを回し、次年度の計画に反映している。具体的には、中期計画を毎年見直す中で整備実施項目を精査し、中期計画事業費、施設設備費、一般事業費及び一般経常費として予算化している。中期的な視点でのファシリティマネジメントに重点を置き、時間軸、費用面から優先順位をつけ効率的な整備を行っている。

さらに、施設・設備の安全確保のため、法令等に基づく定期点検や日常点検を実施し、不具合がある場合は都度迅速に対応している。

定期点検で実施している内容は、電気設備精密機器点検、飲料水水質点検、簡易専用水道検査、消防設備点検（総点検、機器点検）、防災管理点検、建築物定期検査、地下タンク漏えい検査、ばい煙濃度測定等である。日常点検では、設備担当者が学内巡回を行い、危険箇所の発見に努めている。【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】

建物の耐震診断については、昭和 56(1981)年の建築基準法が改正される以前の建築物全てのエビデンスチェックを行っている。令和 3(2021)年 9 月 1 日現在で、法人全体での耐震化率は 100%と、現時点で耐震補強が必要な建物はない。【資料 2-5-9】

アスベストについては、レベル 1、レベル 2 に関して法令の基準を満たしている。

これらの施設・設備の点検及び日常管理は、外部の専門性の高い業者に委託し、法令基準以上の対応を行っている。その内容は、点検報告や業務日報として適宜報告を受けており、緊急又は優先度の高い修繕については遅滞なく実施している。また、法改正や行政の指導に適切に対応する等、施設・設備の安全性・耐震性を十分に確保している。

以上のとおり、本学では施設・設備の管理及び改善を、中長期的な計画と日々の点検に基づき適切に運営し、学修環境を整備している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-1】 学校法人甲南女子学園固定資産・物品管理規程

【資料 2-5-2】 甲南女子学園固定資産・物品調達規程

【資料 2-5-3】 設備改善中期計画

【資料 2-5-4】 過去の学園建物改修・改造一覧表

【資料 2-5-5】 2021 年度 建物現地調査報告書

【資料 2-5-6】 ゼミ懇談会及びクラブ懇談会アンケート結果への回答

【資料 2-5-7】 2021 年度 総合設備管理年間保守管理業務年間作業予定表

【資料 2-5-8】 消防計画自主点検チェック表

【資料 2-5-9】 2021 年度 耐震化率

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

教育目的の達成のため、各施設等については、以下のとおり整備し活用している。

1) 図書館

図書館の面積及び所蔵資料等については、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 1】のとおり、適切な規模かつ十分な学術情報資料を確保している。本館と新館（書庫棟）の 2 棟があり、本館は地下 1 階から地上 4 階、新館は地上 3 階（一部地下 1 階）の建物となっている。【資料 2-5-10】【資料 2-5-11】【資料 2-5-12】

構造上の特徴的な点としては、開架式を採用しており、利用者は必要な資料を自由に手に取ることができる。さらに、本館、新館共に中央が吹き抜けで、本館の中央部分は閲覧室、それを取り巻くように各階に書庫が配置され、学生が書物に囲まれた空間で読書や勉強を行えるよう設計されている。

また、ICT の活用も進めており、平成 30(2018)年には、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを開始し、専用の端末を 1 台設置した。その他、検索用の OPAC(Online Public Access Catalog)用端末 14 台、AV ブース 23 台、マイクロ専用デジタルスキャナー 1 台、ブックコピー機 1 台、大判印刷プリンター 1 台、コピー機 3 台を設置している。

図書館を十分に活用できる環境を提供するため、開館時間は原則平日の午前 9 時から午後 9 時、土曜日の午前 9 時から午後 5 時までとし、年間 238.6 日（過去 10 年平均）開館している。館内には司書を複数人配置し、学生の学びをサポートする体制を整備している。

さらに、アクティブ・ラーニングに適した施設として、ラーニング・コモンズを 3 か所整備している。プロジェクターや可動式のホワイトボードを設置しており、グループワークの場として活用されている。Wi-Fi 環境も整えており、館内で利用できるノート PC を 45 台備え、レポート及び論文の作成や自主学習に利用されている。

学術情報へのアクセスは、図書館 Web サイトやスマートフォンからのアクセスを整備している。令和元(2019)年度より、リンクリゾルバを導入し、電子リソースへの最適なナビゲートを展開することで、必要な情報をスムーズに入手できる環境を整えた。このサービスは、情報検索の簡便さと学術情報を入手する時間の短縮化を実現している。これにより、学内に所蔵のない学術情報を取り寄せる ILL(Interlibrary Loan)サービスの利用が増加しており、本来有料（利用者負担）のサービスを学修支援の一環として、大学が費用の一部を負担し、学ぶ意欲のある学生の高等教育を経済的な側面からもサポートしている。

令和 2(2020)年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した新たなサービスを展開している。電子書籍、電子ジャーナルの充実、貸出図書無料配送サービス、学内所蔵文献の無料配送サービス、学外における返却ポストの新設、オンラインレファレンスサービス、書籍消毒機の設置等がある。イベント等も一部オンラインで開催し、利用者と図書館のつながりを絶やさないよう工夫している。

加えて、大学開学当初から教育・研究に欠くことのできないオリジナルテキストとして貴重な図書資料も積極的に蒐集し、授業を通じた学生の研究成果発表にも重要な役割を果たしている。貴重書は、年に 1 度、卒業生や近隣の人々にも、甲南女子大学図書館貴重書展として公開展示を行う等、社会貢献にも積極的に取り組むとともに、デジタル化を進めて学内外の研究者にも提供している。なお、代表的な資料には、以下の資料がある。

- 鎌倉時代初期に書写された『古今和歌集』
- 鎌倉時代中期に書写された『源氏物語』梅枝（うめがえ）
- 『シェイクスピア戯曲全集』（ファースト・フォリオ 1623 年）
- 『Notes on Nursing』（『看護覚え書』 1860 年）

国の重要文化財級の写本や、世界的な文化遺産とも言える極めて貴重な資料を多く所蔵しており、これらの貴重な資料は IPM（総合的有害生物管理）を継続的に行い、24 時間温湿度が管理されている館内の貴重書庫で、文化財 IPM コーディネータの有資格者の下で適切に保管・管理を行っている。

また、学生・教職員の協働による学びのコミュニティの創出をコンセプトに、図書館の利用機会の量的な拡大とともに図書館活用の質的な深化を目指した活動を展開している。

展開に当たっては、図書館及び図書館職員の果たすべき役割と機能を以下3点と認識し、図書館職員を「学びのサポーター・コーディネーター」と位置づけている。

①継続的な「学びの場」としての役割

図書館利用を一時的なイベントで終わらせるのではなく、多様なアクセスを保障することで継続的な図書館活用を実現している。また、他部署との連携を通じて学生のニーズに応じたサポートを行っている。

②学びを「つなぐ」役割

図書館での学習成果の発表等、授業との連携を強化している。また、関連するテーマを扱う授業を学科、学年を超えてつなぎ、互恵的な学びの機会をコーディネートしている。

③学生の「居場所」としての役割

学生の文献検索等に関する個別相談に、職員が寄り添い型のサポートを行うことで、図書館は学生にとっての「もうひとつの居場所」としても機能している。

以上の取り組みを通じて、図書館が利用者とより密接な関係を構築することで、学生にとって快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用を進めている。

2) 情報サービス施設

高度情報化社会で必要な情報処理能力の向上と、国際社会で必要な語学力向上に対応するため、大学全体で合計457台のPCを設置している。設置している教室例としては、情報処理教育に利用可能なPC教室5室、語学教育のサポートを目的としたCALL(Computer Assisted Language Learning)教室4室、学生が自由に利用可能な自習室1室、及びその他教室等がある。なお、PC教室及びCALL教室は、授業時間以外では自習室として開放し学生に提供している。

設置している全てのPCは、IT・管財課で管理しており、ウイルス対策ソフト及び制御アプリケーションを導入し、問題発生時は即座に対応できる体制を構築している。

導入している機器に関しても、IT・管財課において更新時期を適切に判断し機器更新を実施しており、最新機器への更新に合わせた導入アプリケーションのバージョンアップにより高度な情報処理を可能としている。【資料2-5-13】

また、平成30(2018)年度には、10号館2階にノートPC41台とプロジェクター9台を無人で貸し出すことのできるICカード対応の貸出ロッカーを導入した。本学の学生証はICカード化されているため、自由にノートPCの貸出・返却を行い、時間・場所を選ばずに自習やグループワークができる環境を整備した。【資料2-5-14】

なお、令和3(2021)年度には、全ての講義室に無線LANのアクセスポイントを設置し、学内無線LANへの接続が可能な環境を整備した。同時に、オンラインを活用した授業によるデータ量増加に対応するため、学内建屋間のネットワーク接続の10Gbps化を実施した。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-5-10】大学Webサイト(図書館について)

【資料2-5-11】甲南女子大学図書館OPAC

【資料 2-5-12】 LIBRARY GUIDE 2022

【資料 2-5-13】 大学 Web サイト（機材・ソフトウェア）

【資料 2-5-14】 2022(令和 4)年度 学生要覧（コンピュータ、AV 設備を用いた学習支援）

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、六甲山系の南面傾斜地に立地するため、学内の移動時は坂道や階段を利用せざるを得ない。そこで、可能な限り利便性を向上させるため、施設・設備の整備に関する企画運營業務は、高度な知識を持つ専門業者に外部委託し、専門的な知見を活用している。

スロープの設置や、障がい者対応エレベーター、車いす対応トイレの整備等は計画的に推進しており、障がいのある学生の入学が決まった時点で、学生の要望・意見を確認している。過去には 5 号館 2 階のトイレを車いす用に改修し、玄関に雨よけを設置する等、迅速な対応を行っている。他にも、学生の安全を確保するため、令和 2(2020)年には正門の整備を実施し、傾斜が急で歩幅の合わない階段を安全性と景観に配慮したものに改修した。

【資料 2-5-15】 【資料 2-5-16】

また、女子大学ならではの視点から、女性に必要なアメニティの充実や生活環境の向上にも取り組んでいる。本学で一番新しい建物である 10 号館においては、女子トイレにパウダールームを併設する等、利便性の向上を図っている。特に学生からの要望の多い、喫食スペースの確保については、4 か所の食堂と、コモンルーム等の多目的スペース（原則喫食可）の設置に加えて、状況に応じて教室を昼食時に使用できるよう開放している。

その他、植栽についても学内の花壇 10 ポットを定期的に植え替え、季節の花を楽しめるようにしており、学内の代表的な樹木には、学生による解説プレートを設置している。
＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-5-15】 10 号館バリアフリー関係工事内容

【資料 2-5-16】 正門整備計画工事内容

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では教育効果を高めるため、次の基準により授業を行う学生数を適切に管理している。【資料2-5-17】

- ①ゼミは、学生同士の発表を想定し「20人以下」とする。
- ②語学科目のうち会話を主とした科目は、教員や学生同士の会話時間を想定し「30人以下」とする。
- ③原則、演習科目は、学生同士の討論の機会を想定し「40人又は50人以下」とする。
- ④PC教室を利用する科目は、指導機会と機材台数を想定し「40人以下」とする。
- ⑤各種資格課程において、法令等により受講者数に制限が設けられている科目は、基準に則ってクラス編成を行う。

この他、履修者数に応じて、クラスを分割・増設する等、学生の履修希望に対して可能な限り柔軟に対応する体制としている。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2(2020)年度より原則50人を超える履修者がいる科目は、オンライン授業とした。令和4(2022)年度からは人数の上限を変更し、原則60人を超える履修者がいる科目をオンライン授業としている。

以上のとおり、本学では、授業内容を踏まえ、教育効果等を考慮した基準を設けており、授業を行う学生数を適切に管理している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-17】2021 年度 受講者数一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設設備については、教育目的の達成を目的とした快適な施設整備に努めている。アンケート等による学生からの意見を受け止め、引き続き学修環境の充実を図っていく。

また、学修者本位の教育への転換を更に推進するため、アクティブ・ラーニングやグループワークを中心とした課題解決型学習を快適に実現するキャンパス整備を行い、多様な学びの場を創出する。

一方、ICT を活用したオンライン授業が今後も継続して実施されることを踏まえ、登学時における学習やコミュニティ活動（クラブ、昼食、懇談等）においては学生の満足度が向上するよう、様々な施策を実施する。なお、令和 4(2022)年度からの学生のノート PC 必須化に伴い、講義室の改修時には電源コンセントを設置した机を導入しており、個人端末を用いて講義室でも授業が実施できるように整備を進めている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援及び授業に対する学生の意見をくみ上げる仕組みについては、次のとおり整備し、学修支援体制の改善等に反映させている。

まず、授業改善を目的として、FD 委員会を中心に、教職協働で授業評価アンケートを実施している。令和 2(2020)年度より、実施回数を年 2 回から年 4 回（前期中間、前期末、後期中間、後期末）に変更しており、学生生活支援システム「CampusSquare」を使いオンラインで回答する形式とした。【資料 2-6-1】

アンケート項目は、実施時期に合わせた内容に随時変更しており、令和 2(2020)年度以降は、オンライン授業の項目等を盛り込み、学生の要望を的確にくみ取るよう実施している。アンケート回収後は、データ分析に見識のある教員が各種分析手法を用いて最終集計を行っている。アンケート結果は、次のセメスター以降の授業改善を目的に、科目単位、個人単位の集計データ及び自由記述部分の記載内容について、全ての授業担当教員に対しフィードバックしている。さらに、大学全体、学科別、科目区分別に集計を行い、これら

の全データを学長、学部長及び FD 委員長が共有し、問題点の改善に当たるとともに、学生に対しても結果をフィードバックしている。【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

また、専任教員が作成する「教員自己評価票」に、FD活動の参加についての項目、学生による授業評価に対する所感、授業や実習の工夫・改善への取組、等の記載欄を設け、授業改善の意識づけを図っている。【資料2-6-4】

さらに、授業評価アンケートの結果を基に、毎年各学部で評価の高い教員1人を学部長が選出の上、教学経営会議、理事小委員会の審議を経て「ベストティーチャー賞」として卒業式で表彰しており、学生の意見をくみ上げて有効に活用している。【資料2-6-5】

【資料2-6-6】 【資料2-6-7】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】 CampusSquare（授業評価アンケート回答画面）

【資料 2-6-2】 2020 年度 授業評価アンケート結果

【資料 2-6-3】 2021 年度 授業評価アンケート結果

【資料 2-6-4】 2021 年度 教員自己評価票

【資料 2-6-5】 ベストティーチャー賞に関する申合せ

【資料 2-6-6】 教学経営会議議事録及び資料（2021 年 12 月 6 日議題 2）

【資料 2-6-7】 理事小委員会議事録及び資料（2022 年 1 月 21 日議案 9）

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に対する学生の意見をくみ上げる機会として、ゼミ懇談会及びクラブ懇談会実施時のアンケートを活用している。【資料 2-6-8】

本学では、ゼミ懇談会及びクラブ懇談会の実施に対し、教育後援会の協力を得て補助金を出しており、補助金申請のため学生からの実施報告を必要としている。その実施報告の際に、学生生活に関するアンケートを実施し、学生の評価及び要望を確認している。新型コロナウイルス感染症の影響により、懇談会の実施件数は減少しているが、令和 3(2021)年度は 117 件（学生数 1,770 人）の実施があり、令和 2(2020)年度（学生数 1,033 人）と比較すると参加学生数は増加している。今後は、オンライン形式を含め、懇談会の実施方法について一部条件を緩和し実施率の向上を図ることで、より多くの学生の意見を収集し改善に取り組むことを目指している。

また、心身に関する健康相談については保健センターで対応しており、相談の内容によって、からだの支援室又はこころの支援室で、学生の話を聴取している。その他、必要に応じて外部の医療機関や学内の部署につなぐ等、学生のニーズの把握に努めている。

さらに、学生寮でも寮生活に関するアンケート調査や、寮の食堂に意見箱を設置する等、学生の要望を吸い上げ改善につなげるよう、体制を整備している。【資料 2-6-9】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-8】 ゼミ懇談会及びクラブ懇談会実施時のアンケート

【資料 2-6-9】 寮生活に関するアンケート

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

施設・設備に対する学生の意見をくみ上げる仕組みとしては、基準 2-6-①で述べた授業評価アンケートや、基準 2-6-②のゼミ懇談会及びクラブ懇談会実施時のアンケートにより、学生の要望を把握している。中でも、喫食スペースの確保については、「昼食をとれる場所が少ない」「いつも混んでいる」等の意見・要望が多く、令和 2(2020)年度には第一学生会館 4 階に多目的スペースを設置した。

また、学生の安全面から急を要する案件については、年度の事業計画に含まれていない場合も、早期に対応するよう努めている。実際に、令和元(2019)年には、クラブハウスの階段の整備に関する要望があり、階段表面の凹凸を解消し、歩きやすい階段に改修する等の対応を行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望への対応として、「授業評価アンケート」「ゼミ懇談会及びクラブ懇談会実施時のアンケート」等のアンケートを活用し、ニーズの把握と改善に努めている。今後はこれらの情報を集約し、学修成果可視化システム「みらいパス」等と連携することで、社会情勢の変化に対応した汎用的なデータとして活用することを検討している。

また、学修支援や学修環境等に関する教職員の意見については、学生生活委員会等の会議内での意見交換が行われている。他にも、気が付いた教職員が逐次担当部署に連絡することとなっているが、より積極的に要望を把握する仕組みの構築を検討している。

〔基準 2 の自己評価〕

使命・目的、人材育成に関する目的に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、『学生募集要項』に掲載するだけでなく、入試相談会、オープンキャンパス等の実施により受験生や保証人に対する周知に努めている。加えて、アドミッション・ポリシーに即した入学者受入れのため、公正かつ適切な体制を整備し、多様な選抜方式を実施している。

また、入学後の学生に対する支援についても、アドバイザー教員制度等の教職協働による学修支援体制、自立を支援するキャリア支援体制、奨学金による経済的な支援や課外活動等の学生生活支援、教育目的の達成に必要な学修環境の整備等に努めている。支援に当たっては、学生の意見や要望を、授業評価アンケート等でくみ上げる仕組みを構築し、支援策の更なる向上を図っている。以上のことから、基準 2 を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

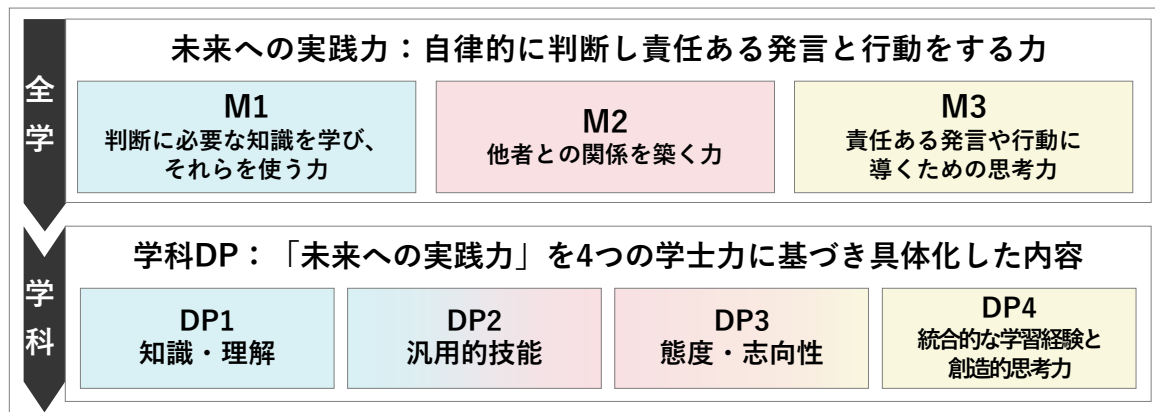
(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、令和 3(2021)年度、第 5 次中期計画に掲げる「未来への実践力」の実質化に向け、内部質保証委員会を中心にディプロマ・ポリシーの見直しを実施した。その際、学科ごとの人材育成に関する目的を同時に策定することで、教育目的とディプロマ・ポリシーの一貫性に留意するよう見直しを実施した。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

また、見直しを進めるに当たり、「未来への実践力」と学科のディプロマ・ポリシーの関係性を、図表 3-1-1 のとおり整理し、学科のディプロマ・ポリシーの中で 4 つの学士力に基づき「未来への実践力」である学修成果を具体化している。

図表 3-1-1 全学・学科ディプロマ・ポリシーの構造



上記により策定したディプロマ・ポリシーは、建学の理念、本学の使命・目的と同様に、『学生要覧』に掲載し、学生及び教職員に配布している。また、大学 Web サイトに掲載し、学外にも広く周知を図っている。【資料 3-1-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】内部質保証委員会記録及び資料（2021 年 6 月 28 日）

【資料 3-1-2】学部教授会議事録及び資料（2021 年 7 月 14 日）

【資料 3-1-3】2022 年度 3 つのポリシー

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、「大学学則」「大学院学則」において、所定の教育課程や教育目標に則って学位を授与することを記載している。

まず、単位認定基準については、「大学学則」第 46 条第 5 項、「大学院学則」第 14 条に、成績評価の基準を以下のとおり規定している。

■大学における成績の評価

成績の評価は、AA・A・B・C・D の 5 段階とし、AA・A・B・C を合格、D を不合格、F を失格とする。

■大学院における成績の評価

成績の評価は、A・B・C・D の 4 段階とし、A・B・C を合格、D を不合格、F を失格とする。

各評価の点数区分については、エビデンス集（データ編）【表 3-2】のとおりに定めている。

諸規程としては「学内試験・オンライン試験・提出物等の不正行為に関する内規」「授業とやむを得ない事由による欠席連絡と学習機会の提供について」等を定め、『学生要覧』への記載及び年 2 回実施する各学年オリエンテーションにおいて、学生へ周知している。さらに、学士課程においては、「試験の実施及び成績の評価に関する申合せ」により、「AA」評価は受講者の 15%、「D」評価は 30%以内とする内規を設け、成績評価の公平性を担保している。また、シラバスにおいて、全科目「授業のねらい」「到達目標」「評価基準・割合」を明示しており、それに準じた成績評価及び単位認定を各教員が実施している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

卒業認定基準に関し、「大学学則」第 47 条及び第 48 条に、以下のとおり規定している。

■卒業の認定

本学に 4 年以上在学し、第 18 条に規定する単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業の認定について決定する。

■学位の授与

本学を卒業した者に対し、学長は、学士の学位を授与する。

なお、「大学学則」第 18 条に規定する単位数は、エビデンス集（データ編）【表 3-4】に加え、各科目群において修得が必要な単位数の詳細を記載している。【資料 3-1-8】

また、修了認定基準については、「大学院学則」第 15 条及び第 16 条第 1 項に、以下のとおり規定している。

■博士前期課程の修了要件

修士課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、別表第 1 に定める所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

■博士後期課程の修了要件

博士課程の修了要件は、本大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、別表第 1 に定める所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科委員会の議を経て学長が認めた場合に限り、大学院に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

なお、これらの卒業認定基準及び修了認定基準についても、各学部・大学院の『学生要覧』への記載及び年2回実施する各学年オリエンテーションにおいて学生へ周知している。

以上のとおり、本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知を適切に行っている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料3-1-4】学内試験・オンライン試験・提出物等の不正行為に関する内規

【資料3-1-5】授業とやむを得ない事由による欠席連絡と学習機会の提供について

【資料3-1-6】試験の実施及び成績の評価に関する申合せ

【資料3-1-7】2022年度 シラバス例（授業のねらい等）

【資料3-1-8】甲南女子大学学則

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については、以下のとおり厳正な適用を行っている。

1) 単位認定基準及び成績評価基準

単位認定基準は、年間履修登録単位数の上限、成績評価における GPA(Grade Point Average)制度の活用、成績評価の公平性のための工夫の3点から諸規程や制度を定めており、厳正に適用している。

まず、年間履修登録単位数の上限については、学習効果の観点や充実した学修環境を提供するために、4年間を通じて学生が各学期に履修登録できる単位数に上限を設定、いわゆるCAP制度を導入しており、新入生全員に配布する『学生要覧』に明記の上、履修指導を行っている。1年間の履修登録上限数は、エビデンス集（データ編）【表3-4】のとおり、1～4年次で48単位、前期後期ともに24単位となっている。これは、編入生・他学科からの転学学生においても、同様の扱いである。ただし、一部全学共通科目、資格科目、単位認定科目、他大学との互換協定科目については、上限に含まれない。【資料3-1-9】

次に、成績評価に関して、GPA制度を全学科で導入しており、制度の詳細は『学生要覧』に明記し、学生や教員に周知を図っている。留学生選考、海外演習対象者選考、保育士課程履修者選抜、奨学金及び教育後援会学習奨励金等の給付選考等、様々な基準として活用している。また、学生に対しては、学生生活支援システム「CampusSquare」の成績確認画面や、成績通知表において、入学してから現在に至るまでの通算GPA値を表示している。さらに、保証人に対しては、各学期の履修登録期間終了後、GPA値を記載した成績通知表を送付しており、学生の学修状況について理解を深めていただく一助としている。【資料3-1-10】【資料3-1-11】【資料3-1-12】

また、成績評価の公平性を担保するため、各科目の責任者が、あらかじめシラバスに明示した評価方法に基づく評価を行っているが、加えて「成績に関する確認及び異議申し立て」制度を設けている。この制度は、成績評価に疑義のある学生が、所定の手続きをとることにより成績評価の妥当性を確認し、根拠等の説明を受けることができる制度である。手続きには期間が定められているが、学科学年により学修状況が異なるため、毎年期間が個別に設定されている。学生に対しては、『学生要覧』『学生手帳』への明記及びオリエンテーションでのアナウンスにより周知を行っている。【資料3-1-13】

学生から申し立てがあった場合は、教務課が速やかに教員へ連絡し、内容を確認した上で迅速に回答を行っている。令和2(2020)年度は年間で14件、令和3(2021)年度は年間で5件の問い合わせがあり、適切に対応した。

2) 進級基準

進級基準については、原則として卒業年次以下で進級基準を設けていないが、ゼミ担当教員は学生生活支援システム「CampusSquare」で学生の出欠状況や成績等を随時把握し、指導に活用している。また、履修登録完了時に前年までの修得単位数が僅少でありかつ履修登録科目数が少ない学生について、教務課から担当教員へ指導の依頼を行っている。加えて、教員には対応の結果や状況を教務課まで報告いただくよう依頼しており、教職協働での学生支援を実施している。

3) 卒業認定基準及び修了認定基準

卒業認定基準は、基準 3-1-②で述べたとおり、「大学学則」に定めている。実際の運用方法としては、4年次の成績確定後、教務課で4年次に在籍している全学生の成績を確認し、卒業の可否について案を作成する。その後、各学部の学部長、学科長、教務委員へ当該案を提示した上で、教授会にて卒業判定を行い、学長が教授会の卒業判定を基に卒業を認定し、学士の学位を授与している。

また、修了認定基準についても、基準 3-1-②で述べたとおり、「大学院学則」に定めており、学位論文の評価・審査に当たっては、「甲南女子大学学位規程」を別に定めて、公平性及び厳格性を担保している。また、審査の際には、「人文科学総合研究科学位論文審査基準」

「看護学研究科学位論文審査基準」に基づき、審査を行っている。【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

「甲南女子大学学位規程」第 19 条では、「研究科委員会は、修士又は博士の学位の授与の可否について審議し、合格・不合格を決定する。」としている。また、同規程第 20 条にて、「学長は、研究科委員会の議決に基づいて、合格の決定した者に修士又は博士の学位記を授与する。」と定めている。当該条項に則り、研究科委員会において行われる修了可否の判定に基づいて学長が修了を認定し、修士・博士の学位を授与している。

さらに、同規程第 25 条では、以下のとおり学位の取消についても規定している。

■学位の取消

本大学の学位を授与された者に次の事実があったときは、学長は、学士の学位にあつては教授会の議を経て、また、修士又は博士の学位にあつては当該研究科委員会の議を経てその学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき。

このように本学では、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等について適切に規程等を定め、厳正に適用している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 3-1-9】2022(令和 4)年度 学生要覧(履修登録)

【資料 3-1-10】CampusSquare(単位修得状況照会画面)

【資料 3-1-11】2021 年度 成績通知表例

【資料 3-1-12】保証人成績通知表送付文書例

【資料 3-1-13】 2022(令和 4)年度 学生要覧 (成績)

【資料 3-1-14】 甲南女子大学学位規程

【資料 3-1-15】 人文科学総合研究科学学位論文審査基準

【資料 3-1-16】 看護学研究科学学位論文審査基準

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

現在のディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定しているが、学修成果の目標として学生への周知をより一層行うよう、内部質保証委員会で検討を進める。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた各科目の単位認定基準の運用については、成績評価の公平性確保が前提となる。本学では、各規程及びシラバスの整備により成績評価の公平性を担保しているが、今後は更にその精度を高めるため、学修成果可視化システム「みらいパス」等による学修成果の把握を継続する。また、アセスメント・テスト PROG と GPA の相関分析等、IR(Institutional Research)活動委員会を中心として学修成果に関わるデータの活用を更に推進する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

基準 1-2-④で述べたとおり、大学及び大学院の使命・目的、人材育成に関する目的を基に、学位プログラムごと (学科・専攻) のディプロマ・ポリシーを定め、それに沿ったカリキュラム・ポリシーを策定している。さらに、3 つのポリシーとして、建学の理念、本学の使命・目的と同様に、『学生要覧』に掲載し、学生及び教職員に配布するとともに、大学 Web サイト、『大学案内』、『学生募集要項』により、学外にも広く周知を図っている。

【資料 3-2-1】

なお、基準 3-1-①のとおり、本学では令和 3(2021)年度にディプロマ・ポリシーを見直しており、カリキュラム・ポリシーについても継続的に見直している。学位プログラムごとの人材育成に関する目的を踏まえながらも、社会情勢等を鑑みてポリシー内に適切に反映している。【資料 3-2-2】

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 3-2-1】 2022 年度 3 つのポリシー

【資料 3-2-2】 内部質保証委員会記録及び資料 (2022 年 1 月 17 日)

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

平成 24(2012)年度に、全学 FD(Faculty Development)会議（現在の FD 委員会）を中心に 3 つのポリシーを策定した際、カリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程編成・実施の基本的な方針とすることを決定し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性を明確にしている。

この関連性を可視化するためのツールとして、各学科でカリキュラム・マップを作成している。カリキュラム・マップは、授業科目とディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の目標（4 つの学士力）の関係性を表したもので、ディプロマ・ポリシーの達成に向けた各科目の位置づけを明確にしている。【資料 3-2-3】

当初の基本的な方針のみならず、カリキュラム・マップの作成における検証を通じて、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-3】 2022 年度 カリキュラム・マップ

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、学位プログラムごとのカリキュラム・ポリシー及び全学共通科目のカリキュラム・ポリシーに基づき、全学共通科目、専門科目、資格取得に関する科目等を設置し、体系的な教育課程を編成している。全学共通科目は、基礎科目、教養科目、総合科目、言語・情報科目、健康・スポーツ科目、単位認定・互換協定科目に区分される。専門科目は、各学科のカリキュラム・ポリシーに則り、適切な科目群を編成している。

基準3-2-②のとおり、全学科でカリキュラム・マップを作成しディプロマ・ポリシーとの授業科目の関連性を明示しているが、学生がより効果的に履修を進められるよう、ナンバリングを導入し、シラバスを整備している。これにより、学生はシラバスの確認時にもナンバリングによる検索が可能となっており、授業の内容やレベルを勘案した上で体系的に学修することができる。【資料3-2-4】【資料3-2-5】

また、単位制度を実質化させるため、年間の履修登録単位数の上限を基準3-1-③のとおり全学科及び全学年で設定している。さらに、単位修得のために必要な学修時間について、「大学学則」第15条及び「大学院学則」第10条の2に以下のとおり定め、学生要覧にも明記し学生に周知している。

■大学の各授業科目に対する単位数の計算基準

各授業科目に対する単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間、40 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 1 の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準により

算定した時間の授業をもって1単位とする。

■大学院の各授業科目に対する単位数の計算基準

各授業科目に対する単位数の計算基準、1年間の授業を行う期間及び授業の方法については、甲南女子大学学則第15条及び第15条の2を準用する。

事前・事後学修の具体的な内容等については、各授業科目のシラバスにおいて、ホームワークの指示を明記するよう全教員に求めている。さらに、シラバスの記載内容は、授業担当以外の第三者の教員が次年度の授業開始までに確認しており、適切にシラバスを整備するとともに、単位制度の実質化に努めている。【資料3-2-6】【資料3-2-7】

学位プログラムごとの体系的な教育課程編成の具体的な内容は、以下のとおりである。

1) 文学部

●日本語日本文化学科

日本語日本文化学科では、正しい日本語と奥深い日本文化を基礎から幅広く学ぶために、1年次から4年次までの必修科目において「日本語学入門」「ホスピタリティ入門」「日本語の文章表現」等の科目を設置し、日本語及び日本文化について段階的に学習できるカリキュラムを設計している。

また、日本語・文学・文化の教養を主とする「日本語日本文化コース」、実践的な日本語表現能力を養う「視聴覚コミュニケーションコース」、ホスピタリティを学び実践する「ホスピタリティコース」の3コースを設け、「古典文学講読」「視聴覚コミュニケーション演習Ⅰ～Ⅳ」「インバウンド論」等の多様な科目を提供している。

●メディア表現学科

メディア表現学科ではイメージを形象化して伝達するための思考方法及びコンピュータを利用した表現技法を学ぶため、1年次に必修科目「メディア表現入門演習Ⅰ・Ⅱ」「メディア論」概論「クリエイティブライティングⅠ・Ⅱ」等の基礎科目を設置している。また、2年次には「メディア表現発展演習Ⅰ・Ⅱ」「グラフィックデザインA・B」等、基礎から応用へと段階的に学習可能なカリキュラム設計となっている。2年次から3年次を中心に提供されるメディア表現に関する専門科目「コンピュータグラフィックス」「映像論」「アニメ・マンガ表現論」「プログラミングA・B」等の履修によって、理論と実践を有機的に連結させた実践的教育が実現されている。

2) 国際学部

●国際英語学科

国際英語学科では自律的な学習スキルと批判的リテラシーを養成するため、「e-pro」「World English Culture」「Professional and Career」の3つの科目群を設置している。「e-pro」科目群は、1・2年次対象の英語コア科目が中心で、学生の英語力に応じた学びの機会を提供するものである。「World English Culture」科目群は、現代の英語及び広義の英語圏の文化や社会に関する科目を体系的に学べるよう設置している。また、「Professional and Career」科目群では、外国語としての英語教育、国際ビジネス、国際ホスピタリティ分野でのプログラムを設定し、知識を実践、さらに、卒業後のキャリアと結びつけることを目的とした選択科目を提供している。

●多文化コミュニケーション学科

多文化コミュニケーション学科では、グローバル社会の中で異なる文化的背景を持つ

た人々と協働し、共生していくために必要な知識・教養を身につけるため、必修科目として、異文化理解科目群に「文化人類学」、多文化共生・国際理解科目群に「グローバル・シティズンシップ入門」「世界の近現代史」等の科目を設置している。

また、グローバル社会で通用する言語能力、コミュニケーション能力を養うために、言語科目群に、必修科目として「英語リスニングⅠ・Ⅱ」「英語スピーキングⅠ・Ⅱ」を含む多様な英語科目、選択必修科目として「韓国語」「中国語」「マレー・インドネシア語」からなる各種のWorld Languages科目を設置するとともに、行動科目群に「行動演習Ⅰ・Ⅱ」「グローバルキャリア演習Ⅰ・Ⅱ」等の科目を設置し、実践的な学習の中で多文化共生社会に貢献できる能力を養うカリキュラムを設計している。

3) 人間科学部

●心理学科

心理学科では、多領域の心理学を学び、実社会の様々な問題に心理学的に対応できる人材育成を目指したカリキュラムを設計している。必修科目では、心理学の基礎的な知識やリテラシーの習得のため「心理学概論Ⅰ（入門心理学A）」「心理学概論Ⅱ（入門心理学B）」「心理学統計法Ⅰ」等を1年次に、「心理学実験（心理学基礎実験Ⅱ）」「心理調査法実習」「心理学研究法（心理学研究法Ⅰ）」等の実習科目や高度な専門性を必要とする科目を2年次から4年次に配当し、段階的な学びを実現している。

選択必修科目では、キャリアデザインと応用実践的な学びによる能力・スキルの向上を目指せるよう「心理学的支援法」「臨床心理学概論」「司法・犯罪心理学」「産業・組織心理学」「社会・集団・家族心理学」等、幅広い領域の科目を設置している。

●総合子ども学科

総合子ども学科では、保育・教育の場で必要とされる実践力、現場対応力を涵養するため、1年次から4年次までの必修科目に「総合子ども学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「子ども学演習Ⅰ～Ⅳ」等の科目を設置し、段階的に学習できるカリキュラムを設計している。

また、子どもに関わる諸問題について幅広い視野に立って自律的な学びを進めるため、「現代教育論」「人間発達論」をはじめ、「子ども学」「幼児理解」「国際子ども理解」等、多様な領域における選択必修科目を提供している。そして、子どもの育ちに職業人として関わることの重要性と責任感を涵養するために、「教職実践基礎演習Ⅰ～Ⅳ」「海外演習」といった自由選択科目を提供している。

●文化社会学科

文化社会学科では、社会現象や社会問題を多面的にとらえ、社会学の技法を用いて分析する能力を身につけるため、1年次から4年次までの必修科目において「文化社会学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「社会調査演習」等の科目を設置し、情報収集やデータ分析等、社会調査の技法を段階的に学習できるカリキュラムを設計している。

また、身近な現代文化を通して人間の行動や社会のしくみをより深く探る思考力と幅広い視野を養うため、「総合科目・文化社会学Ⅰ・Ⅱ」をはじめ、「インターネット社会論」「ジェンダー論」等、多様な領域における選択必修科目を提供している。

●生活環境学科

生活環境学科では、生活環境に関わる諸問題を学際的かつ実践的に学ぶために、1年次から4年次までの必修科目において「生活環境学入門」「生活環境学総論」「生活環境

学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」等の科目を設置し、環境や健康に配慮したライフスタイルを創造するという目標を実現できるカリキュラムを設計している。

また、多様な分野に関する知識と実践的な技能を身につけるために、「衣生活デザイン論」「食生活デザイン論」「住生活デザイン論」をはじめ、「生涯スポーツ論」「暮らしと環境」「生活経済学」等、多様な領域における選択必修科目を提供している。

4) 看護リハビリテーション学部

●看護学科

看護学科では、豊かな人間性と高い倫理観を培い、生命の尊厳を基盤に、対象者とその家族・コミュニティを中心にした看護が実践でき、地域・国際社会で活躍できる人材を育成することを目的としている。その目的に基づいたディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーでは、育成すべき能力（看護観や対人関係能力等7項目）を抽出し、段階的に習熟度を高められるよう「専門基礎科目」及び「専門科目」の2区分を設けている。「専門基礎科目」では、主に学生が看護師のように思考・実践するための基礎知識や思考力を培い、「専門科目」では、多領域にわたる講義や演習、実習を通して看護実践力の強化を図っている。

また、地域における生活者としての対象者理解や多職種連携の実践、異文化を生きる人々への理解に根ざした国際・情報化社会への対応力等についても、低学年から継続的に学びの機会を提供し、統合的な学習経験に基づく看護専門職としての能力向上に努めている。

●理学療法学科

理学療法学科では、医療・医学分野における科学的根拠に基づいた専門知識と臨床能力を段階的に学び、幅広い教養を修得し、心理面を含めて人を総合的に把握できる理学療法士を養成するため、教育課程を「専門基礎科目」及び「専門科目」の2区分から構成している。「専門基礎科目」と「専門科目」では、系統的な積み重ね学習ができるよう講義と実技実習を交互に設置し、看護学科との共通開設科目においてはチーム医療の中で働く専門職としての共通認識を育んでいる。また、理学療法士になることへの強い意志と自覚を持ち、学習意欲を高め、理解力と行動力を身につけられるよう、1年次から4年次まで「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」「応用ゼミⅠ・Ⅱ」「研究ゼミⅠ・Ⅱ」「卒業研究」等の少人数制によるきめこまかな教育を提供する科目を用意している。さらに、女性ならではの視点と高い専門性を培うため、令和2(2020)年度入学生から女性特有の身体の構造や機能、性差に着目した科目「ウイメンズヘルス」を必修としている。

5) 医療栄養学部

●医療栄養学科

医療栄養学科では、栄養学と医療の幅広い知識を兼ね備えることをカリキュラム・ポリシーに定め、管理栄養士学校指定規則に準じた教育内容で、「導入分野」「専門基礎分野」「専門分野」「発展分野」で構成し、体系的に知識・実践力が学修できるように配当している。「導入分野」は、管理栄養士としての動機づけを目的とし、「専門基礎分野」及び「専門分野」では、専門的知識・技術に加え医療栄養学の知識を修得するため、指定規則が定める単位数より多く科目を設け、栄養管理の学びを深める。

また、「発展分野」では、本学の看護リハビリテーション学部との連携科目を設置

し、チーム医療の意義と実践を学び、病棟における臨地実習において多職種連携の手法を体得する。「卒業研究」では、栄養学の知識と技能を基に研究テーマを定め、応用力や問題解決能力を伸長させる。

6) 人文科学総合研究科

●言語・文学専攻

言語・文学専攻では、日本語日本文学、英語英米文学の2コースのいずれかをメジャーコースとして選択する。その上で、日本及び英語圏の文学・言語・文化について基盤的知識と研究能力を身につけるため、「研究科目」を設置している。さらに、人類文化と多様性を尊重しつつ、実社会で活躍できる研究者等の人材を育成するため、実践的な「演習科目」を設置している。また、深い学問的知識と実践力を兼ね備えた教員を養成するため、中学校及び高等学校の専修免許を取得できる教職課程を提供している。

●心理・教育学専攻

心理・教育学専攻では、心理学総合コース、臨床心理学コース、人間教育学コースの3コースのいずれかをメジャーコースとして選択する。臨床心理学、心理学、教育学、哲学の領域に関する基盤的知識を総合的に学ぶため、「研究科目」や「必修科目」を設置している。さらに、各領域の高度な教養と専門的な研究能力を有し、社会で活躍できる人材を育成するため、「演習科目」や「選択科目」を設置している。また、公認心理師、臨床心理士、専修免許を有する小学校・幼稚園教諭等の高度専門職業人を養成する教育課程を提供している。

●社会・文化環境学専攻

社会・文化環境学専攻では、現代社会コース、地域文化コース、生活環境コースの3コースのいずれかをメジャーコースとして選択するが、分野間の相互連携による柔軟な視点を養うため、他のコースにわたり研究することができる。社会学、人類学、地域研究、生活環境学及び隣接領域の基盤的知識や人を対象とした研究遂行に不可欠な研究倫理を学ぶため、「研究科目」を設置している。さらに、特定領域における専門的研究能力を有しながら、広い視点を持ち多様な分野で活躍できる専門職業人を育成するため、「演習科目」を設置している。

7) 看護学研究科

●看護学専攻

看護学研究科ではカリキュラム・ポリシーに則り、博士前期課程においては「共通基礎科目」及び「専門科目」、博士後期課程では「共通科目」及び「専門科目」の2分野を設置している。「共通基礎科目」「共通科目」では看護の基本的原理や理論、研究法等の学びを通して各課程での基盤となる学問的追究能力を養成する。「専門科目」では、専門分野に応じて各種理論や実践を踏まえ、自ら研究課題を見いだし解決を目指す独創的で高度な研究能力を養う。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-4】 CampusSquare（シラバスナンバリング検索画面）

【資料 3-2-5】 2022 年度 授業時間割表（授業科目ナンバリングについて）

【資料 3-2-6】 2022 年度 シラバス例（講義スケジュール等）

【資料 3-2-7】 シラバス入力マニュアル

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は、全学共通科目を設置し適切に実施している。全学共通科目では、各学科専攻科目の履修に当たり基礎となる知識の習得や、豊かな人間性育成を目的として、幅広い分野の科目を展開している。学生は以下の6つの科目区分から、卒業までに定められた単位を修得し、加えて、自身の興味に応じて自由に履修することができる。

1) 基礎科目（必修：2単位以上）

大学への理解を深め、学修に当たり必要となる基礎的知識を身につけることを目的として「大学科目」と「基礎スキル科目」を設置している。初年次教育の一環として、教育理念や建学の精神を理解するための科目「大学を知る」を開講している。

2) 教養科目（必修：6～10単位以上）

自らの専門とは異なる分野・領域についての知識や考えを学んで広い視野を獲得し、学際的思考を可能にするため、「人文科学科目」「社会科学科目」「自然科学科目」「健康科学科目」を設置している。

3) 総合科目（必修：2～8単位以上）

キャリア形成を含むライフデザインのため、女性と社会との関係についての知識を身につけ、判断力や行動力を獲得することを目指して「女性とジェンダー科目」「国際理解科目」「芸術科目」「キャリア支援科目」を設置している。

4) 言語・情報科目（必修：10単位以上）

コミュニケーションスキルの向上を目的として「言語科目」「情報科目」「情報保障科目」を設置している。「言語科目」では「英語」と、「韓国語」「中国語」「マレー・インドネシア語」からなる「世界の言語」を設置しており、「英語」は全学科8単位必修である。また、「情報科目」のうち「情報とコンピュータⅠ・Ⅱ」は、大学での学習に必要なICTスキルを身につけることを目的として、全学科必修としている。

5) 健康・スポーツ科目

心身の健康に関する知識の習得と実践、社会生活において健康で活動的なライフサイクルを形成するための能力獲得を目的に、実技を含む科目を開講している。

6) 単位認定・互換協定科目

学外との交流を通じて多角的な視野を得ることを目指し、ボランティア、留学先及び単位互換協定に基づく他大学提供科目等の単位認定を行っている。

なお、令和元(2019)年度より、全学共通科目の適切な管理のため、専門に審議する全学共通教育委員会を設置している。【資料3-2-8】【資料3-2-9】

全学共通教育委員会では、カリキュラム・ポリシーに則り、社会の変化や専攻科目とのつながりを意識した学士力の育成に向けて、カリキュラムの編成や科目内容、開講クラス数等の最適化を図っている。【資料3-2-10】

また、内閣府・文部科学省・経済産業省の3府省により決定された「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」を受けて、本学でもプログラム認定の申請に向けた準備を進めている。令和4(2022)年度入学者よりプログラムを実施しており、令和5(2023)年度の認定を目標としている。【資料3-2-11】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-8】 甲南女子大学全学共通教育委員会規程

【資料 3-2-9】 2019～2021 年度 全学共通教育委員会議事録

【資料 3-2-10】 2022 年度 全学共通科目カリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-11】 2022(令和 4)年度 学生要覧 (AI・データ活用力育成プログラム)

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、社会の変化及び学生のニーズに応じて、アクティブ・ラーニング形式の授業を導入する等、教授方法の工夫に取り組んでいる。平成30(2018)年度には、カリキュラム・マップの整備に当たり、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の実施を奨励し、グループワーク、プレゼンテーション等、授業で取り扱う内容の詳細をカリキュラム・マップに記載している。

また、平成29(2017)年度より、学生のリーダーシップを醸成する目的で、全学共通科目に「リーダーシップ開発Ⅰ」「リーダーシップ開発Ⅱ」を設置している。本学が育成するリーダーシップとは、リーダーという権限や役職に関わらず、自分らしさを生かしてチームに貢献できる全員発揮型のリーダーシップである。大学生活のみならず、社会で活躍するために必要な能力として定義している。【資料3-2-12】【資料3-2-13】

「リーダーシップ開発Ⅰ」では、グループワークに取り組み、適宜振り返りや相互のフィードバックを行うことで、他者やチームに与えた影響を見える化し、自分らしいリーダーシップを見つけることを目的としている。また、「リーダーシップ開発Ⅱ」では、チームを構成するメンバーの多様性を理解した上で、自らの強みと弱みを認識し、自分らしいリーダーシップの効果的な発揮方法を身につけることを目的としている。これらの科目は教職員に公開しており、原則いつでも見学可能としているため、グループワークの手法等、学内で広く共有することができる。なお、令和4(2022)年度より、リーダーシップの育成を更に進めるため、「リーダーシップ・プログラム」を開設している。プログラムに定める単位を修得した学生は、学長より甲南女子大学リーダーシップ・プログラム修了認定証が授与される。【資料3-2-14】

さらに、教授方法の改善を進める組織としてFD委員会を設置している。FD委員会の目的は、「甲南女子大学FD委員会規程」第1条に、以下のとおり定めている。【資料3-2-15】

■FD 委員会の目的

甲南女子大学に、建学の精神と教学の理念を踏まえ、学部学科の教育目的を達成し、教育学習効果を最大限に高めるための取組みを行うために、甲南女子大学 FD 委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

FD委員会が進める教育改善の施策の一つに、授業公開が挙げられる。授業公開は、参観者が必ず感想シートを提出する等、授業担当者と参観者との双方向型で行っている。授業後に開催する検討会では、授業全般だけでなく、FD、学生対応、各種機材の活用方法等、参加者が様々な情報を共有することができる。この取組みは、全学科対象としているため、学科を超えた情報交換等により、全学的な相乗効果を生むことができる。ただし、令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症への配慮として、一時的に授業公開を停止している。【資料3-2-16】

この他にも、FD委員会では、基準2-6-①に記載した授業評価アンケート及び基準4-2-②

に記載する教員研修等、教授方法の改善を効果的に進めるため活動している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-2-12】2022 年度 シラバス「リーダーシップ開発Ⅰ・Ⅱ」

【資料 3-2-13】「全員発揮のリーダーシップ」を開発する全学共通科目の概要

【資料 3-2-14】2022(令和 4)年度 学生要覧（リーダーシップ・プログラム）

【資料 3-2-15】甲南女子大学 FD 委員会規程

【資料 3-2-16】2019 年度 授業公開一覧表

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在の 3 つのポリシーは一貫性があり、教育目的を踏まえて策定されたものであるが、多様化、複雑化する昨今の社会情勢では、社会を生き抜くための力も変化している。本学の教育課程が社会のニーズに適応しているか、引き続き検証し改善を実施する。

より実質的な検証を進めるため、学生自身が授業で身についたと感じる力について、授業評価アンケートによる自己評価の実施を検討している。これにより、学生の認識と、カリキュラム・マップに示すディプロマ・ポリシーの内容の検証を進め、教育課程の自己点検を効果的に実施し、更なる改善につなげることができる。

また、大学の使命・目的を果たすべく、令和 4(2022)年度より「女性」をテーマとする科目を拡充する等、女性教育の全学的な推進に努めている。【資料 3-2-17】

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-2-17】女性教育カリキュラムの全学的推進事業へのご協力お願いについて

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するため、学修成果可視化システム（以下「みらいパス」という。）を導入している。「みらいパス」では、ディプロマ・ポリシーで定義する 4 つの学士力（「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」）、及び 21 世紀を生き抜く力として求められる「基礎力・思考力・実践力」が、各授業科目においてどのように育まれるかをカリキュラム・マップにより規定した上で、成績評価と連動させて、レーダーチャートにより可視化している。学生は、 Semester 開始前にレーダーチャートを確認することで、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握し、自分自身の成長を確認できる仕組みとしている。【資料 3-3-1】

さらに、本学における 3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、授業評価ア

ンケート及びアセスメント・テストの実施等により行っている。

授業評価アンケートは、基準 2-6-①のとおり授業改善を目的としたものであるが、その結果に基づき学生自身が認識している学修成果を把握することができる。設問内容は、実施の都度 FD 委員会で見直しており、教員と学生の相互理解の促進を通じて、学修成果の検証や 3 つのポリシーの達成状況を測る指標として活用することを目標としている。【資料 3-3-2】

アセスメント・テストは、基準 2-2-①のとおり IR 活動委員会を中心に、全学科 1 年生と 3 年生を対象に PROG を実施している。ジェネリックスキルを測定し、学修成果を点検・評価した上で、教育の質を向上させることを目的としている。実際に、アセスメント・テストの結果は、学生向け、教職員向けにそれぞれ説明会を実施しており、学生への学修成果の明示だけでなく、教育課程や教授方法の改善の契機として利用している。今後は、学修成果に関わるデータをより有効に活用するため、ディプロマ・ポリシーとテスト項目の相関分析をはじめ、学修行動調査の実施、成長事例とみなす学生へのインタビュー調査等の実施を協議している。【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】

アセスメント・テスト以外にも、学修成果の点検・評価は、シラバスにおいて学生に明示している評価基準・割合に基づき、授業参加態度、単位認定試験、小テスト・小レポート等により、各授業で適切に行われている。

なお、卒業者数、修了者数、資格取得状況、就職状況等については、学内で点検の上情報共有されるとともに、大学 Web サイトでも公開している。【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】
<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-1】 みらいパス（レーダーチャート画面）

【資料 3-3-2】 2021 年度 第 2 回全学 FD 委員会会議録

【資料 3-3-3】 2021 年度 授業評価アンケート結果

【資料 3-3-4】 2021 年度 PROG 全体傾向報告書

【資料 3-3-5】 IR 活動委員会記録及び資料（2021 年 10 月 13 日、2021 年 12 月 21 日）

【資料 3-3-6】 大学 Web サイト（教育情報の公表）

【資料 3-3-7】 大学 Web サイト（就職実績データ）

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導の改善のため、「みらいパス」、授業評価アンケート、アセスメント・テストを活用し、学生や教職員へフィードバックしている。

まず、「みらいパス」では、基準 3-3-①のとおり、学生はレーダーチャートを確認することで、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握することができる。その上で、カリキュラム・マップやシラバスのナンバリング検索を活用し、今後成長させたい能力を確認しながら履修を進めることができる。さらに、「みらいパス」にはポートフォリオ機能があり、セメスターごとに学習の振り返りを学生が入力し、アドバイザー教員が確認の上でフィードバックを行っている。良かった点や反省点を学生と教員が共有し、今後の目標設定に利用する等、コミュニケーションツールとしても当該システムを活用しており、各学科の教育内容に合わせた活用方法についても検討を進めている。【資料 3-3-8】

また、授業評価アンケートの結果は、基準 2-6-①のとおり学生や教職員にフィードバックするとともに、教員自己評価票に、学生による授業評価に対する所感、授業や実習の工夫・改善への取組、等の記載を求め、授業改善への意識づけを図っている。【資料 3-3-9】

アセスメント・テストに関しては、基準 3-3-①のとおり説明会を実施している他、アドバイザー教員との振り返りや、キャリア相談にも活用している。また、令和元(2019)年度より、「みらいパス」からもテストの結果を確認できるようにしており、学修成果の総合的なフィードバックを行っている。【資料 3-3-10】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-8】 2021 年度 第 5 回教務委員会議事録

【資料 3-3-9】 2021 年度 教員自己評価票

【資料 3-3-10】 みらいパス（アセスメント・テスト確認画面）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果可視化システム「みらいパス」において、ディプロマ・ポリシーに定める 4 つの学士力のレーダーチャートを学生に示し、ポートフォリオ機能を活用してセメスターごとの振り返りに利用しているが、今後は 2 点の活用方法を検討している。

1 点目は、ポートフォリオ機能の更なる拡充である。各学科で活用方法を検討し、「みらいパス」への実装を予定している。本学では幼稚園教諭第一種免許、小学校教諭第一種免許、保育士、看護師、保健師、助産師、養護教諭、理学療法士、管理栄養士等の各種資格取得が可能であり、学内外での実習がカリキュラム上、多数存在する。当該実習における記録等を活用事例として想定している。

2 点目は、ディプロマ・サプリメントの作成及び活用である。アセスメント・テストによりジェネリックスキルを測定しているが、各学科でディプロマ・ポリシーにおいて伸ばしたい要素と、ジェネリックスキルの項目との対応表の作成を進めている。この対応表により、学生へ示す強み弱みの成長項目を設定し、ディプロマ・サプリメントの作成・活用を実施していく。

【基準 3 の自己評価】

大学及び大学院の使命・目的に基づき、学位プログラムごとの人材育成に関する目的及びディプロマ・ポリシーを策定し周知している。加えて、中期計画に掲げる『「未来への実践力」の実質化」に向けて内容を見直し、学生の学修成果の目標を具体化している。

また、「大学学則」をはじめとした各規程において、単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、学生や教職員に周知するとともに、「試験の実施及び成績の評価に関する申合せ」により成績評価の公平性を担保するための工夫を行っている。

さらに、カリキュラム・ポリシーも学科及び専攻ごとに定め周知しており、カリキュラム・マップによる検証を通じてディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しながら、教育課程を体系的に編成している。教授方法の開発及び学修成果の点検についても、「みらいパス」による学修成果の可視化や授業評価アンケートを通じて、学生及び教員にフィードバックし、教授方法の改善に努めている。以上のことから、基準 3 を満たしていると評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

教学面の最高責任者である学長が、リーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学長補佐を配置している。【資料4-1-1】

副学長は「甲南女子大学副学長規程」第1条に、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどることを明記し、状況に応じて適切に配置している。【資料4-1-2】

学長補佐は「甲南女子大学学長補佐規程」第2条に、学長の指示に従い、定められた業務に関して学長を補佐することを明記している。現在は、女性教育担当、大学評価担当、入試問題担当の学長補佐を1人ずつ配置し、専門性の高い担当分野において学長を補佐している。【資料4-1-3】

また、学部長についても、学部教育研究方針を実現する責任者として学長を補佐することを、「甲南女子大学学部長候補者選考規程」第2条に明記し、補佐体制を適切に整備している。【資料4-1-4】

さらに、大学の教学、経営の発展を目的として、教学経営会議を設置している。この会議では、大学の全学的事項、中長期的事項、戦略的事項等を審議し決定する他、学長からの諮問事項についても審議を行っており、教学と経営に関する学長の意思決定を支えている。会議の構成員は、学長、校長、常務理事、学部長、事務局長であるが、発言権のあるオブザーバーとして、教務部長、入試部長、事務局次長、総務課長、経営企画課長等が出席者となっており、学長、教員、職員間における相互の意見・情報交換の場としても機能している。【資料4-1-5】 【資料4-1-6】

また、教学経営会議での学長の意思決定を支えるため、規程による定めはないが、2つのミーティングを実施している。1つ目は毎週月曜日に開催される、学部長ミーティングである。学長、常務理事、学部長、事務局長、事務局次長、総務課長、経営企画課長等を構成員とし、学部長を中心に教学面、経営面の双方で意見交換を行うことで、学長の意思決定を支えている。2つ目は毎週火曜日に開催される、学長ミーティングである。学長、常務理事、事務局長、事務局次長、総務課長、経営企画課長、経理課長及び職員の部長職を構成員としている。学長ミーティングでは、学長からの報告事項に加えて、入試状況、就職状況等、管理運営上の課題を情報共有することで、学長を支える体制としている。

以上のとおり、学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長、学長補佐、教学経営会議を設置する等の補佐体制を整備している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-1】 2022 年度 役職者一覧
- 【資料 4-1-2】 甲南女子大学副学長規程
- 【資料 4-1-3】 甲南女子大学学長補佐規程
- 【資料 4-1-4】 甲南女子大学学部長候補者選考規程
- 【資料 4-1-5】 甲南女子大学教学経営会議規程
- 【資料 4-1-6】 2022 年度 教学経営会議構成員一覧

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学的意思決定の権限及び責任関係については、理事長の職務を「学校法人甲南女子学園寄附行為」第11条、学長の職務を「甲南女子学園職位規程」第3条に、それぞれ以下のとおり定めている。【資料4-1-7】 【資料4-1-8】

■理事長の職務 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
■学長の職務 (1) 大学院及び大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。 (2) 大学評議会、合同教授会、教学経営会議、部課長会議等の諸会議を招集し、その議長となり、学務運営の方途を定める。ただし、学長は、会議等の一部を事務局長、部長又は学部長に分掌させることができる。

理事長は業務執行の最高権限・責任者であり、学長は大学及び大学院の教育研究方針を実現する教学面での最高責任者であることを明記している。

使命・目的に沿った教学マネジメント構築に向けては、各職位の責任、権限及び諸関係を明らかにし、責任体制を確立することを目的として、「甲南女子学園職位規程」を定めている。さらに、「甲南女子学園事務組織規程」に定めるとおり組織を整備しており、教学運営を中心に権限を分散し責任を明確化させている。【資料4-1-9】

なお、大学における教育研究に関する事項を審議する機関として学部教授会を設置し、「甲南女子大学学部教授会規程」に基づき運営している。同規程第3条には、学長が決定を行うに当たり意見を述べる審議事項、教授会が学長の求めに応じて意見を述べるのできる審議事項を、次のとおり定めている。【資料4-1-10】

■学長が決定を行うに当たり意見を述べる審議事項 (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ア 教育課程の編成に関する事項 イ 教員人事に係る教育研究業績の審査に関する事項
■教授会が学長の求めに応じて意見を述べるのできる審議事項 (1) 学生の休学、復学、退学、転部、転科、再入学、除籍及び復籍に関する事項 (2) 学生の試験に関する事項

- (3) 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生、外国人特別生及び委託生に関する事項
- (4) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- (5) 関係規程等の制定、改廃等に関する事項
- (6) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (7) 大学評議員の選出に関する事項
- (8) 学長又は学部長が諮問する事項

大学院においても、教育研究に関する事項を審議する機関として研究科委員会を設置し、「大学院研究科委員会規程」に基づき運営している。学長が決定を行うに当たり意見を述べる審議事項、研究科委員会が学長の求めに応じて意見を述べることができる審議事項は、「大学院研究科委員会規程」第3条に、次のとおり定めている。【資料4-1-11】

- | |
|--|
| <p>■学長が決定を行うに当たり意見を述べる審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 教育課程の編成に関する事項 イ 教員人事に係る教育研究業績の審査に関する事項 |
| <p>■研究科委員会が学長の求めに応じて意見を述べることができる審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学生の休学、退学、賞罰等に関する事項 (2) 試験及び学位論文等審査に関する事項 (3) 学生の研究、厚生及び補導に関する事項 (4) 関係規定等の制定、改廃等に関する事項 (5) 科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生、委託生及び外国人特別生に関する事項 (6) 大学評議員の選出に関する事項 (7) その他学長又は研究科委員長が諮問する事項 |

なお、「甲南女子大学学部教授会規程」「大学院研究科委員会規程」の改廃は、共に学長の決定によるものと規定しており、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを担保している。以上のとおり、学部教授会及び研究科委員会は、組織上の位置づけ及び役割が明確であり、適切に機能している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-7】 学校法人甲南女子学園寄附行為

【資料 4-1-8】 甲南女子学園職位規程

【資料 4-1-9】 学校法人甲南女子学園組織機構図

【資料 4-1-10】 甲南女子大学学部教授会規程

【資料 4-1-11】 大学院研究科委員会規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

法人及び大学の事務組織は、使命・目的の達成のため事務の能率的遂行に必要な組織機構、職制及び事務分掌について定めた「甲南女子学園事務組織規程」に基づき整備されている。これにより各部署が果たす役割、権限及び責任を明確にしている。【資料4-1-12】

本学の事務組織は、法人運営を行う法人事務局と大学事務等に大別される。また、業務内容等に応じて「専任」「嘱託」「派遣」等の職員で構成される。令和4(2022)年5月1日現在の在籍者数は、エビデンス集（データ編）【表4-2】のとおりである。

「甲南女子学園事務組織規程」第17条から第34条までは、各部署の事務分掌について規定しており、業務を効果的に執行するため、図表4-1-1に示すとおり適切な専任職員数を配置している。

図表4-1-1 専任職員配置数：2022年5月1日現在（※兼任を含む）

事務局	26人	学生生活部 学生生活課	7人
事務局長・次長	2人	保健センター事務課※	3人
内部監査課※	2人	キャリアセンター	7人
経営企画課	3人	図書館事務課	3人
総務課	5人	学部事務課	14人
経理課	4人	文学部・国際学部事務課	5人
IT・管財課	4人	人間科学部事務課	3人
広報課	6人	看護リハビリテーション学部事務課	4人
教務部	12人	医療栄養学部事務課	2人
教務課	7人	対外協力センター	5人
教職支援課	3人	社会貢献課※	3人
教育・研究支援課	2人	国際交流課	2人
入試部 入試課	8人	中高事務室	4人

また、本学の事務組織及び大学全般に共通する重要事項の協議及び事務の連絡調整を図るため、原則月2回、部課長会議を開催している。会議の構成員には、学長、校長、常務理事、学部長、事務局長に加え、各部署の組織責任者である部課長等の職員も含まれている。部課長会議の議事録については、大学の専任教職員全員が閲覧できるよう公開されており、大学の意思決定に関する事項の伝達が適切に実施されている。職員は、部課長会議をはじめ、基準4-1-①に記載した教学経営会議等の構成員として、経営・教学組織へ参画している。【資料4-1-13】 【資料4-1-14】

以上のとおり、本学では職員の役割と責任を明確にした上で、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、経営・教学組織への参画と、使命・目的の達成に向けた教職協働の実現を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-12】 甲南女子学園事務組織規程

【資料 4-1-13】 部課長会議規程

【資料 4-1-14】 2022 年度 各種委員会構成員一覧

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のサポート体制に関しては、副学長、学長補佐といった学長の補佐体制を整備しており、教授会や教学経営会議等の会議体において、学長の意思決定と情報伝達が行われている。一方で、学長の意思決定を更にサポートするものとして、IR(Institutional Research)を担う専門的な教職員や教学マネジメントにおける専門的な支援スタッフの育成が課題となっている。これらの課題に関しては、令和3(2021)年11月より、私立大学等経常費補助金の算定基礎の一つである「教育の質に係る客観的指標」の向上策を教学経営会議で検討しており、令和4(2022)年度も引き続き学長のリーダーシップの下で進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学及び大学院において、大学設置基準及び大学院設置基準で定める教員数を満たす専任教員数を確保し、適切に配置している。令和4(2022)年5月1日現在の在籍者数は、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式1】のとおりである。

実習を伴う学科（心理学科、総合子ども学科、看護学科、理学療法学科、医療栄養学科）では基準数以上の教員を配置し、細分化された専門性の高い分野への対応、きめこまかな実習指導等に対応できる教育体制を構築している。特に、看護学科では学外施設での実習をより充実させるため、必要な時期に実習助手を採用することで教員のサポート体制を構築し、実習現場における教育効果を高めている。

資格養成課程に係る法令等の教員基準数に関して、看護師、保健師及び助産師は「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、理学療法士は「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、管理栄養士は「管理栄養士学校指定規則」、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高校教諭及び養護教諭は「教職課程認定基準」、保育士は「指定保育士養成施設指定基準」、学芸員及び司書については文部科学省の指導内容にそれぞれ準拠しており、資格養成教育に必要な教員を担保している。【資料4-2-1】

なお、専任教員の年齢構成は図表4-2-1のとおり、各学部とも各年代層に人員が配置されている。【資料4-2-2】

図表4-2-1 年齢別専任教員数：2022年5月1日現在

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
教授	0	0	9	31	38	0	78
准教授	0	0	24	10	7	0	41
講師	1	11	11	9	2	0	34

助教	0	11	6	2	1	0	20
助手	0	2	1	0	0	0	3
合計	1	24	51	52	48	0	176

また、教員の採用、昇任等については、「就業規則」「教職員任免規程」「甲南女子大学教員選考規程」及び「甲南女子大学教員選考基準」等に基づき、適切に実施している。

【資料4-2-3】 【資料4-2-4】 【資料4-2-5】 【資料4-2-6】 【資料4-2-7】 【資料4-2-8】

教員採用に当たっては、一部資格系分野においての特別な場合を除き、原則として公募制による募集方式を採用している。募集方法は、主に大学Webサイト、国立研究開発法人科学技術振興機構の「JREC-IN」等で募集情報を掲載し、公募を行っている。募集に際しては、履歴書、業績調書、業績を裏付ける資料（論文抜刷り等）の提出を必要としている。教員の採用・昇任プロセスは、次のとおりである。

- ①学部長は、新規任用及び昇任の必要があると認めた場合、当該学部の人事計画案を任用又は昇任予定年度の前々年度の3月末日までに学長へ提出する。
- ②学長は、学部長から提出された人事計画案について、教学経営会議で学園の人事方針との調整を行い、大学評議会の審議を経て人事計画を決定する。
- ③学部長は、人事計画に基づき、当該学部教授会に新規任用及び昇任について発議するとともに新規任用の場合は、公募等の手続きを進める。
- ④人事委員会が構成され、当該職位の教員選考基準に基づき、採用は書類審査、模擬授業、面接等の審査を実施し、人格・学歴・職歴・教育研究上の業績等を総合的に勘案し、3人程度の候補者を決定する。昇任については書類審査を実施し、経歴や教育研究上の業績、大学運営への貢献等を総合的に勘案し、昇任候補者を決定する。
- ⑤学部長は人事委員会の結果を学部教授会に諮り、学長に報告する。
- ⑥学長は教学経営会議に諮り、採用は最終候補者を決定し、学長面接で最終決定する。昇任は教学経営会議にて最終決定する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料4-2-1】 資格養成課程の指定基準と現状の対比

【資料4-2-2】 2022年度 組織別・職位別・年齢構成別・男女別教員組織表

【資料4-2-3】 就業規則

【資料4-2-4】 教職員任免規程

【資料4-2-5】 甲南女子大学教員選考規程

【資料4-2-6】 甲南女子大学教員選考基準

【資料4-2-7】 甲南女子大学大学院教員選考規程

【資料4-2-8】 甲南女子大学大学院教員選考基準

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は、教育内容の改善を進める組織としてFD委員会を設置し、全学でFDを実施している。FD委員会では、年度末に活動の報告書をまとめ、学内イントラネット上で専任教職員を対象に公開している。基準2-6-①で述べた授業評価アンケートや、基準3-2-⑤の

授業公開以外にも、主な取組みとして、以下が挙げられる。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】

1) 教員自己評価票作成の推進

平成 19(2007)年度から、教員の資質向上と自己能力の開発及び自己啓発を目的として、教員による自己評価を実施している。そのツールとして、教員自己評価票を作成することとしている。教員自己評価票では、「教育活動」「大学運営」「社会活動」等の評価項目について、自己評価を行っている。教員自己評価票の内容は、学長及び学部長が確認することにより、教育活動の改善につなげている。【資料 4-2-11】

2) 『授業実践のヒント』作成

専任、非常勤を問わず、新任教員を対象に、ガイドブック『授業実践のヒント』を作成し配布している。このガイドブックは、シラバスの作成、授業、成績評価、学生とのコミュニケーション等について、本学での教育経験が十分ではない教員に配慮した内容で構成している。ただし、令和 2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症対策で授業形態の見直しが求められる状況にあつて、『授業実践のヒント』は対面授業を想定した内容でまとめているため、代わりに、オンライン授業の実施手順等を説明したガイドブックを教員に配布することでフォローに努めている。【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】【資料 4-2-14】

3) 研修会の開催

令和元(2019)年度には、「アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の工夫・改善ワークショップ」と題して、研修会を実施した。これは、全学的にアクティブ・ラーニングの実践が模索・試行されている状況を受け、各教員が取り組んでいる具体的な事例を持ち寄り、相互に評価及び助言を行うことを通して学び合うとともに、アクティブ・ラーニングに関して全学的に意識を向上させることを目的とした研修である。【資料 4-2-15】

一方、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業の実施を余儀なくされたが、これまでオンライン授業を実施する機会がなかったため、各教員が対応に苦慮する事態が生じた。そのため、オンライン授業に関する教員向けアンケートを実施するとともに、効果的にオンライン授業を実践することを目的として、各教員の工夫や問題点について情報共有し、オンライン授業の質向上を図る研修会を 9 月と 3 月に開催した。【資料 4-2-16】

9 月には「授業形態別ラウンドテーブル（授業実践の共有と意見交換）」「オンデマンド型授業の設計方法」「オンデマンド配信の基本スキル講習」をテーマとした研修会を行い、3 月は「Moodle や Teams を使った双方向の授業」をテーマにオンデマンド形式で実施するとともに、同時双方向のオンライン形式での質疑応答も実施した。【資料 4-2-17】【資料 4-2-18】

同様に、令和 3(2021)年度においても、オンライン授業に焦点を当てた研修会を 2 回開催している。【資料 4-2-19】【資料 4-2-20】

以上のとおり、FD における不変の課題には継続して取り組みつつ、時代の変化に応じた新たな試みを行い、実効性のある FD を実践している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 4-2-9】 甲南女子大学 FD 委員会規程

【資料 4-2-10】 2021 年度 全学 FD 委員会活動報告書

【資料 4-2-11】 2021 年度 教員自己評価票

【資料 4-2-12】授業実践のヒント

【資料 4-2-13】2021 年度甲南女子大学学習支援システム「Moodle」利用ガイド

【資料 4-2-14】2021 年度前期授業実施に関する教員向けシステムガイド

【資料 4-2-15】2019 年度 FD ワークショップのお知らせ（2019 年 9 月 25 日）

【資料 4-2-16】甲南女子大学教員アンケート（2020 年度前期の振り返り）

【資料 4-2-17】2020 年 9 月教員研修資料

【資料 4-2-18】2021 年 3 月教員研修資料

【資料 4-2-19】2021 年 8 月教員研修資料

【資料 4-2-20】2022 年 3 月教員研修資料

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、教育課程に即した教員の確保と配置により、教員採用人事を計画的に行う。教員の昇格人事についても適正な運用を実施するとともに、年齢的な偏りを確認し、問題が発生する前に計画的な是正に努める。さらに、教員の定着率を高めるため、入職後は本学の教育理念を共有し、帰属意識の醸成を図る。

また、教育内容の改善に向けた取組みとして、現在の教員自己評価が専任教員のみの実施となっていることから、令和 4(2022)年 2 月より非常勤講師を対象とした自己点検・教育研究活動報告の実施を開始している。初年度は回答率が低かったため、今後、回答率を高める取組みを推進する。【資料 4-2-21】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-21】2021 年度後期 非常勤講師自己点検・教育研究活動報告

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

（2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学設置基準第42条の3及び本学の中長期的な重点取組みとして、職員の資質・能力向上のための研修を実施し、社会情勢の変化やニーズに合わせて、適宜見直している。

本学で実施している研修の主な内容は、以下のとおりである。

1) 教員・職員合同による研修

大学運営は教職協働により行われることから、SDについても教員及び職員が一体となって取り組む機会を設けている。具体的には、合同教授会のスケジュールに年3回の研修を組み入れており、事務職員等もその時間に参加している。この研修では、基礎的な資質向上を図るため、情報セキュリティ研修、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修に取り

組んでおり、1時間内に収まるよう工夫している。【資料4-3-1】 【資料4-3-2】

例えば、令和3(2021)年度のメンタルヘルス研修では、アンガーマネジメント協会から講師を招き、「アンガーマネジメントの基礎」に焦点を絞り研修を実施した。

情報セキュリティ研修では、教育業界が他業界に比べてセキュリティ意識が低いことを啓発し、情報漏えいのリスク管理や自己診断テスト等を取り入れ、意識づけを行っている。継続的に研修に取り組み始めた令和元(2019)年度以降、個人情報漏えい事故は発生していない。

また、ハラスメント研修では、本学が女子大学であることを考慮し、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、モラル・ハラスメントの防止や男女共同参画社会推進等をテーマとして、研修に取り組んでいる。教職員は誰でも人権問題委員に任命される可能性があり、任命された場合はハラスメント相談員としての対応が生じるため、当事者意識を持って人権問題に取り組む機会としている。

2) 階層別研修

職員の研修においては、令和元(2019)年度より研修体系を可視化している。職員全員に適性検査を実施し集団分析を行った結果、ヴァイタリティと状況適応力に課題があることが判明した。そのため、令和2(2020)年度より、副主任・書記研修、課長補佐・主任研修、管理職研修の3グループに分かれて階層別研修を実施している。【資料4-3-3】 【資料4-3-4】 【資料4-3-5】

3) 導入研修

職員の入職時には、導入研修を行っている。入職後すぐの計6日間ほどを研修に充て、学長や常務理事の講話、学園の歴史や教育理念、人事制度、中期計画、各種規程、各部署の業務内容の紹介等、学園の全体像を学ぶ機会としている。【資料4-3-6】

なお、入職後の定着率を上げるため、メンター制度を導入している。この制度では、新任職員に対し、別部署かつ年齢の近い職員が、様々な悩み事や相談事に関して1年間サポートを行うこととしている。これにより、メンターとなる職員も、早期に人材育成に対する意識を醸成することが期待される。また、新任職員は、次年度以降メンターとして支援する側に回ることで、視野の広がりが期待できる。

4) フォローアップ研修

職員の入職2年目には、フォローアップ研修を実施し、1年間業務を経験して感じる前職とのギャップや、組織の中で求められる自分の役割を改めて認識し、主体的かつ能動的に行動できる職員になるための研修としている。【資料4-3-7】

上記の研修に加え、学外の関連団体等が実施する研修やセミナー、フォーラム等にも参加できる環境を整備している。また、自己啓発への支援としては、令和元(2019)年度より通信教育を導入している。導入以降、年度ごとに対象者を変えており、階層に見合ったコース選択による資質・能力等の向上を図っている。

この他、職員の昇格に当たっては、プレゼンテーション、小論文及び筆記試験を課す、昇格選考試験を実施している。昇格候補者には、責任ある立場になることの意識づけのため、大学を取り巻く環境、機関、学校教育制度の歴史、教育関連法令、高等教育政策等の網羅的な基礎知識が学べる冊子を配布し、学習を促している。また、プレゼンテーションでは質疑応答時間を長く取り、課題への深掘りが可能な試験としている。【資料4-3-8】

なお、本学では、職員の人材育成及び適切な人事管理の執行を目的に「甲南女子学園専任職員人事制度規程」「職員人事制度運用指針」を定め、運用している。上記の各研修は、「職員人事制度運用指針」に定める「職員人事方針」及び「求める職員像」を具現化するための具体的方策の一つでもある。【資料 4-3-9】 【資料 4-3-10】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料4-3-1】 2021年度 合同研修参加率
- 【資料4-3-2】 2021年度 合同研修資料
- 【資料4-3-3】 2021年度 職員研修体系の可視化資料
- 【資料4-3-4】 2019年度 適性検査全体解説資料
- 【資料4-3-5】 2021年度 階層別研修参加率
- 【資料4-3-6】 2022年度 導入研修スケジュール
- 【資料4-3-7】 2021年度 フォローアップ研修資料
- 【資料4-3-8】 職員の昇格選考について
- 【資料4-3-9】 甲南女子学園専任職員人事制度規程
- 【資料4-3-10】 職員人事制度運用指針

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SDは合同教授会の日程に定期的に組み入れたことで、教員と職員合同による実施が定着した。毎年の実施となるので、今後も継続してテーマ設定や手法を工夫する。職員の階層別研修では、グループワークを増やす等、横断的なコミュニケーション形成を図っているが、研修当日の気づきだけに止まることなく、主体的・能動的に自己研鑽でき、自ら課題を設定し、解決に取り組む人材の育成が必要である。令和4(2022)年度以降は、研修にオンライン教材等も取り入れ、最適な効果測定を行う。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究活動を支援する事務部門として、教育・研究支援課を設置し、学内外の研究費応募及び使用、報告に関する諸手続きについて支援するとともに、適切に管理している。

科学研究費助成事業（文部科学省若しくは日本学術振興会が交付する学術研究助成基金助成金、科学研究費補助金。以下「科研費」という。）等の外部研究資金については、教育・研究支援課が公募情報を収集し学内に周知している。

令和 4(2022)年度には、研究環境の改善及び研究機能の向上に活用し、更に学術研究の

質を向上させるため、「研究推進費」を新たに制定した。獲得した外部研究資金における間接経費の額に応じて、研究者である教員が所属する学科に「研究推進費」を還元する制度である。【資料 4-4-1】

また、「甲南女子学園国内研究員規程」「甲南女子学園在外研究員規程」を定め、国内外での研究活動を支援する体制を整備している。研究員は、その研究の成果を本学の研究紀要又は学術雑誌等に発表することで、教育・研究水準の向上及び国際交流の進展を図っている。なお、本学では研究紀要を含む学術成果物を、「甲南女子大学学術情報リポジトリ」により無償で社会に広く公開している。【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】

研究環境の整備に関しては、全ての専任教員に対し、空調設備、学内 LAN を経由したインターネット環境、机、椅子、書架等の什器類を備えた個人研究室を割り当てている。

看護リハビリテーション学部、医療栄養学部については、実習・実験のため必要な実習室・実験室を 1 号館及び 10 号館に設置しており、医療・医学分野における多様な領域に適応した研究環境を整備している。【資料 4-4-5】

さらに、基準 2-5-②のとおり、図書館では研究活動の参考資料となる学術文献の収集・保管を行っている。OPAC(Online Public Access Catalog)端末の設置、リンクリゾルバの導入等により、研究活動の遂行に必要な資料等を迅速に確認できる体制を整えている。他にも、JapanKnowledge Lib、CiNii Articles、医中誌 Web、CINAHL Plus with Full Text、メディカルオンライン等のデータベースや電子資料を導入し、様々な研究活動に活用できる体制を構築している。なお、学生にはアンケートを実施する等して、利用者の満足度向上に努めている。【資料 4-4-6】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-1】 教学経営会議議事録及び資料（2021 年 10 月 25 日議題 2）

【資料 4-4-2】 甲南女子学園国内研究員規程

【資料 4-4-3】 甲南女子学園在外研究員規程

【資料 4-4-4】 甲南女子大学学術情報リポジトリ Web サイト

【資料 4-4-5】 2022(令和 4)年度 学生要覧（施設、教室、教員研究室等位置図）

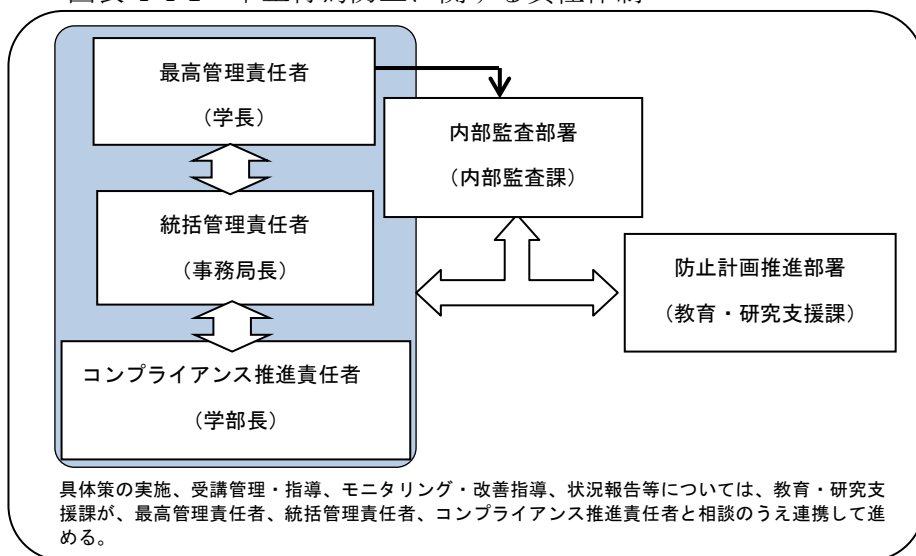
【資料 4-4-6】 2021 年度 図書館利用調査結果

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動における不正行為に関する規則として「甲南女子大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」を定める他、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に従い、「研究費不正防止の基本方針」「甲南女子大学における公的研究費不正防止計画」を定め厳正に運用している。【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために必要な責任体制は、図表 4-4-1 のとおりである。

図表 4-4-1 不正行為防止に関する責任体制



不正防止対策の基本方針を策定し周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる「最高管理責任者」として学長を、「不正防止対策の組織横断的な体制を統括する「統括管理責任者」として事務局長を、「コンプライアンス推進責任者兼研究倫理教育責任者」として学部長を配置し、責任体系の明確化を図っている。なお、不正防止対策に関しては、管理・監査の責任体系、基本方針、各種相談・通報（告発）窓口を大学 Web サイトで公表している。【資料 4-4-10】

研究上の不正防止については、令和 3(2021)年 2 月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、本学においても不正防止対策を強化することを理事会で決定している。さらに、監事、外部監査法人及び内部監査課と相互に意見交換を行い、連携を図っている。【資料 4-4-11】

研究上の不正行為及び研究費の不正使用防止のため、教員に対しては、合同教授会を通じて研究倫理教育を年に 1 回開催しており、受講を必須としている。当日の欠席者には、動画の視聴を案内するとともに、教育・研究支援課の職員がサポートすることで、後日受講できる体制としている。【資料 4-4-12】

大学院生及び学部生に対しては、令和 4(2022)年度から『学生要覧』に「公正な研究の実施について」を掲載し、学生指導の教材として活用できるようにしている。また、学生指導の際には、研究者としての教員への注意喚起にも役立つよう倫理教育を強化している。

【資料 4-4-13】

研究実施に当たり、人を対象とした研究については、「ヘルシンキ宣言」及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）」の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的として、「甲南女子大学研究倫理委員会規程」を定め、この目的を達成するため、研究倫理委員会を設置している。【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】

また、研究に対する信頼と公正性を確保するため、「甲南女子大学動物実験規程」「甲南女子大学動物実験委員会規程」等を定め、遵守している。【資料 4-4-16】【資料 4-4-17】

以上のとおり、本学では公正な研究の確保についても重要な研究支援と位置づけて、研究倫理の確保に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-4-7】 甲南女子大学における研究上の不正行為に関する取扱規程
- 【資料 4-4-8】 研究費不正防止の基本方針
- 【資料 4-4-9】 甲南女子大学における公的研究費不正防止計画
- 【資料 4-4-10】 大学 Web サイト（研究機関内の責任体系及び窓口）
- 【資料 4-4-11】 理事会議事録及び資料（2021 年 7 月 12 日議案 3）
- 【資料 4-4-12】 合同教授会議事録及び資料（2021 年 9 月 22 日）
- 【資料 4-4-13】 2022(令和 4)年度 学生要覧（公正な研究の実施について）
- 【資料 4-4-14】 甲南女子大学研究倫理委員会規程
- 【資料 4-4-15】 甲南女子大学研究倫理審査細則
- 【資料 4-4-16】 甲南女子大学動物実験規程
- 【資料 4-4-17】 甲南女子大学動物実験委員会規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

基準 4-4-①のとおり、科研費等の外部研究資金については、教育・研究支援課が公募情報を収集し学内に周知した上で、応募数を増加させる方策をとる等、外部研究資金獲得に向けた努力を行っている。過去 3 年間ににおける科研費の応募状況、採択状況は、図表 4-4-2 のとおりである。

図表 4-4-2 過去 3 年間ににおける科学研究費助成事業採択状況

	令和元（2019）年度				令和2（2020）年度				令和3（2021）年度			
	申請件数	採択件数	採択率	金額	申請件数	採択件数	採択率	金額	申請件数	採択件数	採択率	金額
文学部	2	1	50.0%	4,160,000	7	4	57.1%	11,200,000	2	1	50.0%	2,900,000
国際学部	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	33.3%	3,100,000
人間科学部	6	2	33.3%	8,450,000	5	3	60.0%	8,000,000	3	1	33.3%	1,100,000
看護リハビリテーション学部	13	4	30.8%	12,480,000	13	7	53.8%	19,100,000	9	4	44.4%	20,800,000
医療栄養学部	7	2	28.6%	6,630,000	6	3	50.0%	20,300,000	5	1	20.0%	3,100,000
合計	28	9	32.1%	31,720,000	31	17	54.8%	58,600,000	22	8	36.4%	31,000,000

いずれの年度においても、日本学術振興会が掲げる政策目標である 30.0%を超える採択率を確保しており、本学での科研費の獲得は一定の成果を上げている。

また、受託研究及び共同研究についても、各種規程を整備しており、平成 30(2018)年度の医療栄養学部の開設以降は、医療・医学分野に関連する領域についても受託研究、共同研究を受入れるようになった。令和 2(2020)年度には、受託研究 1 件（390 万円）、共同研究 2 件（85 万円）、令和 3(2021)年度に受託研究 1 件（390 万円）、共同研究 1 件（100 万円）を受入れた。【資料 4-4-18】【資料 4-4-19】【資料 4-4-20】【資料 4-4-21】

さらに、教員の研究活動を奨励するとともに、研究活動を通して教育の振興を促進し、その発展と向上に寄与することを目的として、「甲南女子学園学術研究及び教育振興奨励基金規程」を定め、同基金により、教員の研究活動に関連する出版、海外研修及び視察、調査活動等に係る費用を助成している。【資料 4-4-22】【資料 4-4-23】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-4-18】 甲南女子大学受託研究規程
- 【資料 4-4-19】 甲南女子大学受託研究員規程
- 【資料 4-4-20】 甲南女子大学共同研究規程
- 【資料 4-4-21】 甲南女子大学客員研究員規程
- 【資料 4-4-22】 甲南女子学園学術研究及び教育振興奨励基金規程
- 【資料 4-4-23】 学術研究及び教育振興奨励基金取扱内規

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備は今後も継続するとともに、教員及び学生の要望を確認しながら更なる向上を目指す。また、研究倫理、不正防止、研究費の適切な使用、研究活動への資源配分等については、法令改正に応じた適切な体制の見直しを継続する。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による研究倫理の審査が困難な場面もあったため、オンラインの活用等、社会情勢の変化に対応できるよう、日々情報収集に努める。

また、科研費の獲得に関しては、一定の成果を上げる状況を持続しているが、更なる獲得件数の増加を図るべく、科研費に係る説明会を適宜実施し、教員の啓発に取り組む。【資料 4-4-24】【資料 4-4-25】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-24】 合同教授会議事録及び資料（2021 年 7 月 14 日報告事項 4）

【資料 4-4-25】 合同教授会議事録及び資料（2022 年 1 月 26 日報告事項 2）

【基準 4 の自己評価】

学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、副学長、学長補佐等を配置し、教学経営会議をはじめ、教学及び経営に関する学長の意思決定を支える環境を整備している。また、意思決定の権限及び責任関係、教授会等の組織上の位置づけや役割を、各規程に明確に規定している。使命・目的等の達成のため必要な組織体制についても、法令等の遵守に加えて、「甲南女子学園事務組織規程」「就業規則」「教職員任命規程」等に基づき、教学マネジメントの業務遂行に必要な教職員を適切に配置している。

さらに、教職員の職能開発については、FD 委員会を中心とした教育内容の改善のための FD、大学運営に必要な能力向上のための SD を実施している。FD や SD の内容は、社会情勢の変化に応じて見直し、効果的に実施している。

また、研究支援についても、研究環境の整備や研究倫理の確立、科研費による外部研究資金の獲得等を通じた研究活動への資源配分等、支援を行っている。以上のことから、基準 4 を満たしていると評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は「学校法人甲南女子学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に則り、教育事業を展開している。「寄附行為」第3条には以下のとおり法人の目的を定め、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の法令を遵守することを明記している。【資料5-1-1】

■法人の目的

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

「寄附行為」に則り、理事、評議員、理事長、監事を選任し、理事会及び評議員会を適切に運営するとともに、「寄附行為」は大学Webサイトでも公開し、透明性の確保と誠実な経営を実践している。また、学長には「理事会業務委任規則」第7条に定めるとおり、大学の教育研究に関する業務を委任し権限を与え、大学設置基準等の法令を遵守し経営の規律を保っている。【資料5-1-2】

法人役員の規律と誠実性の維持に関しては、「寄附行為」第10条に役員の解任に関する条項を定め、法令の規定及び寄附行為の遵守を役員に求めている。また、「寄附行為」第15条第13項に「特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。」、第16条第3項に「利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。」と定め、役員は厳正な規律の維持に努めている。

教職員の規律と誠実性の維持に関しては、「就業規則」第3条に「教職員は、よく本学園の教育方針を体して、一致協同、学生生徒の指導に当たらなければならない。」と規定した上で、就業上の服務規律を同規則第15条に以下のとおり定めている。

■就業上の服務規律

- (1) 教職員は常に品位を保ち、本学園の名誉を害し、信用を傷つけるようなことをしないこと。
- (2) 職制を守り、上司の指示に従うこと。
- (3) 公務運営上認められた会議の決定に従うこと。
- (4) 業務上の秘密事項及び本学園の不利益となる事項を他にもらさないこと。
- (5) 職務上の地位を利用して私利を計らないこと。
- (6) 災害等の未然防止に努め、火災等が発生したときは万全の措置をとること。
- (7) 就業時間中、政治運動・労働運動等の活動及び集会等に参加しないこと。
- (8) 学内のみならず、出張先、勤務に起因する会合等学外においても、相手方の意に反する言動あるいは行動（ハラスメント行為）又は該当するとの疑念を生じさせ

る行為をしてはならない。

- (9) 本学園が保有する特定個人情報については、甲南女子学園個人番号及び特定個人情報取扱規程の定めるところにより取り扱うこと。

また、「寄附行為」「就業規則」の他、「甲南女子学園公益通報者保護規程」「甲南女子学園賞罰委員会規程」「甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程」等を定め、役員、教職員による不正行為や法令違反を防止するとともに、有事の際の対応を明確に定め、適切な運営を行っている。研究倫理に関しては、基準4-4-②で述べたとおり、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。【資料5-1-3】【資料5-1-4】【資料5-1-5】【資料5-1-6】

以上のとおり、本学では教育機関としての組織倫理に関する諸規程に基づき、法令を遵守しながら適切に学校運営を行っており、使命・目的の達成における経営の規律と誠実性の維持に努めている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料5-1-1】学校法人甲南女子学園寄附行為

【資料5-1-2】理事会業務委任規則

【資料5-1-3】就業規則

【資料5-1-4】甲南女子学園公益通報者保護規程

【資料5-1-5】甲南女子学園賞罰委員会規程

【資料5-1-6】甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「寄附行為」第4条には、法人の目的を達成するために大学院、大学、高等学校、中学校を設置することを明記しており、各校の使命・目的を達成するため、理事会、評議員会、監事機能等を有機的に機能させている。

具体的には「寄附行為」に基づき、意思決定の最高決議機関として理事会を、重要事項を諮問する機関として評議員会を設置し、法人及び理事の業務を監査することを目的として監事を2人配置している。さらに、「理事会業務委任規則」に基づき、理事長、学長及び校長への委任事項を除く重要案件事項を意思決定する理事小委員会、大学の教学及び経営の発展を目的として、全学的、中長期的又は戦略的事項等を立案、審議、決定等を行う教学経営会議を設置し、その実現のための継続的努力を図っている。【資料5-1-7】【資料5-1-8】

また、大学の使命・目的を達成するために、令和3(2021)年度から3年間で実行する第5次中期計画を推進中である。第5次中期計画は、教学経営会議での承認後、理事小委員会の承認を経て評議員会で決議し、最終的には理事会での決議により承認されたものである。【資料5-1-9】【資料5-1-10】【資料5-1-11】【資料5-1-12】

第5次中期計画で掲げた大学のスローガンは、「社会に貢献する女性を育成するための次世代型教育モデルの創造による『教育で選ばれる大学』を目指す」である。社会情勢の急激な変化や、文教政策等により、社会から求められる期待も大きく変化している。改めて大学の使命・目的の実現に向けて建学の理念に立ち返り、いかなる時代においても「教育で選ばれる大学」を目指すことをスローガンとした。このスローガンの下、大学の中期

計画を、5つの骨子と13の重点テーマにより構成している。

図表5-1-1 第5次中期計画の骨子と重点テーマ

中期計画の骨子	重点テーマ
教育力の強化	未来への実践力の実質化 次世代型教育モデルの創造
インフラの整備	次世代型教育モデル実践のためのインフラ整備 危機管理／リスクマネジメント体制の再構築
価値・環境変化への対応	学生募集力の強化 積極的なキャリア形成支援 最適な学部学科構成及び新分野教育の検討 価値・環境変化への対応
キャンパスの活性化	学生第一の実践と学生満足度の向上 大学に来たくなるリアルなキャンパスの活性化 学部事務課を核とした学生第一の実践
組織力・体質の強化	大学ガバナンス体制の確立と組織力の強化 経営体質の強化と安定的な収支構造の確立

また、第5次中期計画では、使命・目的を基盤にしながら社会情勢の変化に対応すべく、事業計画を中期計画の単年度施策と位置づけ、年度ごとに中期計画を見直すローリングプラン方式を採用している。事業計画では、学科、部署ごとに具体的な行動計画を策定し、事業報告で当該年度の進捗状況を確認することで、重要指標及び目標値を適切に見直ししながら中期計画を確実に達成する体制を整備している。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】

事業計画及び事業報告についても、中期計画と同様に、教学経営会議、理事小委員会、評議員会及び理事会の承認を必要としており、使命・目的を実現するため、法人と大学が一体となって継続的に努力する体制を整備している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-1-7】 理事会業務委任規則

【資料5-1-8】 甲南女子大学教学経営会議規程

【資料5-1-9】 教学経営会議議事録及び資料（2021年2月15日議題2）

【資料5-1-10】 理事小委員会議事録及び資料（2021年2月17日議案1）

【資料5-1-11】 評議員会議事録及び資料（2021年3月15日議案1）

【資料5-1-12】 理事会議事録及び資料（2021年3月15日議案1）

【資料5-1-13】 第5次中期計画（第5次中期計画の運用について）

【資料5-1-14】 2022年度 事業計画書

【資料5-1-15】 2021年度 事業報告書

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学での環境保全、人権、安全への配慮については、以下のとおり適切に整備し様々な取組みを推進している。

1) 環境保全への取り組み

省エネルギーのため、平成 29(2017)年に竣工した 10 号館の照明を全て LED とし、廊下や階段等の照明は自動消灯点灯センサーを導入の上、太陽光発電を設置した。加えて、学内の水銀を使用している街灯や芦原講堂の照明等も、順次 LED 化を進めている。【資料 5-1-16】

リサイクルについても、毎週金曜日に古紙、ダンボール等を回収し、廃棄物収集業者に買い取りを依頼している。さらに、水資源についても、水質維持のため 10 号館に中和設備を導入している。【資料 5-1-17】

また、自然保護のため、学内に保有する里山を整備している。ナラ枯れの原因である、カシノナガキクイムシ対策のため伐採及び剪定を適切に実施し、里山の生態系を維持している。この他、緑化のため、10 号館の屋上には自然芝ゾーンを設けている。

2) 人権に配慮した取り組み

「甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程」「甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程運用指針」を制定し、問題解決へのプロセスを定めている。また、大学 Web サイト上にハラスメントガイドラインを掲載、『学生要覧』及び『学生手帳』には相談窓口を記載し、学生に周知している。また、令和元(2019)年度より全教職員を対象にハラスメント研修を毎年実施し、ハラスメントのないキャンパスを目指している。【資料 5-1-18】

【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】

3) 危機管理体制の整備

危機管理の体制は、「甲南女子大学リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント基本ガイドライン」を定め、有事の際、適切に対応している。また、安全に配慮した具体的措置としては、防災訓練を実施している。毎年、後期オリエンテーション実施時に 1 年生と教職員を対象に、地震及び火災を想定した訓練を実施しており、消防署員から講評を受け啓発に努めている。この他、正門、裏門、駐車場に防犯カメラを設置し、抑止力としている。【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】【資料 5-1-23】

さらに、産業医、衛生管理者及び衛生委員会委員で定期的に職場巡視を行い、必要に応じ改善策を示す等、職場環境の安全を図っている。また、教職員の健康障害防止については「就業規則」第 46 条及び第 47 条に定めるとおり、健康診断、ストレスチェックを実施している。学内の保健センターには、からだの支援室とこころの支援室があり、学生及び教職員の「からだ」と「こころ」の健康をサポートしている。【資料 5-1-24】【資料 5-1-25】

また、学生、保証人及び教職員等の個人情報保護については、「甲南女子学園個人情報保護規程」「個人情報の安全管理措置及び適切な取扱いに関する内規」「甲南女子学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を制定し、慎重かつ厳格に管理運用している。【資料 5-1-26】【資料 5-1-27】【資料 5-1-28】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-16】 照明 LED 化工事履歴

【資料 5-1-17】 10 号館水質維持装備設置届出書

【資料 5-1-18】 甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程

【資料 5-1-19】 甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程運用指針

【資料 5-1-20】 大学 Web サイト（ハラスメントガイドライン）

【資料 5-1-21】 甲南女子大学リスクマネジメント規程

【資料 5-1-22】 リスクマネジメント基本ガイドライン

【資料 5-1-23】 部課長会議議事録（2019 年 9 月 2 日、2020 年 9 月 14 日、2021 年 9 月 13 日）

【資料 5-1-24】 就業規則

【資料 5-1-25】 ストレスチェック実施内規

【資料 5-1-26】 甲南女子学園個人情報保護規程

【資料 5-1-27】 個人情報の安全管理措置及び適切な取扱いに関する内規

【資料 5-1-28】 甲南女子学園個人番号及び特定個人情報取扱規程

（3）5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は「寄附行為」及び学内諸規程に基づき関連法令を遵守し、経営の規律と誠実性を維持している。また、使命・目的の実現への継続的努力については、中期計画を基軸とした、事業計画及び事業報告の連動により PDCA サイクルを機能させている。今後も関連法令の改正等の動向を注視しつつ、大学の使命・目的の実現に向けた取組みを推進するとともに、大学内における現状の課題を法人役員や大学教職員一人一人が認識し、全学が一体となって推進できるよう、各種会議体での情報共有や意見交換を継続する。

さらに、環境保全、人権、安全への配慮についても、社会情勢の変化等の情報収集を通じ、必要に応じて学内の諸規程及び取組みの見直しを行う。照明 LED 化の更なる推進、ハラスメント研修の継続だけでなく、現状の課題を抽出し、教職員の安全確保、災害等の防止に努める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会の機能は、「寄附行為」第 15 条第 2 項に次のとおり定め、意思決定の最高決議機関であることを明文化している。【資料 5-2-1】

■理事会の機能

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

理事会での意思決定は「寄附行為」に基づき審議されており、学園及び大学の重要事項について、合議制による最終的な意思決定を行っている。理事会の決定事項は、「理事会業務委任規則」第2条に次のとおり規定している。【資料5-2-2】

■理事会の決定事項

（1） 本学園及び本学園が設置する学校の管理・運営に関する基本方針

- (2) 理事会が行う理事、監事、評議員及び理事長の選任
- (3) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 決算の承認
- (5) 事業計画
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併及び解散
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 学則及び教授会規程の制定及び変更
- (10) その他理事会の定める諸規則の制定及び変更
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項

理事会は年3回（3月－予算関係等、5月－決算関係等、7月－理事・評議員の選任等）の定例会議を軸に、通常6回開催している。令和3(2021)年度の予算関係から決算関係期間における理事会の開催状況及び理事の出席状況は、図表5-2-1のとおりである。

図表5-2-1 理事の理事会への出席状況

理事会 出席状況	令和3(2021)年						令和4(2022)年		
	3/15 1回目	3/15 2回目	5/24 1回目	5/24 2回目	7/12	12/17	3/16 1回目	3/16 2回目	5/27 1回目
定 員	14~20	14~20	14~20	14~20	14~20	14~20	14~20	14~20	14~20
現 員	20	20	20	20	20	20	20	20	20
実出席者	17	16	19	19	18	17	18	18	17
実出席率	85.0%	80.0%	95.0%	95.0%	90.0%	85.0%	90.0%	90.0%	85.0%
意思表示書	3	3	1	1	2	2	2	2	3

なお、理事が理事会を欠席する際は、各議案に対し書面で賛否等の意思表示を行うこととしており、理事会を構成する理事の全員が、明確に議案に対する意思を表明できる仕組みとしている。【資料 5-2-3】

理事会の開催に当たっては、「理事会業務委任規則」第6条の規定に基づき、事前の審議を行う会議体として理事小委員会を原則月1回開催している。理事小委員会は、理事長、副理事長、学長、校長、常務理事及び事務局長で構成され、法人及び大学運営の機動的な意思決定機関としての役割を担っている。【資料5-2-4】

また、理事長及び理事については、「寄附行為」第5条第2項及び第6条に次のとおり定め、適切に選任している。

■理事長の選任

理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

■理事の選任

- (1) 甲南女子大学長及び甲南女子高等学校長
- (2) 甲南女子大学学部長及び事務局長

- (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人
- (4) 卒業者のうちから理事会において選任した者 1人以上2人以内
- (5) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4人以上9人以内

理事総数20人のうち学外理事が11人を占めており、学内的な視点のみならず、広く客観的な視点から審議を進めることが可能な体制としている。この外部理事の多さは、本学創設の経緯が関西財界人を中心に設立されたことに起因しており、これは本学の特徴及び伝統とも言える。また、関西経済連合会会長、関西経済同友会会長の経験者が理事長を務めたこともあり、現在の理事長も経済界の者である。

理事長を補佐する体制としては「寄附行為」第5条第3項及び「甲南女子学園副理事長規程」に基づき、副理事長を配置している。さらに、理事長に事故があるとき又は欠けたときを想定して、「寄附行為」第13条に理事長職務の代理を規定し理事会において選任している。【資料5-2-5】

以上のとおり、本学では、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備するとともに、私立学校法等の関係法令に基づく「寄附行為」を定め、理事会を適切に運営している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-2-1】学校法人甲南女子学園寄附行為

【資料5-2-2】理事会業務委任規則

【資料5-2-3】理事会欠席時の意思表示書

【資料5-2-4】2021年度 理事小委員会の開催状況

【資料5-2-5】甲南女子学園副理事長規程

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事総数のうち約半数を外部理事が占める理事会は、学内的な視点のみならず、客観的な外部視点からでも各審議を進めることが可能となっており、これは本学の伝統であり特徴とも言える。

一方で、外部理事は非常勤であるため、法人及び大学の状況等をリアルタイムで把握することが困難な場合もある。急を要する場合には、電子メールにより情報共有を行っているが、今後も外部理事に対して会議開催時に限らず綿密に連絡し、一層堅実な理事会運営を推進する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

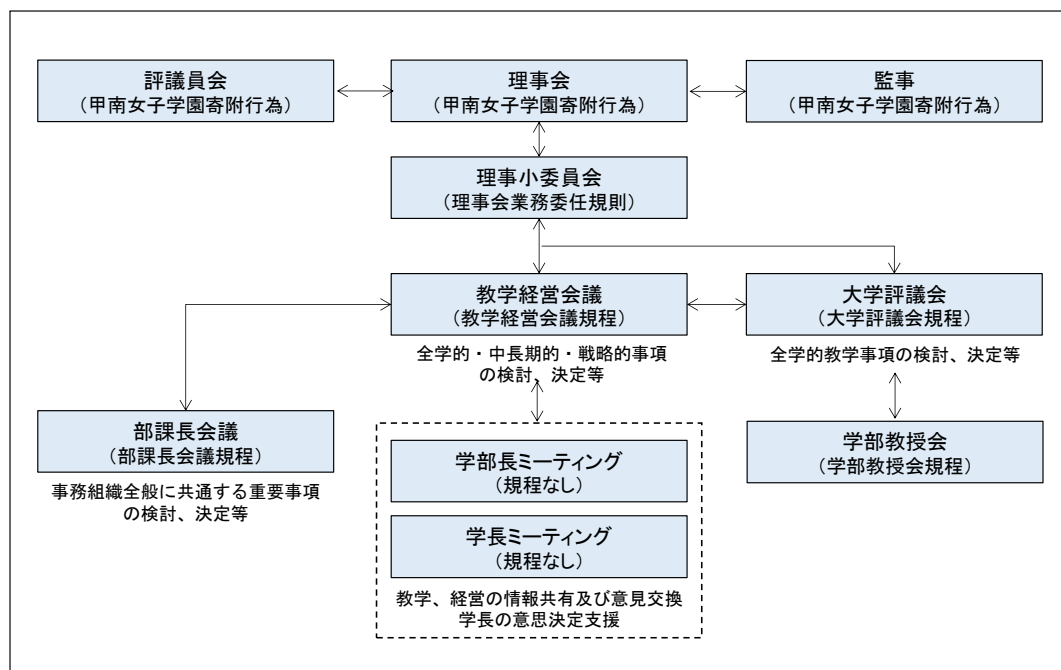
(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人及び大学間の管理運営上の課題は、理事会、理事小委員会、教学経営会議、大学評議会、学部教授会及び部課長会議等で審議している。

特に、教学経営会議は、法人及び大学の教学、経営の発展を目的として中長期的な戦略的重要事項について審議・決定を行う重要機関である。同会議で決定した重要事項は、必要に応じて理事長を議長とする理事小委員会又は理事会に上程され、大学評議会、学部教授会あるいは部課長会議に報告するワークフローを構築している。

図表5-3-1 法人及び大学の各管理運営機関



学長、学部長、事務局長は、就任と同時に理事会において理事としても選任される。大学の管理運営の中核を担う役職者が理事会の構成員となることから、法人と大学間において円滑な意思疎通を図り、機動的に連携できる体制を整備している。

理事会、評議員会、理事小委員会においては、「寄附行為」第15条、第19条及び「理事会業務委任規則」第5条に定めるとおり、理事長が議長として会議運営を行っており、各会議体において理事長のリーダーシップが発揮されている。さらに、教学経営会議では、理事会に上程する審議事項の決定だけでなく、理事会及び理事小委員会での決定事項についての報告も行われていることから、理事長を中心とした法人及び大学の管理運営に関する内部統制環境が整っている。

さらに、大学の管理部門と教学部門の意思疎通と連携を保つため、教学経営会議、部課長会議、大学評議会、学部教授会が有機的に連携している。

教学経営会議において検討・決定された、教学部門や学部運営等の各案件については、必要に応じて学部教授会及び大学評議会において報告が行われている。なお、大学評議会は、学長を議長とし、学部長、事務局長、部長・センター長、学部及び大学院研究科から選出された教員で構成される。「甲南女子大学大学評議会規程」に基づき月1回の頻度で開催しており、大学院や大学の全学的な教育研究に係る重要事項の審議、学部間の意見調整等、教学面の重要審議機関としての役割を担っている。【資料5-3-1】

また、事務組織上の案件は、必要に応じて事務局長から教学経営会議や大学評議会、教

授会等に提案され、そこで検討・決定された方向性・方針等については、部課長会議に下ろされる場合もある。なお、教学経営会議の構成員は、部課長会議の一部構成員でもあるため、教学経営会議や理事会等での審議事項の情報共有だけでなく、部課長会議において教職員の意見を集約し理事会等に報告する等、管理部門と教学部門との連携にも寄与している。【資料5-3-2】

以上のとおり、本学では、管理部門と教学部門をはじめ、各管理運営機関及び各部門間の連携を適切に行い、双方向のコミュニケーションによる意思決定の円滑化を図る体制を整備している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料5-3-1】 甲南女子大学大学評議会規程

【資料5-3-2】 部課長会議規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学の各管理運営機関の相互チェックは、主に以下の3点により機能している。

1) 学長、学部長及び事務局長の理事選任

本学では、学長、学部長及び事務局長が法人の理事としても選任される。学長は理事と、教学経営会議、大学評議会の議長を兼任し、学部長も理事と、学部教授会の議長、大学院研究科委員会の委員長を兼任している。事務局長も同じく理事でありながら、法人（管理部門）、大学（教学部門）の両組織の事務局長を兼ねている。これらにより、法人及び大学が相互の意見を反映し意思疎通を図るとともに、相互チェックを行っている。

2) 監事による学校法人の監査

監事については、「寄附行為」第7条に次のとおり定め、適切に選任している。

■監事の選任

監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

現在、監事は2人配置しており、選任に当たっては評議員会での同意行為の前に、理事小委員会及び理事会で慎重に検討している。【資料5-3-3】 【資料5-3-4】 【資料5-3-5】

監事は「寄附行為」第14条の規定に従い職務を執行しており、令和3(2021)年度の予算関係から決算関係期間における理事会への出席状況は、図表5-3-2のとおりである。

図表5-3-2 監事の理事会への出席状況

理事会 出席状況	令和3(2021)年						令和4(2022)年		
	3/15 1回目	3/15 2回目	5/24 1回目	5/24 2回目	7/12	12/17	3/16 1回目	3/16 2回目	5/27 1回目
定員	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3
現員	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実出席者	1	1	1	1	2	2	2	2	2
実出席率	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

必ず、監事 2 人の過半数に当たる 1 人は出席しており、理事会への出席状況は適切である。また、図表 5-3-3 のとおり評議員会の出席状況も適切であり、理事会、評議員会において、管理運営等の業務執行状況を監査している。【資料 5-3-6】 【資料 5-3-7】

3) 評議員会への諮問

本学の評議員は「寄附行為」第23条に次のとおり定め、適切に選任している。

■評議員の選任

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6人以上9人以内
- (2) 甲南女子大学長及び甲南女子高等学校長
- (3) 甲南女子大学学部長及び事務局長
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3人以上5人以内
- (5) 評議員のうちから選任された理事以外の理事のうちから、理事会において選任した者 4人以上6人以内
- (6) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4人以上8人以内
- (7) この法人の設置する学校に在学する学生及び生徒の保護者のうちから、評議員会において推薦した者 4人以上6人以内

評議員会の役割は「寄附行為」第 22 条に次のとおり定め、法人運営に関する重要事項についての諮問機関であることを明文化している。【資料 5-3-8】

■評議員会の役割

評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

評議員会への諮問は「寄附行為」に基づき行われており、学園及び大学の重要事項について理事会での審議前に、合議制による諮問を行っている。評議員会であらかじめ意見を聴かなければならない諮問事項は、「寄附行為」第21条に次のとおり規定している。

■評議員会への諮問事項

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は年3回の定例会議を軸に、通常4回開催している。令和3(2021)年度の予算関係から決算関係期間における評議員会の開催状況及び評議員・監事の出席状況は、図表5-3-3のとおりである。

図表5-3-3 評議員・監事の評議員会への出席状況

評議員会 出席状況	令和3(2021)年				令和4(2022)年	
	3/15	5/24	7/12	12/17	3/16	5/27
定員	29~42	29~42	29~42	29~42	29~42	29~42
現員	41	41	41	41	41	41
実出席者	31	33	32	34	34	33
実出席率	75.6%	80.5%	78.0%	82.9%	82.9%	80.5%
意思表示書	10	8	9	6	7	8
監事出席者	1	1	2	2	2	2

なお、評議員が評議員会を欠席する際は、各議案に対し書面で賛否等の意思表示を行うこととしており、評議員会を構成する評議員の全員が、明確に議案に対する意思を表明できる仕組みとしている。【資料5-3-9】

以上により、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは適切に機能している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-3-3】 理事小委員会議事録及び資料（2021年4月9日議案2）

【資料5-3-4】 理事会議事録及び資料（2021年5月24日議案6）

【資料5-3-5】 評議員会議事録及び資料（2021年5月24日議案3）

【資料5-3-6】 理事会議事録及び資料（2022年5月27日議案2）

【資料5-3-7】 評議員会議事録及び資料（2022年5月27日議案2）

【資料5-3-8】 学校法人甲南女子学園寄附行為

【資料5-3-9】 評議員会欠席時の意思表示書

（3）5-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では、第5次中期計画において「大学ガバナンス体制の確立と組織力の強化」を重点テーマに掲げている。特に、令和4(2022)年度は、ガバナンスコードの策定と公表を具体的な推進事項としている。経営企画課が中心となり推進する事項であるが、評議員会への諮問、理事会での審議は必須となることから、理事長、学長を中心に法人と大学が連携しながら推進していきたい。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園の財務運営は、長期財務シミュレーションを基に第5次中期計画の財務計画を策定し、適切に行っている。長期財務シミュレーションについては、理事小委員会においても報告しており、18歳人口の減少を見据えた様々な想定条件により、試算を重ね分析している。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

その結果、第5次中期計画では安定的・持続的な学園運営を目的として、「財務体質の強化と安定的な収支構造の確立」を重点テーマに掲げた。中でも、事業活動収支差額比率、人件費比率、教育研究経費比率の3項目を、第5次中期計画の財務数値目標に挙げており、過去の実績及び他大学等の状況を勘案しながら、本学としての適切な目標値を設定している。【資料 5-4-3】

また、各年度の事業計画策定の段階で、中期計画に基づいた予算編成方針及び予算を作成している。各部門からの予算要求については、経常的経費の見直し及びスクラップ&ビルドを前提とした申請がなされており、学長、常務理事、事務局長、経理課長によるヒアリングを通じて査定されている。【資料 5-4-4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】第5次中期計画（財務計画）

【資料 5-4-2】理事小委員会議事録及び資料（2021年1月25日報告事項2）

【資料 5-4-3】第5次中期計画（最重要 KPI と過去の推移について）

【資料 5-4-4】教学経営会議議事録及び資料（2021年9月13日議題5）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立のためには、限られた収入を基にした適切な経費分配を通じ、持続可能な収支バランスを維持していくことが重要である。

本学園の収支は每期安定しており、過去5年間の事業活動収支差額比率は法人全体、大学単独いずれにおいても全国平均を上回っている。令和3(2021)年度の決算では、日本私立学校振興・共済事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」でも、本学の状態は「A1 正常状態」となっている。【資料 5-4-5】

本学の使命・目的及び教育目的の達成に向けて収支バランスを保つため、収入面においては、学生生徒納付金収入の確保に力を入れている。特に大学においては全学的な高校訪問活動等、入学者獲得に向けた募集活動を積極的に実施し、図表 5-4-1 のとおり学生数は安定的に推移している。

図表 5-4-1 大学学生数等の推移（小数点第3位以下四捨五入）

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
入学者数	1,123	1,167	1,035	1,031	922
入学定員充足率	1.15	1.19	1.06	1.05	0.94
在籍学生数	4,180	4,349	4,367	4,377	4,178
収容定員充足率	1.15	1.16	1.14	1.12	1.07

平成 30(2018)年度に医療栄養学部を開設したことで学生数は堅調に伸び、平成 28(2016)年度は 59 億円であった学生生徒納付金収入が、令和 3(2021)年度には 65 億 9 千万円と安定した収入を得ている。【資料 5-4-6】

また、令和 4(2022)年度の入学者数減少にみられるとおり、今後懸念される学生生徒等納付金収入の減少への対策と、教育研究活動の更なる充実を図るため、資産運用についても積極的に実施する等収入の多様化を図っており、外部資金の導入に努めている。平成 28(2016)年度には 1 億 2 千万円であった運用収入が、令和 3(2021)年度は 3 億 5 千万円と約 3 倍に増加し、財務基盤の安定に寄与している。【資料 5-4-7】

資産運用については「学校法人甲南女子学園資産運用規程」「学校法人甲南女子学園資産運用基準」に基づき、運用方針を資産運用委員会にて検討し、理事会で決定した上で適切に運用している。【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】【資料 5-4-10】【資料 5-4-11】

なお、毎月の資産運用状況は理事小委員会で、毎年度の資産運用結果は理事会でそれぞれ報告しており、リスク管理を行いながら運用を行っている。【資料 5-4-12】

一方、支出面に関しては、予算策定段階で総額抑制方針を堅持し、基準 5-4-①のとおり経常的経費の見直しを前提とした予算申請により、適切な予算編成を行っている。新規で高額な投資については、通常の予算申請書類に加えて「投資における費用対効果」を記した書類提出を必須としており、厳正な査定を実施している。【資料 5-4-13】

以上の取組みの結果、每期、基本金組み入れ前当年度収支差額はプラスを維持しており、借入金もなく健全な財政状態を保っている。【資料 5-4-14】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-5】 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分

【資料 5-4-6】 2021 年度 事業報告書（財務の概要）

【資料 5-4-7】 2021(令和 3)年度 収支決算説明資料

【資料 5-4-8】 学校法人甲南女子学園資産運用規程

【資料 5-4-9】 学校法人甲南女子学園資産運用基準

【資料 5-4-10】 資産運用委員会議事録（2022 年 2 月 21 日、2022 年 3 月 16 日）

【資料 5-4-11】 理事会議事録及び資料（2022 年 5 月 27 日議案 1）

【資料 5-4-12】 理事小委員会議事録及び資料（2022 年 5 月 13 日報告事項 6）

【資料 5-4-13】 投資における費用対効果書類

【資料 5-4-14】 財務状況の推移

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学園の事業活動収支は安定した状態が続いているが、学生生徒納付金収入に大きく依存している状況である。学生生徒納付金比率は、令和 3(2021)年度で 82.0%と全国平均を上回っており、今後の 18 歳人口減少に伴う学生数の減少により、財政状態が急激に悪化する懸念がある。

将来にわたり安定的な財務運営を行うため、収入の多様化という観点から外部資金の活用を、経費削減の観点から経費削減プロジェクトを実施している。

①外部資金の獲得

学生生徒納付金収入を補うため、また研究活動の充実を図る観点から、外部資金を積

極的に受入れている。具体的には、医療栄養学部を中心とした企業との共同研究や、社会連携事業の実施が挙げられる。平成 28(2016)年度は受託事業収入が 70 万円であったが、令和 2(2020)年度は 660 万円、令和 3(2021)年度は 590 万円を計上している。

②経費削減プロジェクトの実施

収支安定に向けた経費削減の取組みとして、平成 30(2018)年度より「経費削減プロジェクト」を開始している。具体的には、各部署の職員が自発的に経費を見直し、業務改善を通じて無駄な支出を抑制するものである。なお、各部署の取組みは学内で公表しており、全学で経費削減の意識を醸成している。【資料 5-4-15】

これらの取組みを継続することで、収入増加と経費削減を図り、より一層健全な財務運営に努める。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 5-4-15】2021 年度 経費削減プロジェクト資料

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理については、「寄附行為」第 31 条に以下のとおり定めている。

■法人の会計について

この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

さらに、経理に関する規則として定めた、「甲南女子学園経理規程」及び「甲南女子学園固定資産・物品調達規程」に基づき、正確かつ適正な会計処理に努めている。【資料 5-5-1】

【資料 5-5-2】

予算は、予算編成方針及び予算編成スケジュールに従い原案を立案し、理事小委員会の承認後、予算案として評議員会の審議を経て理事会で決定している。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染防止策や学生支援金等の支出が必要となったため、予算の執行途中に補正予算を編成した。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】【資料 5-5-8】

予算の執行に際しては、「甲南女子学園稟議規程」に図表 5-5-1 のとおり予算執行の決裁権者を定め、稟議書による決裁を求めるものとしている。【資料 5-5-9】

図表 5-5-1 予算執行区分表

区分		決裁権者
予算未計上のもの又は	大学に係るもの	学長
予算額を超えるもの	金額にかかわらず	

予算計上済のもの	高等学校・中学校に係るもの	金額にかかわらず	校長
	法人に係るもの	金額にかかわらず	常務理事
	大学に係るもの	50万円以上	学長
		50万円未満20万円以上	所管学部長、部長、館長、センター長
		20万円未満	所管課室長
	高等学校・中学校に係るもの	20万円以上	校長
		20万円未満	所管課室長
	法人に係るもの	20万円以上	常務理事
		20万円未満	所属課室長

稟議書は、書類管理システム「X-Point」を通じて申請され、決裁権者が稟議内容を精査し決裁している。一定金額以上の施設設備や修理等については、複数社の見積りによる適正な予算執行を求めている。

決裁手続き後は、経理課の会計システムによる管理の下、各部署から提出された請求書、稟議書等の証ひょう書類に基づき、経理課長、事務局長及び常務理事の承認を経て、月次で支払処理を行っている。学費、補助金等の入金その他各種の取引は、全て同じ会計システムによって行われるため、その集計は適切に行われている。

また、現金預金や運用資産については、各銀行や証券会社の残高証明書と突合することにより残高を常に確認し、毎月の残高を事務局長、常務理事の承認を経て、理事長に報告している。【資料 5-5-10】

なお、判断の難しい取引があった場合は、監査契約を結んでいる監査法人や、日本私立学校振興・共済事業団に確認の上、適切に会計処理を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】 甲南女子学園経理規程

【資料 5-5-2】 甲南女子学園固定資産・物品調達規程

【資料 5-5-3】 理事小委員会議事録及び資料（2022 年 2 月 21 日議案 1）

【資料 5-5-4】 評議員会議事録及び資料（2022 年 3 月 16 日議案 2）

【資料 5-5-5】 理事会議事録及び資料（2022 年 3 月 16 日議案 2）

【資料 5-5-6】 理事小委員会議事録及び資料（2020 年 11 月 16 日議案 2）

【資料 5-5-7】 評議員会議事録及び資料（2020 年 12 月 14 日議案 1）

【資料 5-5-8】 理事会議事録及び資料（2020 年 12 月 14 日議案 1）

【資料 5-5-9】 甲南女子学園稟議規程

【資料 5-5-10】 理事小委員会議事録及び資料（2022 年 5 月 13 日報告事項 6）

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では、公認会計士による会計監査及び監事による財産状況の監査により、会計監査を厳正に実施している。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく会計監査は、委嘱している監査法人が年間

約 20 日かけて、月次監査と決算監査を実施している。月次監査では、監査法人により会計伝票と証ひょう書類の突合せ、会計帳簿の確認、理事会・評議員会の議事録の閲覧、固定資産の実査、有価証券の実在性に係る監査が行われ、会計処理の正当性が確認される。その際、学校運営全般や内部統制についても、監査法人、常務理事及び事務局長との間で意見交換を行っている。【資料 5-5-11】

決算監査では、学園が作成した決算監査資料に基づき計算書類や財産目録の監査を行い、監査結果は理事会で報告される。【資料 5-5-12】【資料 5-5-13】

一方、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査については、2 人の監事を選任し、学園の業務の状況、財産の状況及び理事の業務執行状況が適正であるか監査している。

監事 2 人のうち必ずどちらかは、全ての理事会及び評議員会に出席している。また、年 2 回の監事監査では、常務理事より学園の運営状況を、経理課より予算、決算を報告した上でディスカッションを重ねており、さらにその結果を評議員会、理事会で報告している。

また、監事監査の際には、監査法人からの毎年度の監査計画や監査結果についての報告だけでなく、常務理事、事務局長、内部監査課、経理課による意見交換の機会を設けており、監事、監査法人、内部監査課との連携、共有による監査体制の充実を図っている。【資料 5-5-14】【資料 5-5-15】【資料 5-5-16】【資料 5-5-17】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-11】 監査法人と常務理事、事務局長のディスカッション資料

【資料 5-5-12】 独立監査人の監査報告書（2022 年 5 月 27 日）

【資料 5-5-13】 理事会議事録及び資料（2022 年 5 月 27 日議案 2）

【資料 5-5-14】 監事監査議事録（2021 年 10 月 14 日）

【資料 5-5-15】 監事監査議事録（2022 年 5 月 11 日）

【資料 5-5-16】 令和 3 年度 監査計画説明書

【資料 5-5-17】 令和 3 年度 監査結果説明書

（3）5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は「学校法人会計基準」「甲南女子学園経理規程」「学校法人甲南女子学園固定資産・物品調達規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。

会計業務は経理課が担っているが、事務職員の一層の知識の向上に努めるとともに、監査法人、監事との連携をより緊密にし、適正な会計処理を通じて本学の財政状態及び収支状況の適切な把握に努める。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性を維持するため、「寄附行為」等の諸規程に則り、理事会及び評議員会を含め適切に学校運営を行っている。理事会が意思決定の最高決議機関として機能するよう、理事会、監事、評議員会、法人管理部門及び大学教学部門がそれぞれの役割に従い、相互チェックを働かせながら適切に体制を整備している。

また、使命・目的を達成するため、第 5 次中期計画を策定し推進している。策定に当たっては、理事会、評議員会、理事小委員会及び教学経営会議が協働し、機動的な意思決定を行うとともに、事業計画による教職員の具体的な行動計画を通じて実効性を高めている。

財務についても、長期財務シミュレーションによる財務計画に基づき、学生生徒納付金収入の確保や資産運用による外部資金の導入等、安定した財務基盤の確立に向けて収支バランスを保っている。また、会計処理では、経理に関する規程等を定め適正に実施するとともに、公認会計士及び監事による監査が厳正に実施されている。加えて、中期計画、事業計画書、事業報告書、計算書類、監事監査報告書は、学園 Web サイトに掲載し、社会に対しての情報公開も行っている。以上のことから、基準 5 を満たしていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、「大学学則」及び「大学院学則」に定める使命・目的の達成に向けた内部質保証のための組織として、令和元(2019)年に内部質保証委員会を設置した。本委員会の目的は、「甲南女子大学内部質保証委員会規程」第 1 条に、甲南女子大学の教育研究、管理運営等の自主的・自律的な質保証への取組みを推進することと規定しており、内部質保証に関する全学的な方針として明示している。内部質保証委員会の審議事項については、同規程第 4 条に以下のとおり定めている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

■内部質保証委員会の審議事項

- (1) 教育目標に関する事項
- (2) IR、教学情報等に基づく教育の質向上に関する事項
- (3) 3 つのポリシーを起点とする教育の質保証に関する事項
- (4) 中長期の計画を踏まえた大学全体の質保証に関する事項
- (5) その他内部質保証に関する事項

基準 4-1-①、基準 5-3-①に記載したとおり、大学の全学的な事項は教学経営会議で審議し決定しているが、上記審議事項については内部質保証委員会で十分協議した上で、承認された案件を教学経営会議に上程し、最終的な審議、承認を行うこととなっている。

内部質保証委員会は、委員長を学長、副委員長を学長が指名した学部長とし、常務理事、他の学部長、事務局長で構成される。なお、学長、常務理事、学部長、事務局長は、教学経営会議の構成員であり、法人の理事でもあることから、大学及び法人の管理運営に責任がある立場である。構成員の他に、委員長である学長が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる体制をとっている。

また、内部質保証委員会に関する事務を所管している経営企画課は、全学的な事項を審議決定する教学経営会議、自己点検・評価を推進する委員会である甲南女子大学大学評価委員会に関する事務も所管しているため、相互に連携しやすい運営体制の下で本学の内部質保証を推進している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】甲南女子大学内部質保証委員会規程

【資料 6-1-2】2021 年度 内部質保証委員会記録及び資料

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証委員会では、内部質保証に関する教学マネジメントの具体的な推進事項を検討している段階で、自己点検・評価を推進する大学評価委員会、教務委員会、入試委員会及び IR(Institutional Research)活動委員会等との連携についても現在検討中である。令和

4(2022)年度以降、3つのポリシーの見直しを通じて内部質保証委員会を中心とした有機的な連携システムの構築を推進する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価活動については、「甲南女子大学大学評価委員会規程」を定め、大学評価委員会を設置した上で推進している。規程の趣旨については同規程第1条に、本学の自己点検・評価活動の任務については、同規程第4条にそれぞれ以下のとおり定めている。【資料 6-2-1】

■規程の趣旨

この規程は、学校教育法第109条第1項に基づき、甲南女子大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するための自己点検・評価活動及び同法第109条第2項で定める認証評価機関による評価（以下「認証評価」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

■大学評価委員会の任務

委員会は、本学の教育研究に関する活動状況並びに組織、施設・設備、運営、財政等の各状況について、全学的観点に立って自己点検・評価及び認証評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学評価委員会の構成員は計37人（専任教員16人、専任職員21人）で、学部、部署、IR活動委員会、FD(Faculty Development)委員会等の組織責任者で構成される。委員長である学長の全学的な方針の下、副委員長である大学評価担当の学長補佐を中心に、教職協働により自己点検・評価活動を推進している。

自己点検・評価の項目については、認証評価と有効に連動させるため、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目を準用している。なお、令和元(2019)年度自己点検・評価は、日本高等教育評価機構が実施する第3期認証評価の基準に基づき点検し、基準における評価の視点ごとに責任体制を明確にした上で実施した。【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

推進に当たっては、学部、部署、各種委員会と連携し、指定した基準項目における現状の取組みを確認しながら課題を把握し、改善方策についても報告書に記載するよう取りまとめている。また、直ちに改善すべき課題は、自己点検・評価活動と並行して改善に取り組むことで、教育の質向上を図っている。

さらに、自己点検・評価活動の結果は、『自己点検評価書』を作成するだけでなく、全専任教職員が閲覧できるよう、学内イントラネットを通じて報告書及びエビデンスデータを公開しており、大学評価委員会の構成員に対しては、作成した報告書の冊子を配布してい

る。学外に対しても、大学 Web サイトに報告書データを掲載し社会に向けて広く公開することで、本学の教育研究活動及び自己点検・評価活動の結果を共有している。【資料 6-2-4】

また、全学での自己点検・評価活動に加えて、看護リハビリテーション学部及び看護学研究科においても、看護リハビリテーション学部・看護学研究科自己点検・自己評価委員会を組織し、2～3年ごとに自己点検・評価活動を行っている。この委員会では、看護リハビリテーション学部及び看護学研究科における教育・研究の水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成することを目的としている。自己点検・評価活動の結果は、『甲南女子大学看護リハビリテーション学部自己点検・評価報告書』を作成し大学 Web サイトで公表することで当該学部及び研究科の教育内容の周知を図っている。【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】

さらに、令和 3(2021)年度には、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による、看護リハビリテーション学部理学療法学科における「専門分野別認証評価」を受審し、適合の認定を受けている。専門分野別認証評価の受審義務はないが、第三者機関による評価を受ける機会を活用し、教育の質向上に努めている。【資料 6-2-7】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-1】 甲南女子大学大学評価委員会規程

【資料 6-2-2】 2019 年度 大学評価委員会議事録及び資料

【資料 6-2-3】 2021 年度 大学評価委員会議事録及び資料

【資料 6-2-4】 大学 Web サイト（各種報告書）

【資料 6-2-5】 看護リハビリテーション学部・看護学研究科自己点検・自己評価委員会内規

【資料 6-2-6】 甲南女子大学看護リハビリテーション学部 自己点検・評価報告書

2018・2019 年度

【資料 6-2-7】 理学療法学科 2021 年度自己点検評価報告書

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための調査及びデータ収集等を実施する組織として、IR 活動委員会を設置し、適切に体制を整備している。IR 活動委員会は、IR 活動委員長、学科ごとに選出された教員各 1 人、FD 委員長、教務部長に加え、経営企画課、教務課、学生生活課、キャリアセンター、入試課及び教育・研究支援課それぞれから選出された職員各 1 人で構成される。教育・研究支援課を所管部署としており、学修行動に係る調査、分析及び報告に関する事項及び学修支援の取組みに関する事項等を審議し決定している。【資料 6-2-8】

主な取組みとして、基準 3-3-①に記載した、アセスメント・テスト PROG の実施及び分析等を行っている。平成 30(2018)年度より、全学科 1 年生と 3 年生を対象に実施しており、学修成果の把握に努めている。さらに、その結果を学科の教育に生かすよう、学生向け、教職員向けにそれぞれ説明会を実施し、教育の質保証を図っている。【資料 6-2-9】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-8】 甲南女子大学 IR 活動委員会規程

【資料 6-2-9】 2021 年度 PROG 全体傾向報告書

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価の体制を適切に整え、学長のリーダーシップの下、全学で推進し結果を共有している。また、IR等を活用したデータ収集及び分析については、IR活動委員会が中心となり進めている。令和4(2022)年度以降は、学修成果の把握とデータに基づく教育活動の改善を更に推進するため、学修行動調査の実施、アセスメント・テストと各種調査の相関分析等を検討している。

一方、IRに関しては専門的に取り扱う部署がないため、データ分析等に関する専門スタッフの配置と育成が課題である。分析に必要なデータは十分蓄積されているため、自己点検・評価活動に更に活用するよう、各種データを統合し精度の高い分析結果を共有できる体制を整備する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、大学及び大学院の使命・目的、人材育成に関する目的を基に、学位プログラムごと（学科・専攻）の3つのポリシーを一体的に策定している。この3つのポリシーは、『学生要覧』への掲載及び配布により教職員に共有され、教育活動の原点として活用されている。教員の教育活動を学生が直接的に評価する仕組みとして、本学では授業評価アンケートを実施しており、この結果を契機とした授業内容の改善により、教育の質向上に努めている。

授業評価アンケートは、通常年に2回（前期末、後期末）実施しているが、令和2(2020)年度より本学での実績が少ないオンライン授業の比率が高くなったため、学生の意見をより早期に反映し授業改善を図るべく、学長の方針により年4回（前期中間、前期末、後期中間、後期末）の実施に変更した。

授業評価アンケートの結果は、授業を担当する個別教員へのフィードバックだけでなく、学部長ミーティングにおいても共有された後、学部長から学科長、学科長から学科教員へ伝達され、全学的な教育改善へ生かされている。また、学生に対しても結果をフィードバックすることで、教育改善に対する姿勢を学生に表明し、次の授業評価アンケートに対する協力を要請している。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】

さらに、教員の資質向上と能力開発、自己啓発を目的とした「教員自己評価票」においても、「FD活動の参加についての項目」「学生による授業評価に対する所感」「授業や実習の工夫、改善への取組」といった点検項目を設け、教員自身が教育活動を振り返った結果を、学長及び学部長が確認することにより、教育活動の改善につなげている。【資料 6-3-3】

また、自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査等の結果を踏まえた中長期

的な計画に基づく内部質保証については、中期計画、事業計画及び事業報告を連動させ、PDCA サイクルを機能させている。

事業計画の策定に当たっては、自己点検・評価の結果等を踏まえ、年度の重点施策を学長から提示した上で、学科及び部署ごとに中期計画の重点テーマに応じた取組みを検討しており、事業計画・事業報告シートにおいて中間・期末ごとに進捗状況を確認しながら、中期計画の達成を促す仕組みとしている。【資料 6-3-4】

なお、平成 27(2015)年度に受審した認証評価においては、改善を要する点の指摘はなかったが、「文学部多文化コミュニケーション学科の収容定員に対する在籍学生数が大幅に超過しており、今後入学者数の適正化が望まれる。」との参考意見が 1 件あった。この課題に対しては、入試委員会が中心となり学科と連携しながら厳格な定員管理を行い、適切な学生受入れ数の維持に努めており、現在の入学者数は適正である。

以上のとおり、本学では 3 つのポリシーを起点とする教育の質保証と、中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証双方にわたり、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し機能させている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-3-1】2020 年度 授業評価アンケート結果

【資料 6-3-2】2021 年度 授業評価アンケート結果

【資料 6-3-3】2021 年度 教員自己評価票

【資料 6-3-4】第 5 次中期計画における事業計画・事業報告シート

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証委員会において、令和 3(2021)年度に引き続き、令和 4(2022)年度も 3 つのポリシーを見直すことを検討している。これは、本学の教育の質保証だけでなく、大学全体の質保証の PDCA サイクルを見直し、更なる向上を図ることを目的としたものである。今後は 3 つのポリシーの運用についても、建学の理念に基づく使命・目的の達成を踏まえて、個人の目標及び行動計画に落とし込み、教職員全体で内部質保証を推進する体制を更に整備していく。

【基準 6 の自己評価】

「甲南女子大学内部質保証委員会規程」「甲南女子大学大学評価委員会規程」に沿って、学長を委員長とした内部質保証委員会、大学評価委員会の体制を整備し、自主的な質保証及び自己点検・評価活動を推進している。

3 つのポリシーを起点とした教育の質保証に関して、授業評価アンケートの結果を教員、学科、大学全体で共有するとともに、教員自己評価票を通じて教育活動の振り返りと改善方策を確認する等、全学的な教育改善の仕組みが構築されている。

また、中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証については、事業計画・事業報告シートを活用し、学科及び部署ごとに PDCA サイクルを機能させ、使命・目的に基づく中期計画の達成を促している。加えて、認証評価の結果を踏まえ、適切な学生受入れ数の維持に努める等の改善も行われている。以上のことから、基準 6 を満たしていると評価する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・社会貢献活動

A-1. 大学の使命・目的に即した社会貢献活動

A-1-① 地域ニーズに基づいた社会貢献活動の推進

A-1-② 産学官連携事業の推進

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域ニーズに基づいた社会貢献活動の推進

「品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性を育成する」という大学の使命に基づき、本学では国際交流課、社会貢献課によって組織される対外協力センターを設置している。中でも、社会貢献活動については、社会貢献課を中心に以下の取組みを行っている。

1) ボランティア活動支援

① ボランティアの概要

平成 22(2010)年度からボランティア派遣を本格的に開始しており、令和 4(2022)年 3 月末現在での参加件数は約 8,000 件に達している。活動時間や内容に応じて単位が認定され、令和 3(2021)年度までに 300 人以上が単位認定されている。学生にとっては、実社会で学びながら地域に貢献できる貴重な機会であり、キャリア形成の面でも有力な機会となっている。

② オンラインボランティア

新型コロナウイルス感染症の影響により活動が大幅に制限される中、学びの継続目的として、令和 3(2021)年度はオンラインボランティアを 2 つ提供した。

いずれの活動においても、学生の満足度・成長実感が非常に高い。「チームながぐつプロジェクト福島」には 8 人の学生が参加し、福島の被災者との対談や、産品情報の SNS 発信を行った。また、「サタデークラス」には、5 人の学生が参加し、外国にルーツを持つ子どもたちの学習支援を行い、子どもたちへの教え方や接し方を考案する等、現在も対面形式と併行して活動を継続している。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

2) 地域連携・社会貢献

① 公開講座等

本学の教員等を講師とした講座を開催し、一般に公開している。本学の研究成果を社会に還元する機会となっており、これまでに実施した主な講座は図表 A-1-1 のとおりである。

図表 A-1-1 公開講座等実施概要

講座名称	開始年度	形式	回数	受講者数合計
公開講座	平成 22(2010)年度	対面	年 4 回	約 7,000 人
	令和 2(2020)年度	オンライン	2 回	約 200 人
生涯学習講座	平成 30(2018)年度	対面	5 回	約 100 人

	令和 2(2020)年度	オンライン	2 回	約 60 人
エクステンション講座	令和 3(2021)年度	オンライン	8 回	約 430 人
エンジョイラーニング	令和 3(2021)年度	対面又は オンライン	4 回	同窓生約 36 人

対面形式の場合、近隣の比較的高い年齢層の受講が中心であったのに対し、オンライン形式では、幅広い世代、幅広い地域にまで広がり、他大学の学生や研究者、企業からの受講者も増加した。【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

②地域と連携した活動

＜神戸市立本山第三小学校環境体験学習＞

地元公立小学校 3 年生の環境体験学習の場として本学の里山を提供している。総合子ども学科の学生が支援し、自然観察、自然遊び等で里山の環境を体験している。

＜岡本地区での連携活動＞

地元の岡本地区で実施している「岡本一斉クリーン作戦」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2(2020)年 3 月より活動を休止している。現在は、今できることを学生が主体的に検討し、岡本商店街振興組合と新たな連携活動を開始している。

3) 震災復興支援

①チャリティーコンサート

本学は、阪神・淡路大震災を被災した大学であり、継続的に被災地支援活動に取り組んでいる。その一環として、入場無料のチャリティーコンサートを芦原講堂で実施し、募金活動を行っている。

②震災メモリアルイベント

平成 26(2014)年度から震災メモリアルイベントを実施しており、令和 4(2022)年 2 月には震災メモリアル講演会を開催した。新型コロナウイルス感染症の影響により開催できないイベントもある中、これらのイベントには一般のリピーターも多く、地域社会に貢献するとともに地域密着型のイベントとしても定着している。【資料 A-1-6】

また、集まった募金は、あしなが育英会「あしなが東日本大震災遺児支援募金」に全額寄付しており、これまでの募金総額は 800 万円近くに達している。

4) 学生プロジェクト応援基金を通じた支援

基準 2-4-①にも記載したとおり、課外活動の一つに学生プロジェクト団体による活動がある。「学生プロジェクト応援基金」は、自主的に社会貢献活動を行う意欲の高い学生団体を支援する制度であり、教育後援会が資金面を、社会貢献課が活動面を支援している。リーダーシップを育み、社会に貢献できる女性の育成を目的としており、令和 3(2021)年度の学生プロジェクト団体は、図表 A-1-2 のとおりである。【資料 A-1-7】

図表 A-1-2 令和 3(2021)年度学生プロジェクト団体

団体名	活動内容
①English♡Time	学部生として培った英語力・コミュニケーション力を生かし、学内外を問わず様々な人々の英語学習サポートを行う。
②Sisterhood With	ファッションを通して社会問題と向き合い、共にアクションを起こしていくことを目標に、“自分らしさ”を見つけ、チャレンジする人を増やす活動、コ

	コミュニティづくりを目指す。
③たかおこし	大学と地域連携協定を締結している多可町の地域活性化のため、特産品を活用した商品企画開発を手掛かりとして、地域ブランディングを行う。
④留学生食育支援団体 For your health	留学中及び留学予定の学生に対して、留学生生活を健康的に過ごしてもらうために、食育支援等を行う。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 A-1-1】 チームながぐつプロジェクト福島活動報告書
- 【資料 A-1-2】 サタデークラス活動報告書
- 【資料 A-1-3】 2020 年度 オンライン公開講座
- 【資料 A-1-4】 2020 年度 オンライン生涯学習講座
- 【資料 A-1-5】 2021 年度 エクステンション講座
- 【資料 A-1-6】 2021 年度 震災メモリアルイベント
- 【資料 A-1-7】 2021 年度 学生プロジェクト応援基金関連資料

A-1-② 産学官連携事業の推進

社会貢献課では、社会に貢献し活躍できる人材を育成するため、地方自治体、教育機関、企業等と連携した活動を推進している。また、本学で実施している産学官連携事業については、社会連携事業一覧(Community Connections Register)により把握している。この一覧は、更なる連携活動を展開する上で有用な資料となっている。【資料 A-1-8】

なお、現在展開している主な産学官連携事業は、図表 A-1-3 のとおりである。

図表 A-1-3 主な産学官連携事業

連携先	取組内容
①神戸市東灘区	東灘区主催の以下のイベントに参加 ①夏休みこどもいろいろ体験スクール ②ひがしなだスイーツめぐり ③東灘区ファミリーフェスティバル
②多可町	地域活性化を目指し、「特産品を生かした商品開発」「第 6 次産業化支援、学生視点での地域の魅力の再発見」「外国人住民の生活と深く関わる公的文書の『やさしい日本語』化」等、幅広く展開
③神戸市環境局 象印マホービン(株)	「日本で一番マイボトルが似合う街を目指す」というコンセプトを掲げ、2021 年 3 月にプラスチックごみ削減に向けてマイボトルの利用を啓発する PR 動画・特設サイトを制作 (https://www.mybottle.city.kobe.lg.jp/)
④大学コンソーシアム ひょうご神戸	①国際交流オンラインイベント：国際交流を目的とした交流会を実施。また、留学生と共に異文化理解を深める動画を制作 ②産学連携による「全員発揮型のリーダーシップ」研修：本学学生がアクションラーニングのコーチを務め、企業の社員、大学の教職員、学生混成のリーダーシップ研修を 5 か月連続で実施
⑤神戸トヨペット(株)	SDGs 支援活動の一環として、「未来と自動車販売会社」をテーマに、神戸トヨペットスタッフと共にワークショップを開催
⑥高砂市生涯学習課	高砂市立図書館の市民講座の一環として、地域資源発掘のための、まちあるきツアーを企画、実施後は発表会を開催 (https://www.kobe-np.co.jp/news/touban/202108/0014634674.shtml)

⑦農林水産省 大阪ガス(株)	農林水産省「Let's! 和ごはんプロジェクト」に参加 令和2(2020)年11月に「だしを活用した野菜料理のレシピ」を動画配信 農林水産省のHP「食文化体感スタジアム2021 ～キッズ職人シリーズ～」に掲載
⑧大阪ガス(株)	神戸市内の小学校での食育教室「和食だし体験講座」に参加
⑨東灘区 公益財団法人甲南会 甲南大学 神戸薬科大学	東灘区役所、公益財団法人甲南会、甲南大学、神戸薬科大学が各機関の特色を最大限に生かし、病院、大学、行政が一体となり、若手医療人育成システムの新たなモデルを構築すること、また、地域住民の生活習慣の改善、疾病予防活動を推進することを目的とし、幅広く活動を展開中 新型コロナウイルスワクチンの職域接種を共同で実施
⑩近鉄百貨店(株)	「ココロとカラダの健康フェア 楽トク♪健康&健康チェック」イベントに参加
⑪フェイラージャパン(株) (株)サルト	本学オリジナルハンカチのデザイン、企画から販売までを実施
⑫損害保険ジャパン(株)	企業の課題解決と女性のキャリアビジョンをテーマとした勉強会を実施

<エビデンス集(資料編)>

【資料A-1-8】社会連携事業関連資料

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

社会で活躍できる人材育成を第一の目的とし、学外での学びや活動を通じた学生の総合的な人間的成長を支援している。そのためには、実践的な学びとなるフィールドを、多種多様な業種で開拓し、一人でも多くの学生に参加してもらう必要がある。

就職活動に向けたキャリア形成を支援し、キャリアセンターにつなぐことを喫緊の課題として、様々な取組みを検討している。まずは、「リーダーシップ開発Ⅰ」「リーダーシップ開発Ⅱ」の授業履修者を対象に、学外における実践活動の場を提供する。活動後には、独自の学生成長支援システムにより成長を可視化し、学生に自身の成長を認識させる。これにより、就職活動における明確な自己アピールが可能になると考えている。今後は、より一層、キャリアセンターとの連携強化及び学生のキャリア形成支援の強化に努める。

【基準Aの自己評価】

大学の使命及び教育目的に基づき、学生が主体となって社会貢献活動や産学官連携事業を行う体制を適切に整備している。

また、社会情勢の変化や学生のニーズに対応するため、「学びの継続」「キャリア形成支援」「学生第一」の視点から多様な施策を打ち出している。

具体的には、①オンラインによるボランティアプログラムの導入及び実施、②学外活動を通じた学生成長支援システムによる成長の可視化、③一般向け「エクステンション講座」等のオンライン開催、等が挙げられる。以上のことから、基準Aを満たしていると評価する。

V. 特記事項

1. 学びの継続と新型コロナウイルス感染症対策の両立

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本学では様々な対策を実施しており、令和4(2022)年3月末現在で、構内におけるクラスターの発生は確認されていない。

学生の学びを継続するため、対面授業を中心にオンライン授業を併用している。オンライン授業では、LMS(Learning Management System)である Moodle や学生生活支援システム「CampusSquare」の活用、同時双方向での授業が可能な Zoom、Teams 等の ICT ツールを用いた授業を行っている。

また、令和3(2021)年度にはオンライン授業推進タスクフォースを設置し、一部の授業でハイフレックス型授業（対面授業とオンライン授業同時受講が可能）も実施している。

■令和4(2022)年度の主な感染症対策

①対面授業における人数制限の設定

原則 61 人以上が履修する授業はオンライン授業とした。対面授業でも、最低 1m の間隔を確保しつつ、教室定員の 50%以下で換気を十分に行いながら実施している。

②検温・消毒・手洗いの徹底

大学入構時に検温するため、正門とスクールバス降車場所にサーマルカメラを設置。校舎内にはアルコール消毒液を設置し、手指消毒や手洗いをを行うことを徹底している。

③身だしなみグッズの配布

感染症対策の見だしなみとして、学生にマスクケースやハンカチ等のオリジナルグッズを配布。新しい学校様式に合わせて、日々の感染症対策と啓発を行っている。

2. 多様な留学制度を通じた国際交流

新型コロナウイルス感染症の影響により海外留学の道が閉ざされた中、学生の学びを止めないよう「オンライン留学」をいち早く取り入れ、単位認定制度、奨励金支給制度を整備した。英語学習のみならず、韓国語、インドネシア語のプログラムも実施しており、インドネシア語においては、協定校と協議し本学独自のプログラムを作成した。

令和2(2020)年度夏期休暇に開始し、同年度春期休暇、令和3(2021)年度夏期休暇、春期休暇と継続しており、これまでの参加人数は合計 208 人である。

令和3(2021)年度春期休暇のオンライン留学では、学生の参加費用を大学が全て負担しており、無料でオンライン留学に参加できる体制とした。これに伴い、過去に自費でオンライン留学に参加した学生全員に、全額返金する形で大学が参加費用を負担している。参加した学生の満足度と成長実感度は非常に高く、語学力、コミュニケーション力の向上、そしてモチベーションの維持につながった。

今後も、海外留学の事前準備や事後学習の位置づけとして、また経済的な事情や、心身面の理由により海外渡航を断念せざるを得ない学生たちのためにも、オンライン留学の提供を継続する。現在検討している主なプログラムは、キャリア形成支援を意識した PBL(Problem Based Learning)や COIL 学習（国際協働オンライン学習）、多様性や多文化理解、アントレプレナーシップ（起業家精神）やインターンシップの要素を含んだ内容で、学生の実践的な学びの支援を目的としている。また、オンライン留学に加えて、国内でできる国際交流やバーチャル留学の導入も積極的に検討している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条に学部及び学科を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 3 条に定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 29 条に定めている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の特例を認めていないため、該当なし。	3-1
第 90 条	○	学則第 22 条に定め、学生募集要項で明示している。ただし、第 2 項は飛び入学制度を設けていないため、該当なし。	2-1
第 92 条	○	学則第 7 条、第 8 条、第 9 条及び甲南女子学園職位規程に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 11 条及び甲南女子大学学部教授会規程に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 48 条、大学院学則第 19 条、甲南女子大学学位規程第 3 条、第 4 条及び第 5 条に定めている。	3-1
第 105 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため、該当なし。	2-1
第 109 条	○	甲南女子大学大学評価委員会規程に定め、結果は大学 Web サイトで公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況は、大学 Web サイトで公表している。	3-2
第 114 条	○	甲南女子学園事務組織規程第 8 条に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 29 条第 1 項第 1 号イに定め、学生募集要項で明示している。	2-1
第 132 条	○	学則第 29 条第 1 項第 1 号ウに定め、学生募集要項で明示している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に定めている。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録法令対象外のため、該当なし。ただし、甲南女子学園文書取扱規程第 9 条に基づき、学籍、成績等を適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 57 条に定めている。	4-1

甲南女子大学

第 28 条	○	甲南女子学園文書取扱規程を定め、各担当部局において備えている。	3-2
第 143 条	—	代議員会等を設置していないため、該当なし。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生には編入学資格を与えていないため、該当なし。	3-1
第 147 条	—	早期卒業の特例を認めていないため、該当なし。	3-1
第 148 条	—	学校教育法第 87 条第 1 項ただし書に該当する学部を設置していないため、該当なし。	3-1
第 149 条	—	学校教育法第 89 条に定める卒業の認定を行っていないため、該当なし。	3-1
第 150 条	○	学則第 22 条に定め、学生募集要項で明示している。ただし、第 1 項第 6 号は飛び入学制度を設けていないため、該当なし。	2-1
第 151 条	—	飛び入学制度を設けていないため、該当なし。	2-1
第 152 条	—	飛び入学制度を設けていないため、該当なし。	2-1
第 153 条	—	飛び入学制度を設けていないため、該当なし。	2-1
第 154 条	—	飛び入学制度を設けていないため、該当なし。	2-1
第 161 条	○	学則第 29 条第 3 項に定め、学生募集要項で明示している。	2-1
第 162 条	○	学則第 29 条第 1 項第 2 号に定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 4 条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	体系的な学修プログラムを設けていないため、該当なし。	3-1
第 164 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	「ディプロマ・ポリシー(卒業又は修了の認定に関する方針)」「カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成及び実施に関する方針)」「アドミッション・ポリシー(入学者の受入れに関する方針)」を学科及び専攻ごとに定め、大学 Web サイトで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	甲南女子大学大学評価委員会規程に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	大学 Web サイトで教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	大学学則第 47 条及び第 48 条に定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 29 条第 3 項に定め、学生募集要項で明示している。	2-1
第 186 条	○	学則第 29 条第 1 項第 1 号ウ及び同第 3 項に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

甲南女子大学

第 1 条	○	大学設置基準の遵守はもとより、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条の 2 に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	甲南女子大学入学試験委員会規程、入学試験実施委員会内規に基づき、適切に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	教学経営会議等の会議及び委員会において、教員と職員が構成員として参画し、教職協働を実現している。	2-2
第 3 条	○	学則第 2 条に学部を定め、学部は教育研究上適当な規模内容を有し、法令に則った教員組織、教員数を備えている。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条に専攻による学科を定め、学科は教育研究に必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	学科に代えて組織される課程を設けていないため、該当なし。	1-2
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を設けていないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するため、教員人事計画を策定し必要な教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目の担当及びその補助については、法令に基づき適切に配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	教育課程の編成については、法令に基づき適切に責任を担うよう努めている。	3-2
第 11 条	○	学長及び一部教員については、研究及び運営に専念するため、授業を担当していない。	3-2 4-2
第 12 条	○	教職員任免規程第 5 条に定めている。	3-2 4-2
第 13 条	○	大学設置基準が定める基準数以上の教員数を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	甲南女子大学学長選考規程第 2 条に定めている。	4-1
第 14 条	○	教職員任免規程に基づき、甲南女子大学教員選考基準第 3 条に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教職員任免規程に基づき、甲南女子大学教員選考基準第 4 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教職員任免規程に基づき、甲南女子大学教員選考基準第 5 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教職員任免規程に基づき、甲南女子大学教員選考基準第 6 条に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	教職員任免規程に基づき、甲南女子大学教員選考基準第 7 条に定めている。	3-2 4-2

甲南女子大学

第 18 条	○	学則第 20 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 2 条の 2 に定めた教育目的に基づき、カリキュラム・ポリシーで明示している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を設置していないため、該当なし。	3-2
第 20 条	○	学則第 13 条、第 14 条及び第 16 条に定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 14 条及び第 15 条に定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 15 条の 2 に定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 5 条及び第 15 条の 2 に定めている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数について、科目に応じて教育効果を考慮し適切に対応している。	2-5
第 25 条	○	学則第 15 条に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	全教員にシラバス（共通様式）作成を義務づけており、学内ポータルで明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	甲南女子大学 FD(Faculty Development)委員会を設置し、FD 活動を行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制をとっていないため、該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 45 条、第 46 条及び「試験の実施及び成績の評価に関する申合せ」に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学生要覧で、履修科目の登録単位数上限を明示している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を設置していないため、該当なし。	3-1
第 28 条	○	学則第 18 条の 2 に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 18 条の 3 に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 18 条の 4 に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	学部の長期履修制度を導入していないため、該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 36 条及び甲南女子大学科目等履修生規程に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 18 条及び第 47 条に定めている。	3-1
第 33 条	—	医学、歯学に関する学科を設置していないため、該当なし。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整備し、学生が休息に利用するのに適当な空地を備えている。	2-5
第 35 条	○	運動場を校舎と同一の敷地内及び近隣地に設けている。	2-5
第 36 条	○	第 1 項～第 5 項までの校舎等施設は全て備えている。ただし、第 6 項は夜間学部を設置していないため、該当なし。	2-5
第 37 条	○	校地面積は、認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1 のとおり、基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1 のとおり、基準を満たしている。	2-5

甲南女子大学

第 38 条	○	図書等の資料及び図書館の設備等について適切に備えている。	2-5
第 39 条	—	大学設置基準第 39 条に掲げる学部又は学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 40 条	○	学部、学科に応じた必要な機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	キャンパスは一箇所のため、該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	学則第 9 条に基づき、甲南女子学園事務組織規程を定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	甲南女子学園事務組織規程第 27 条に定めるとおり学生生活課を設置し、専任の職員を適切に配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	甲南女子学園事務組織規程第 29 条に定めるとおりキャリアセンターを設置し、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、計画的に SD 研修を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連係課程実施基本組織を設けていないため、該当なし。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため、該当なし。	4-2
第 57 条	—	外国に組織を設けていないため、該当なし。	1-2
第 58 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学でないため、該当なし。	2-5
第 60 条	—	新たな大学等、又は薬学を履修する課程を設置していないため、該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

甲南女子大学

	状況		基準項目
第 2 条	○	学則第 48 条及び甲南女子大学学位規程第 3 条に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 48 条第 2 項に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 13 条	○	甲南女子大学学位規程に定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	法令に則り、運営基盤の強化、教育の質向上及び運営の透明性確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令に則り、理事、監事、評議員、職員等本法人の関係者に特別の利益供与をしていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条第 2 項に定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に定めている。なお、令和 4(2022)年 5 月 1 日現在、理事 20 人、監事 2 人を配置している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為上に定めていないが、令和元(2019)年 12 月の理事会で私立学校法の改正内容を報告し、寄附行為等の一部改正を行った。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条、第 13 条及び第 14 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条に定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	法令に則り、善管注意義務に反したときは、法人に対する損害賠償の責任が生じる。寄附行為第 17 条に「責任の免除」、第 18 条に「責任限定契約」を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	法令に則り、悪意又は重大な過失があったときは、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	法令に則り、法人又は、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、その他の役員を連帯債務者とする。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 16 条第 3 項、第 17 条及び第 18 条に定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条に定めている。	1-2

甲南女子大学

			5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条及び甲南女子学園財務情報公開規程第 2 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条に基づき、甲南女子学園役員報酬規程を定め、支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条、甲南女子学園経理規程第 4 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条に研究科及び専攻を定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 22 条及び第 26 条に定め、学生募集要項で明示している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 22 条に定め、学生募集要項で明示している。ただし、第 2 項は短期大学の条項であるため、該当なし。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 26 条に定め、学生募集要項で明示している。	2-1
第 157 条	○	学生募集要項に出願資格事前審査として必要な事項をあらかじめ公表し、適切に運用している。	2-1
第 158 条	○	甲南女子大学大学評価委員会規程に基づき、適切に実施している。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 22 条第 1 項第 8 号に定め、学生募集要項で明示している。	2-1
第 160 条	○	明示したものは作成していないが、出願資格事前審査等の実施により適切に運用している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準の遵守はもとより、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 5 条及び第 5 条の 2 に各専攻における教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2

甲南女子大学

第1条の3	○	甲南女子大学入学試験委員会規程、入学試験実施委員会内規に基づき、適切に実施している。	2-1
第1条の4	○	教学経営会議等の会議及び各委員会において、教員と職員が構成員として参画し、教職協働を実現している。	2-2
第2条	○	大学院学則第3条、第3条の2に博士前期課程及び博士後期課程を定めている。	1-2
第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う課程を設けていないため、該当なし。	1-2
第3条	○	大学院学則第4条に目的、第3条及び第3条の2に標準修業年限を定めている。	1-2
第4条	○	大学院学則第4条の2に目的、第3条及び第3条の2に標準修業年限を定めている。	1-2
第5条	○	大学院学則第2条に研究科を定め、法令に則った教員組織、教員数を備えている。	1-2
第6条	○	大学院学則第2条に教育研究上適当な専攻を定めている。	1-2
第7条	○	基礎となる学部を置き適切に連携している。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織を設けていないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院学則第50条に定めている。	3-2 4-2
第9条	○	大学院学則第50条及び甲南女子大学大学院教員選考基準に教員の資格基準を定め、資格を有する教員を専攻ごとに文部科学大臣が別に定める数を配置している。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第6条に定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則第8条、第9条第2項及び各専攻研究指導内規に定めるとともに、大学院学則第5条及び第5条の2に定めた教育目的に基づき、カリキュラム・ポリシーで明示している。	3-2
第12条	○	大学院学則第8条、第9条第2項及び各専攻研究指導内規に定めている。	2-2 3-2
第13条	○	各専攻の研究指導内規に定めている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第8条の2に定めている。	3-2
第14条の2	○	大学院学則第10条の2、シラバス及び各専攻研究指導内規に定めている。	3-1
第14条の3	○	甲南女子大学 FD(Faculty Development)委員会を設置し、FD 活動を行っている。	3-3 4-2

甲南女子大学

第 15 条	○	大学院学則第 7 条、第 10 条の 2、第 11 条の 2 及び第 49 条に定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 15 条に定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 16 条及び各専攻研究指導内規に定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な講義室等は学部と共用している。ただし、院生専用の研究室を備えている。	2-5
第 20 条	○	研究科、専攻に応じた必要な機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科、専攻に応じた図書等教育研究に必要な資料を系統的に備えている。	2-5
第 22 条	○	学部の教育研究に支障が出ない範囲で、施設・設備等を学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	キャンパスは一箇所のため、該当なし。	2-5
第 22 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していないため、該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため、該当なし。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程を設けていないため、該当なし。	3-2
第 26 条	—	通信教育課程を設けていないため、該当なし。	3-2
第 27 条	—	通信教育課程を設けていないため、該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を設けていないため、該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を設けていないため、該当なし。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を設けていないため、該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を設けていないため、該当なし。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当なし。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当なし。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当なし。	4-2
第 42 条	○	甲南女子学園事務組織規程を定めている。	4-1 4-3

甲南女子大学

第 42 条の 2	○	博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努めている。	2-3
第 42 条の 3	○	修学に係る経済的負担の軽減を図るための奨学金情報を整理し、適切に明示している。	2-4
第 43 条	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、計画的に SD 研修を実施している。	4-3
第 45 条	—	外国に組織を設けていないため、該当なし。	1-2
第 46 条	—	新たな大学院及び研究課等を設置していないため、該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1

甲南女子大学

第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 19 条及び甲南女子大学学位規程第 4 条に定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 19 条及び甲南女子大学学位規程第 5 条に定めている。	3-1
第 5 条	○	甲南女子大学学位規程第 8 条第 3 項、第 8 条の 2 第 2 項、第 14 条	3-1

甲南女子大学

		第 3 項及び第 14 条の 2 第 3 項に定めている。	
第 12 条	○	甲南女子大学学位規程第 22 条に定めている。	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人甲南女子学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	KONAN WOMEN'S UNIVERSITY Campus Guide 2022	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	甲南女子大学学則、甲南女子大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度 学生募集要項 （国際学部・文学部・人間科学部・看護リハビリテーション学 部・医療栄養学部）	
	2022 年度 総合型選抜ガイド	

甲南女子大学

	2022 年度 編入学選抜学生募集要項（国際学部・文学部・人間科学部） 2022 年度 大学院学生募集要項（人文科学総合研究科） 2022 年度 大学院学生募集要項（看護学研究科博士前期課程） 2022 年度 大学院学生募集要項（看護学研究科博士後期課程）	
【資料 F-5】	学生便覧 2022(令和 4)年度 学生要覧（文学部・国際学部・人間科学部） 2022(令和 4)年度 学生要覧（看護リハビリテーション学部・医療栄養学部） 2022(令和 4)年度 学生要覧（大学院） 学内システムの利用方法 2022 年度 授業時間割表（文学部・国際学部・人間科学部） 2022 年度 授業時間割表（看護リハビリテーション学部・医療栄養学部）	
【資料 F-6】	事業計画書 2022 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 2021 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 大学 Web サイト（交通アクセス） https://www.konan-wu.ac.jp/access/ 大学 Web サイト（キャンパスマップ） https://www.konan-wu.ac.jp/institution/map/	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 学校法人甲南女子学園規程一覧及び規程集（電子データ）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 学校法人甲南女子学園理事・監事・評議員名簿 学校法人甲南女子学園理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間） 計算書類及び監事監査報告書（2017～2021 年度決算）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 2022 年度 シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 文学部日本語日本文化学科 3 つのポリシー 文学部メディア表現学科 3 つのポリシー 国際学部国際英語学科 3 つのポリシー 国際学部多文化コミュニケーション学科 3 つのポリシー 人間科学部心理学科 3 つのポリシー 人間科学部総合子ども学科 3 つのポリシー 人間科学部文化社会学科 3 つのポリシー 人間科学部生活環境学科 3 つのポリシー 看護リハビリテーション学部看護学科 3 つのポリシー 看護リハビリテーション学部理学療法学科 3 つのポリシー 医療栄養学部医療栄養学科 3 つのポリシー 大学院人文科学総合研究科言語・文学専攻 3 つのポリシー 大学院人文科学総合研究科心理・教育学専攻 3 つのポリシー 大学院人文科学総合研究科社会・文化環境学専攻 3 つのポリシー 大学院看護学研究科博士前期課程 3 つのポリシー 大学院看護学研究科博士後期課程 3 つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	甲南女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	甲南女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (建学の理念・教育理念)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	2022 年度 学生手帳	
【資料 1-1-5】	大学 Web サイト (教育理念・建学の理念) https://www.konan-wu.ac.jp/about/message/policy.php	
【資料 1-1-6】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (建学の理念・教育理念)	【資料 F-5】 【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-1-7】	大学 Web サイト (教育理念・建学の理念) https://www.konan-wu.ac.jp/about/message/policy.php	【資料 1-1-5】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	内部質保証委員会記録及び資料 (2021 年 10 月 11 日)	
【資料 1-2-2】	教学経営会議議事録及び資料 (2021 年 11 月 8 日報告事項 4)	
【資料 1-2-3】	理事会議事録及び資料 (2022 年 3 月 16 日議案 4)	
【資料 1-2-4】	2022 年度 入学のしおり	
【資料 1-2-5】	2022(令和 4)年度 入学宣誓式 式次第	
【資料 1-2-6】	2022 年度 新任教職員研修「甲南女子学園の歴史と理念」	
【資料 1-2-7】	甲南女子大学読本	
【資料 1-2-8】	甲南女子学園創立 100 周年記念 Web サイト https://gakuen.konan-wu.ac.jp/100th/	
【資料 1-2-9】	甲南女子学園創立者安宅彌吉 (冊子)	
【資料 1-2-10】	第 1 次中期計画	
【資料 1-2-11】	第 5 次中期計画	
【資料 1-2-12】	2022 年度 事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-13】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (教育理念・目的など)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-14】	大学 Web サイト (3 つのポリシー) https://www.konan-wu.ac.jp/admission/exam/policy/	
【資料 1-2-15】	甲南女子学園事務組織規程	
【資料 1-2-16】	甲南女子大学学部教授会規程	
【資料 1-2-17】	甲南女子大学合同教授会規程	
【資料 1-2-18】	大学院研究科委員会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2022 年度 学生募集要項 (アドミッション・ポリシー)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	KONAN WOMEN'S UNIVERSITY Campus Guide 2022 (アドミッション・ポリシー)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	2022 年度 総合型選抜ガイド (学科の求める学生像)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	2022 年度 大学院学生募集要項 (アドミッション・ポリシー)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2022 年度 学生募集要項 (入試区分ごとの出願資格及び選抜方法等)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	甲南女子大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-7】	入学試験実施委員会内規	
【資料 2-1-8】	2022 年度 入学者選抜実施要項	
【資料 2-1-9】	甲南女子大学入学試験問題作成委員会規程	

甲南女子大学

【資料 2-1-10】	教学経営会議議事録及び資料（2021 年 5 月 17 日議題 3）	
【資料 2-1-11】	教学経営会議議事録及び資料（2021 年 9 月 27 日議題 3）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	第 5 次中期計画（第 5 次中期計画の全体図）	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 2-2-2】	第 5 次中期計画（第 5 次中期計画の重点テーマと最重要 KPI）	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 2-2-3】	甲南女子大学 IR 活動委員会規程	
【資料 2-2-4】	2021 年度 PROG 全体傾向報告書	
【資料 2-2-5】	教学経営会議議事録及び資料（2021 年 4 月 5 日議題 2、2022 年 2 月 14 日議題 1）	
【資料 2-2-6】	教学経営会議議事録及び資料（2021 年 6 月 7 日報告事項 1）	
【資料 2-2-7】	教学経営会議議事録及び資料（2021 年 7 月 5 日議題 2）	
【資料 2-2-8】	教学経営会議議事録及び資料（2022 年 3 月 14 日報告事項 1）	
【資料 2-2-9】	甲南女子大学教務委員会規程	
【資料 2-2-10】	甲南女子大学教職課程委員会規程	
【資料 2-2-11】	2022 年度 教務部オリエンテーション資料	
【資料 2-2-12】	2022 年度 カリキュラム・マップ	
【資料 2-2-13】	CampusSquare（シラバスナンバリング検索画面）	
【資料 2-2-14】	2022 年度 授業時間割表（授業科目ナンバリングについて）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-15】	2020(令和 2)年度 甲南女子大学教職課程年報	
【資料 2-2-16】	大学 Web サイト（コモンルーム） https://www.konan-wu.ac.jp/campuslife/student_support/common_room.php	
【資料 2-2-17】	甲南女子大学アドバイザー制度に関する申合せ	
【資料 2-2-18】	障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応指針	
【資料 2-2-19】	甲南女子大学学生支援連絡会議規程	
【資料 2-2-20】	学生支援についてのお願ひ	
【資料 2-2-21】	2022 年度 シラバス例（オフィスアワー等）	
【資料 2-2-22】	甲南女子大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-23】	2022(令和 4)年度 ティーチング・アシスタント(TA)応募書類	
【資料 2-2-24】	CampusSquare（出欠状況参照画面）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2021 年度 キャリアセンター基本スケジュール	
【資料 2-3-2】	2021 年度 月別学生面談等数（予約制）	
【資料 2-3-3】	2021 年 7 月開催 学内企業セミナー日程表（インターンシップ関係）	
【資料 2-3-4】	2022 年度 キャリア支援科目シラバス	
【資料 2-3-5】	2021 年度 キャリアガイダンス資料	
【資料 2-3-6】	2022 年 2 月開催 学内企業セミナー日程表	
【資料 2-3-7】	CAREER SUPPORT GUIDE 2023	
【資料 2-3-8】	甲南女子大学キャリア委員会規程	
【資料 2-3-9】	1 年生保証人対象 就職活動準備ガイド 2022	
【資料 2-3-10】	3 年生保証人対象 就職活動サポートガイド 2021	
【資料 2-3-11】	2021 年度 月別学生面談等数（キャリアコモンズ）	
【資料 2-3-12】	資格サポートセンター「資格取得・就職支援講座」パンフレット	
【資料 2-3-13】	2021 年度 資格サポートセンター講座実績	
【資料 2-3-14】	求人検索 NAVI（ログイン画面） https://www2.kyujin-navi.com/GAKUGAI/login/login.asp?ldap=1	
【資料 2-3-15】	2021 年度 卒業生学科別進路満足度	

甲南女子大学

2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (学生生活に関する事項)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-2】	2022 年度 学生手帳	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-4-3】	甲南女子大学大学院看護学研究科長期履修制度規程	
【資料 2-4-4】	甲南女子大学学生寮パンフレット	
【資料 2-4-5】	Konan Clover House 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン	
【資料 2-4-6】	甲南女子大学奨学金規程	
【資料 2-4-7】	甲南女子大学遠隔地出身学生援助奨学金規程	
【資料 2-4-8】	甲南女子大学緊急特別奨学金規程	
【資料 2-4-9】	甲南女子大学大学院奨学金規程	
【資料 2-4-10】	甲南女子大学外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-4-11】	甲南女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-4-12】	甲南女子大学大学院看護学研究科研究奨励金規程	
【資料 2-4-13】	甲南女子大学教育後援会学習奨励金給付規程	
【資料 2-4-14】	甲南女子大学スカシップ入学者学費免除規程	
【資料 2-4-15】	甲南女子大学スポーツ推薦型選抜入学者入学金免除規程	
【資料 2-4-16】	甲南女子大学高等教育修学支援新制度にかかる学費減免規程	
【資料 2-4-17】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (福祉・厚生「奨学金」)	【資料 F-5】 【資料 2-4-1】と同じ
【資料 2-4-18】	大学 Web サイト (奨学金) https://www.konan-wu.ac.jp/campuslife/scholarship/	
【資料 2-4-19】	大学 Web サイト (課外活動・学生自治会) https://www.konan-wu.ac.jp/campuslife/activities/club.php	
【資料 2-4-20】	2022 年度 学生プロジェクト応援基金募集要項	
【資料 2-4-21】	大学 Web サイト (保健センター) https://www.konan-wu.ac.jp/campuslife/student_support/nurse.php	
【資料 2-4-22】	2020 年度 保健センター報告書	
【資料 2-4-23】	2021 年度 保健管理運営委員会議事録及び資料	
【資料 2-4-24】	こころのグループワーク	
【資料 2-4-25】	気になる学生に出会ったときに	
【資料 2-4-26】	障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応指針	【資料 2-2-18】と同じ
【資料 2-4-27】	甲南女子大学学生支援連絡会議規程	【資料 2-2-19】と同じ
【資料 2-4-28】	甲南女子大学障害学生対応事例集	
【資料 2-4-29】	ノートテイクサポーター募集	
【資料 2-4-30】	2022 年度 シラバス「手話コミュニケーション」	
【資料 2-4-31】	2022 年度 シラバス「ノートテイクの方法」	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学校法人甲南女子学園固定資産・物品管理規程	
【資料 2-5-2】	甲南女子学園固定資産・物品調達規程	
【資料 2-5-3】	設備改善中期計画	
【資料 2-5-4】	過去の学園建物改修・改造一覧表	
【資料 2-5-5】	2021 年度 建物現地調査報告書	
【資料 2-5-6】	ゼミ懇談会及びクラブ懇談会アンケート結果への回答	
【資料 2-5-7】	2021 年度 総合設備管理年間保守管理業務年間作業予定表	
【資料 2-5-8】	消防計画自主点検チェック表	
【資料 2-5-9】	2021 年度 耐震化率	
【資料 2-5-10】	大学 Web サイト (図書館について) https://www.konan-wu.ac.jp/institution/library/	

甲南女子大学

【資料 2-5-11】	甲南女子大学図書館 OPAC https://opac.lib.konan-wu.ac.jp/	
【資料 2-5-12】	LIBRARY GUIDE 2022	
【資料 2-5-13】	大学 Web サイト (機材・ソフトウェア) https://www.konan-wu.ac.jp/for_inside/equipment.php	
【資料 2-5-14】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (コンピュータ、AV 設備を用いた学習支援)	【資料 F-5】 【資料 2-4-1】と同じ
【資料 2-5-15】	10 号館バリアフリー関係工事内容	
【資料 2-5-16】	正門整備計画工事内容	
【資料 2-5-17】	2021 年度 受講者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	CampusSquare (授業評価アンケート回答画面)	
【資料 2-6-2】	2020 年度 授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-3】	2021 年度 授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-4】	2021 年度 教員自己評価票	
【資料 2-6-5】	ベストティーチャー賞に関する申合せ	
【資料 2-6-6】	教学経営会議議事録及び資料 (2021 年 12 月 6 日議題 2)	
【資料 2-6-7】	理事小委員会議事録及び資料 (2022 年 1 月 21 日議案 9)	
【資料 2-6-8】	ゼミ懇談会及びクラブ懇談会実施時のアンケート	
【資料 2-6-9】	寮生活に関するアンケート	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	内部質保証委員会記録及び資料 (2021 年 6 月 28 日)	
【資料 3-1-2】	学部教授会議事録及び資料 (2021 年 7 月 14 日)	
【資料 3-1-3】	2022 年度 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-4】	学内試験・オンライン試験・提出物等の不正行為に関する内規	
【資料 3-1-5】	授業とやむを得ない事由による欠席連絡と学習機会の提供について	
【資料 3-1-6】	試験の実施及び成績の評価に関する申合せ	
【資料 3-1-7】	2022 年度 シラバス例 (授業のねらい等)	【資料 2-2-21】と同じ
【資料 3-1-8】	甲南女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (履修登録)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-10】	CampusSquare (単位修得状況照会画面)	
【資料 3-1-11】	2021 年度 成績通知表例	
【資料 3-1-12】	保証人成績通知表送付文書例	
【資料 3-1-13】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (成績)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-14】	甲南女子大学学位規程	
【資料 3-1-15】	人文科学総合研究科学学位論文審査基準	
【資料 3-1-16】	看護学研究科学学位論文審査基準	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2022 年度 3 つのポリシー	【資料 F-13】 【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-2】	内部質保証委員会記録及び資料 (2022 年 1 月 17 日)	
【資料 3-2-3】	2022 年度 カリキュラム・マップ	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 3-2-4】	CampusSquare (シラバスナンバリング検索画面)	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 3-2-5】	2022 年度 授業時間割表 (授業科目ナンバリングについて)	【資料 F-5】 【資料 2-2-14】と同じ
【資料 3-2-6】	2022 年度 シラバス例 (講義スケジュール等)	【資料 2-2-21】

甲南女子大学

		【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-2-7】	シラバス入力マニュアル	
【資料 3-2-8】	甲南女子大学全学共通教育委員会規程	
【資料 3-2-9】	2019～2021 年度 全学共通教育委員会議事録	
【資料 3-2-10】	2022 年度 全学共通科目カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-11】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (AI・データ活用力育成プログラム)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-12】	2022 年度 シラバス「リーダーシップ開発Ⅰ・Ⅱ」	
【資料 3-2-13】	「全員発揮のリーダーシップ」を開発する全学共通科目の概要	
【資料 3-2-14】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (リーダーシップ・プログラム)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-15】	甲南女子大学 FD 委員会規程	
【資料 3-2-16】	2019 年度 授業公開一覧表	
【資料 3-2-17】	女性教育カリキュラムの全学的推進事業へのご協力お願いについて	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	みらいパス (リーダーチャート画面)	
【資料 3-3-2】	2021 年度 第 2 回全学 FD 委員会会議録	
【資料 3-3-3】	2021 年度 授業評価アンケート結果	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-4】	2021 年度 PROG 全体傾向報告書	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 3-3-5】	IR 活動委員会記録及び資料 (2021 年 10 月 13 日、2021 年 12 月 21 日)	
【資料 3-3-6】	大学 Web サイト (教育情報の公表) https://www.konan-wu.ac.jp/publication/	
【資料 3-3-7】	大学 Web サイト (就職実績データ) https://www.konan-wu.ac.jp/career/data/	
【資料 3-3-8】	2021 年度 第 5 回教務委員会議事録	
【資料 3-3-9】	2021 年度 教員自己評価票	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-10】	みらいパス (アセスメント・テスト確認画面)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	2022 年度 役職者一覧	
【資料 4-1-2】	甲南女子大学副学長規程	
【資料 4-1-3】	甲南女子大学学長補佐規程	
【資料 4-1-4】	甲南女子大学学部長候補者選考規程	
【資料 4-1-5】	甲南女子大学教学経営会議規程	
【資料 4-1-6】	2022 年度 教学経営会議構成員一覧	
【資料 4-1-7】	学校法人甲南女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-8】	甲南女子学園職位規程	
【資料 4-1-9】	学校法人甲南女子学園組織機構図	
【資料 4-1-10】	甲南女子大学学部教授会規程	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 4-1-11】	大学院研究科委員会規程	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 4-1-12】	甲南女子学園事務組織規程	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 4-1-13】	部課長会議規程	
【資料 4-1-14】	2022 年度 各種委員会構成員一覧	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	資格養成課程の指定基準と現状の対比	
【資料 4-2-2】	2022 年度 組織別・職位別・年齢構成別・男女別教員組織表	

甲南女子大学

【資料 4-2-3】	就業規則	
【資料 4-2-4】	教職員任免規程	
【資料 4-2-5】	甲南女子大学教員選考規程	
【資料 4-2-6】	甲南女子大学教員選考基準	
【資料 4-2-7】	甲南女子大学大学院教員選考規程	
【資料 4-2-8】	甲南女子大学大学院教員選考基準	
【資料 4-2-9】	甲南女子大学 FD 委員会規程	【資料 3-2-15】と同じ
【資料 4-2-10】	2021 年度 全学 FD 委員会活動報告書	
【資料 4-2-11】	2021 年度 教員自己評価票	【資料 2-6-4】 【資料 3-3-9】と同じ
【資料 4-2-12】	授業実践のヒント	
【資料 4-2-13】	2021 年度甲南女子大学学習支援システム「Moodle」利用ガイド	
【資料 4-2-14】	2021 年度前期授業実施に関する教員向けシステムガイド	
【資料 4-2-15】	2019 年度 FD ワークショップのお知らせ (2019 年 9 月 25 日)	
【資料 4-2-16】	甲南女子大学教員アンケート (2020 年度前期の振り返り)	
【資料 4-2-17】	2020 年 9 月教員研修資料	
【資料 4-2-18】	2021 年 3 月教員研修資料	
【資料 4-2-19】	2021 年 8 月教員研修資料	
【資料 4-2-20】	2022 年 3 月教員研修資料	
【資料 4-2-21】	2021 年度後期 非常勤講師自己点検・教育研究活動報告	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	2021 年度 合同研修参加率	
【資料 4-3-2】	2021 年度 合同研修資料	
【資料 4-3-3】	2021 年度 職員研修体系の可視化資料	
【資料 4-3-4】	2019 年度 適性検査全体解説資料	
【資料 4-3-5】	2021 年度 階層別研修参加率	
【資料 4-3-6】	2022 年度 導入研修スケジュール	
【資料 4-3-7】	2021 年度 フォローアップ研修資料	
【資料 4-3-8】	職員の昇格選考について	
【資料 4-3-9】	甲南女子学園専任職員人事制度規程	
【資料 4-3-10】	職員人事制度運用指針	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	教学経営会議議事録及び資料 (2021 年 10 月 25 日議題 2)	
【資料 4-4-2】	甲南女子学園国内研究員規程	
【資料 4-4-3】	甲南女子学園在外研究員規程	
【資料 4-4-4】	甲南女子大学学術情報リポジトリ Web サイト https://konan-wu.repo.nii.ac.jp/	
【資料 4-4-5】	2022(令和 4)年度 学生要覧(施設、教室、教員研究室等位置図)	【資料 F-5】と同じ
【資料 4-4-6】	2021 年度 図書館利用調査結果	
【資料 4-4-7】	甲南女子大学における研究上の不正行為に関する取扱規程	
【資料 4-4-8】	研究費不正防止の基本方針	
【資料 4-4-9】	甲南女子大学における公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-10】	大学 Web サイト (研究機関内の責任体系及び窓口) https://www.konan-wu.ac.jp/contribution/research/academic/system.php	
【資料 4-4-11】	理事会議事録及び資料 (2021 年 7 月 12 日議案 3)	
【資料 4-4-12】	合同教授会議事録及び資料 (2021 年 9 月 22 日)	
【資料 4-4-13】	2022(令和 4)年度 学生要覧 (公正な研究の実施について)	【資料 F-5】と同じ
【資料 4-4-14】	甲南女子大学研究倫理委員会規程	

甲南女子大学

【資料 4-4-15】	甲南女子大学研究倫理審査細則	
【資料 4-4-16】	甲南女子大学動物実験規程	
【資料 4-4-17】	甲南女子大学動物実験委員会規程	
【資料 4-4-18】	甲南女子大学受託研究規程	
【資料 4-4-19】	甲南女子大学受託研究員規程	
【資料 4-4-20】	甲南女子大学共同研究規程	
【資料 4-4-21】	甲南女子大学客員研究員規程	
【資料 4-4-22】	甲南女子学園学術研究及び教育振興奨励基金規程	
【資料 4-4-23】	学術研究及び教育振興奨励基金取扱内規	
【資料 4-4-24】	合同教授会議事録及び資料（2021 年 7 月 14 日報告事項 4）	
【資料 4-4-25】	合同教授会議事録及び資料（2022 年 1 月 26 日報告事項 2）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人甲南女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	理事会業務委任規則	
【資料 5-1-3】	就業規則	【資料 4-2-3】と同じ
【資料 5-1-4】	甲南女子学園公益通報者保護規程	
【資料 5-1-5】	甲南女子学園賞罰委員会規程	
【資料 5-1-6】	甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程	
【資料 5-1-7】	理事会業務委任規則	【資料 5-1-2】と同じ
【資料 5-1-8】	甲南女子大学教学経営会議規程	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 5-1-9】	教学経営会議議事録及び資料（2021 年 2 月 15 日議題 2）	
【資料 5-1-10】	理事小委員会議事録及び資料（2021 年 2 月 17 日議案 1）	
【資料 5-1-11】	評議員会議事録及び資料（2021 年 3 月 15 日議案 1）	
【資料 5-1-12】	理事会議事録及び資料（2021 年 3 月 15 日議案 1）	
【資料 5-1-13】	第 5 次中期計画（第 5 次中期計画の運用について）	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-1-14】	2022 年度 事業計画書	【資料 F-6】 【資料 1-2-12】と同じ
【資料 5-1-15】	2021 年度 事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-16】	照明 LED 化工事履歴	
【資料 5-1-17】	10 号館水質維持設備設置届出書	
【資料 5-1-18】	甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-1-19】	甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程運用指針	
【資料 5-1-20】	大学 Web サイト（ハラスメントガイドライン） https://www.konan-wu.ac.jp/about/action/guideline.php	
【資料 5-1-21】	甲南女子大学リスクマネジメント規程	
【資料 5-1-22】	リスクマネジメント基本ガイドライン	
【資料 5-1-23】	部課長会議議事録（2019 年 9 月 2 日、2020 年 9 月 14 日、2021 年 9 月 13 日）	
【資料 5-1-24】	就業規則	【資料 4-2-3】と同じ
【資料 5-1-25】	ストレスチェック実施内規	
【資料 5-1-26】	甲南女子学園個人情報保護規程	
【資料 5-1-27】	個人情報の安全管理措置及び適切な取扱いに関する内規	
【資料 5-1-28】	甲南女子学園個人番号及び特定個人情報取扱規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人甲南女子学園寄附行為	【資料 F-1】 【資料 5-1-1】と同じ

甲南女子大学

【資料 5-2-2】	理事会業務委任規則	【資料 5-1-2】 【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会欠席時の意思表示書	
【資料 5-2-4】	2021 年度 理事小委員会の開催状況	
【資料 5-2-5】	甲南女子学園副理事長規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	甲南女子大学大学評議会規程	
【資料 5-3-2】	部課長会議規程	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 5-3-3】	理事小委員会議事録及び資料（2021 年 4 月 9 日議案 2）	
【資料 5-3-4】	理事会議事録及び資料（2021 年 5 月 24 日議案 6）	
【資料 5-3-5】	評議員会議事録及び資料（2021 年 5 月 24 日議案 3）	
【資料 5-3-6】	理事会議事録及び資料（2022 年 5 月 27 日議案 2）	
【資料 5-3-7】	評議員会議事録及び資料（2022 年 5 月 27 日議案 2）	
【資料 5-3-8】	学校法人甲南女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-9】	評議員会欠席時の意思表示書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	第 5 次中期計画（財務計画）	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-4-2】	理事小委員会議事録及び資料（2021 年 1 月 25 日報告事項 2）	
【資料 5-4-3】	第 5 次中期計画（最重要 KPI と過去の推移について）	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-4-4】	教学経営会議議事録及び資料（2021 年 9 月 13 日議題 5）	
【資料 5-4-5】	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分	
【資料 5-4-6】	2021 年度 事業報告書（財務の概要）	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-4-7】	2021(令和 3)年度 収支決算説明資料	【資料 5-3-6】と同じ
【資料 5-4-8】	学校法人甲南女子学園資産運用規程	
【資料 5-4-9】	学校法人甲南女子学園資産運用基準	
【資料 5-4-10】	資産運用委員会議事録（2022 年 2 月 21 日、2022 年 3 月 16 日）	
【資料 5-4-11】	理事会議事録及び資料（2022 年 5 月 27 日議案 1）	
【資料 5-4-12】	理事小委員会議事録及び資料（2022 年 5 月 13 日報告事項 6）	
【資料 5-4-13】	投資における費用対効果書類	
【資料 5-4-14】	財務状況の推移	
【資料 5-4-15】	2021 年度 経費削減プロジェクト資料	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	甲南女子学園経理規程	
【資料 5-5-2】	甲南女子学園固定資産・物品調達規程	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 5-5-3】	理事小委員会議事録及び資料（2022 年 2 月 21 日議案 1）	
【資料 5-5-4】	評議員会議事録及び資料（2022 年 3 月 16 日議案 2）	
【資料 5-5-5】	理事会議事録及び資料（2022 年 3 月 16 日議案 2）	
【資料 5-5-6】	理事小委員会議事録及び資料（2020 年 11 月 16 日議案 2）	
【資料 5-5-7】	評議員会議事録及び資料（2020 年 12 月 14 日議案 1）	
【資料 5-5-8】	理事会議事録及び資料（2020 年 12 月 14 日議案 1）	
【資料 5-5-9】	甲南女子学園稟議規程	
【資料 5-5-10】	理事小委員会議事録及び資料（2022 年 5 月 13 日報告事項 6）	【資料 5-4-12】と同じ
【資料 5-5-11】	監査法人と常務理事、事務局長のディスカッション資料	
【資料 5-5-12】	独立監査人の監査報告書（2022 年 5 月 27 日）	
【資料 5-5-13】	理事会議事録及び資料（2022 年 5 月 27 日議案 2）	【資料 5-3-6】と同じ
【資料 5-5-14】	監事監査議事録（2021 年 10 月 14 日）	
【資料 5-5-15】	監事監査議事録（2022 年 5 月 11 日）	
【資料 5-5-16】	令和 3 年度 監査計画説明書	

【資料 5-5-17】	令和 3 年度 監査結果説明書	
-------------	-----------------	--

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	甲南女子大学内部質保証委員会規程	
【資料 6-1-2】	2021 年度 内部質保証委員会記録及び資料	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	甲南女子大学大学評価委員会規程	
【資料 6-2-2】	2019 年度 大学評価委員会議事録及び資料	
【資料 6-2-3】	2021 年度 大学評価委員会議事録及び資料	
【資料 6-2-4】	大学 Web サイト (各種報告書) https://www.konan-wu.ac.jp/about/action/report.php	
【資料 6-2-5】	看護リハビリテーション学部・看護学研究科自己点検・自己評価委員会内規	
【資料 6-2-6】	甲南女子大学看護リハビリテーション学部 自己点検・評価報告書 2018・2019 年度	
【資料 6-2-7】	理学療法学科 2021 年度自己点検評価報告書	
【資料 6-2-8】	甲南女子大学 IR 活動委員会規程	【資料 2-2-3】 と同じ
【資料 6-2-9】	2021 年度 PROG 全体傾向報告書	【資料 2-2-4】 【資料 3-3-4】 と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2020 年度 授業評価アンケート結果	【資料 2-6-2】 と同じ
【資料 6-3-2】	2021 年度 授業評価アンケート結果	【資料 2-6-3】 【資料 3-3-3】 と同じ
【資料 6-3-3】	2021 年度 教員自己評価票	【資料 2-6-4】 【資料 3-3-9】 【資料 4-2-11】 と同じ
【資料 6-3-4】	第 5 次中期計画における事業計画・事業報告シート	

基準 A. 地域連携・社会貢献活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の使命・目的に即した社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	チームながつプロジェクト福島活動報告書	
【資料 A-1-2】	サタデークラス活動報告書	
【資料 A-1-3】	2020 年度 オンライン公開講座	
【資料 A-1-4】	2020 年度 オンライン生涯学習講座	
【資料 A-1-5】	2021 年度 エクステンション講座	
【資料 A-1-6】	2021 年度 震災メモリアルイベント	
【資料 A-1-7】	2021 年度 学生プロジェクト応援基金関連資料	
【資料 A-1-8】	社会連携事業関連資料	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。